## 南相馬市公営住宅等長寿命化計画の見直しについて(概要)

## 1 趣旨

本市では、平成30年3月に住宅ストックの中長期的な維持管理と長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を目的に『南相馬市公営住宅等長寿命化 計画』を策定し、市営住宅の長寿命化を図るための住戸改善を行ってきた。

また、本計画は、国土交通省による「公営住宅等長寿命化計画策定指針」に基づき、5年ごとに見直しを図ることとされ、少子高齢化など社会情勢の変化を踏まえた将来必要なストック戸数の再設定を行うほか、将来的な住宅需要の見通しや本計画の進捗状況を踏まえた団地別・住棟別の長寿命化に資する予防保全的改修の方針を示す必要があるため、本計画の見直しを行うもの。

## 2 計画の概要

- (1)計画の位置づけ
  - ①公営住宅等長寿命化計画策定指針
  - ②南相馬市第三次総合計画(前期基本計画) 『政策の柱 5 都市基盤・環境・防災』
  - ③南相馬市公共施設等総合管理計画 『第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 公営住宅』
- (2)計画期間

令和5年度から令和14年度(10年間)

- (3) 南相馬市公営住宅等長寿命化計画(平成30年3月改訂)との変更点
  - ①**戸建て災害公営住宅の整備・管理計画**(概要版: P 5、本計画: P 67)

西川原団地・萱浜団地・小高東町団地の戸建て災害公営住宅は、建設当初より購入希望者に対し譲渡を視野に入れて整備した団地であるため、整備・管理計画を「維持管理」から「譲渡予定」に変更した。

### ②仲町団地と国見町団地修繕計画(概要版: P6、本計画: P93)

当初仲町団地5から9号棟給水・ガス管設備の修繕計画は、「令和2年度から令和4年度まで」の予定であったが、「令和2年度」に前倒しで修繕済みであるため、年次別改善事業計画書を変更した。

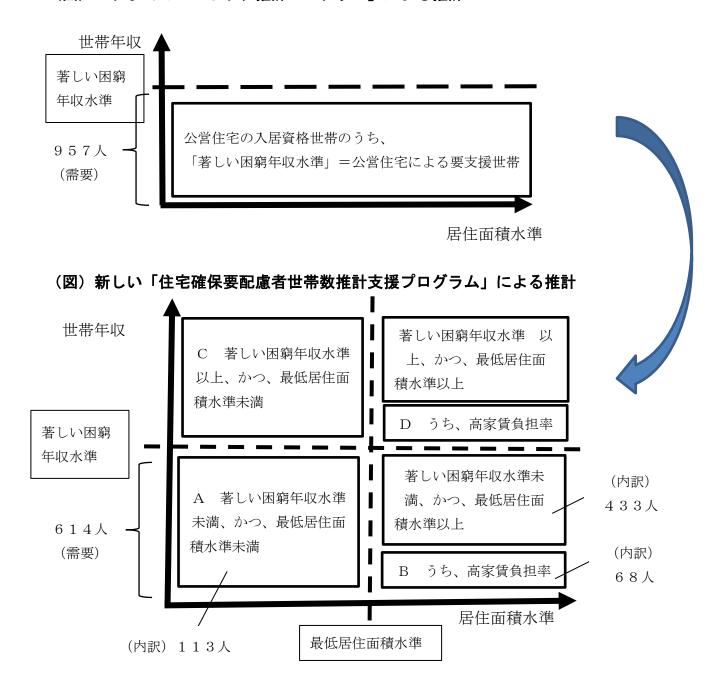
※仲町団地については、修繕計画が完了したためリストから削除した。

また、国見町団地1号棟の給水設備や外壁修繕を1年前倒しで令和4年度 に実施したため、年次別改善事業計画書を変更した。

### ③将来ストック戸数(概要版: P1、本計画: P46~48)

「公営住宅等長寿命化計画策定指針(平成28年8月)」に示されていた「ストック推計プログラム」の推計手法が、令和3年度に「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」に見直しされ、「公営住宅等による要支援世帯数」の定義が細分化されたことにより、住宅の困窮状況を4類型に区分し、各類型に該当する世帯数を推計できるようになった。この見直しを受けて、令和14年度(2032年度)時点では、前回の計画と比較して、著しい困窮年収未満世帯数(需要)「957人」から「614人」に変更した。

### (図) これまでの「ストック推計プログラム」による推計



公的賃貸住宅等の供給は、目標年次における「著しい困窮年収水準未満の世帯数(614人)の推移とともに、住宅セーフティネットの考え方を踏まえ、ストック数(供給)の目標を令和14年度(2032年度)時点で、「2,967戸」から「2,149戸」に変更した。

语 · □	現ストック数	本計画	前計画
項目	(R4. 7. 1 現在)	目標戸数	目標戸数
市営住宅(公営·単独)	1, 033 戸	822 戸	931 戸
市営住宅(特公賃住宅)	8戸	8戸	8戸
市営災害公営住宅(払下げ対象除く)	350 戸	264 戸	350 戸
小 計	1, 391 戸	1,094戸	1, 289 戸
県営住宅(公営住宅・復興公営住宅)	1, 055 戸	1, 055 戸	1, 055 戸
低廉な家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅	1, 764 戸	0戸	623 戸
小 計	2,819戸	1, 055 戸	1,678戸
合 計(ストック戸数)	4, 210 戸	2, 149 戸	2, 967 戸

## 3 パブリックコメント手続で公表する資料

- (1) 南相馬市公営住宅等長寿命化計画(概要) 資料2
- (2) 南相馬市公営住宅等長寿命化計画(素案) 資料3

## 4 今後のスケジュール

No.	日程	項目
1	1月 下旬	市議会へのパブリックコメント手続報告(棚入れ)
2	1月 下旬	小高・鹿島・原町区 地域協議会 (報告)
3	2月15日(水)~ 3月6日(月)	パブリックコメント手続き
4	3月 下旬	企画調整会議 (パブリックコメント手続後)
5	3月 下旬	庁議 (パブリックコメント手続後)
6	3月 下旬	市議会へのパブリックコメント結果報告(棚入れ)
7	3月 下旬	計画公表

## 南相馬市公営住宅等長寿命化計画(概要版)

資料1-2

### 1 策定の目的

南相馬市における公営住宅等を適切な住居環境に保ち、市内の住宅需要や市営住宅の入居率・応募率等を勘案しながら、今後も安心・安全で効率的・効果的に長期間にわたって活用するため、予防保全の観点から各住棟別に活用計画及び修繕・改善の計画を定め、長寿命化に向けた計画的な維持管理を実施するため本計画を策定します。

**2** 計画期間 2023 年度 ~ 2032 年度 目標年次: 2032 年度

### 3 市営住宅管理状況

- ・昭和56年以前に建設された一般市営住宅(災害公営除く)の棟数割合が55.9%であり、また、耐用年限を経過している住棟割合が59.8%であり、全体の半数以上の住棟が耐用年数を経過しています。
- ・災害公営住宅の建設により、現在の市営住宅全体は住棟で 157%増、戸数で 134%増となり 維持管理負担が増加しました。
- ・入居している住戸は 717 戸、入居率 68.9%ですが、募集停止している政策空家 89 戸を除く と入居率は 75.3%です。災害公営住宅は、入居している住戸は 329 戸、入居率 94.0%です。
- ・一般世帯では、単身世帯が35.6%で最も高くなっています。さらには、高齢者世帯でも、単身世帯が68.3%で最も高く、2人世帯と合わせると9割以上になっています。

### 4 市営住宅の課題

- ①老朽化する市営住宅
- ②住宅設備の充実・整備
- ③災害公営住宅の建設に伴う、維持管理住宅の増大
- ④老朽化した市営住宅のストック活用判断
- ⑤住宅セーフティネットとしての役割強化

#### 5 目標年次における公的賃貸住宅等の供給方針

公的賃貸住宅等の供給方針については、目標年次における「著しい困窮年収水準未満の世帯数(=最大必要量[614 戸])」の推移とともに、受け皿となる「公営住宅」などを対象に、住宅セーフティネットの考え方を踏まえ、以下のストック数の目標を設定します。

必要量に対して、公的支援住宅でカバーできるため、本計画の目標年次におけるストック 戸数を822戸(公営+単独)まで削減することを目標とします。

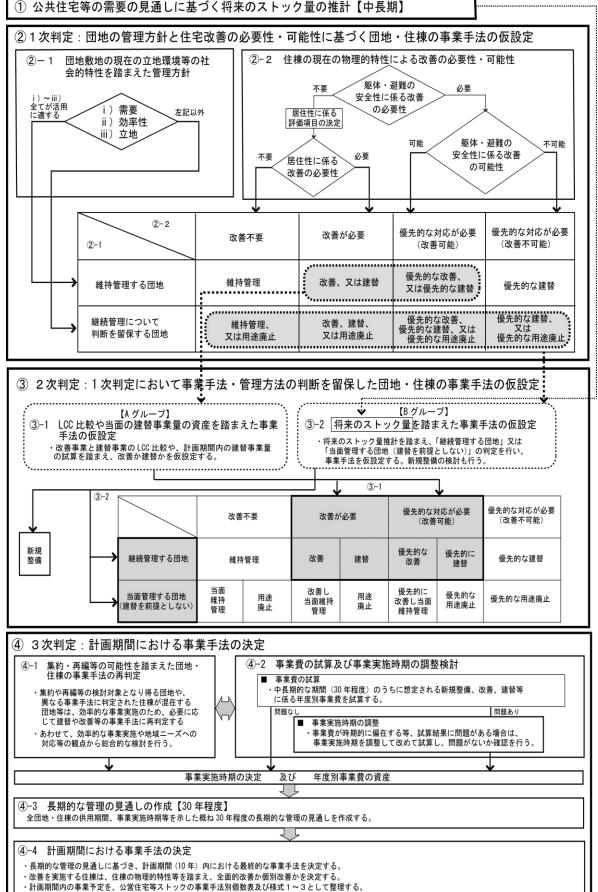
### 【目標年次(2032年度)におけるセーフティネットのストック戸数】

- F	現ストック戸数	本計画	前計画
項目	(R4. 7. 1 現在)	目標戸数	目標戸数
市営住宅(公営・単独)	1, 033 戸	822 戸	931 戸
市営住宅(特公賃住宅)	8戸	8戸	8戸
市営災害公営住宅(払下げ対象除く)	350 戸	264 戸	350 戸
小 計	1, 391 戸	1, 094 戸	1, 289 戸
県営住宅(公営住宅・復興公営住宅)	1, 055 戸	1,055戸	1, 055 戸
低廉な家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅	1, 764 戸	0戸	623 戸
小 計	2, 819 戸	1,055戸	1,678戸
合 計(ストック戸数)	4, 210 戸	2, 149 戸	2, 967 戸

#### 事業手法の選定フロー 6

各団地・各住棟の事業手法の選定は、以下の選定フローに基づき実施します。

### ① 公共住宅等の需要の見通しに基づく将来のストック量の推計【中長期】



### ■最終3次判定結果

### 【一般公営住宅等】

	改善不要		改善;	改善が必要			優先的な対 応が必要 (改善不可能)
	維持管理 【243 戸】		改善 【276 戸】	建替	優先的 な改善	優先的 な建替	優先的な 建替
維持管理する団地 【519 戸】	万ヶ廹【46 戸】 前田【12 戸】 北町【45 戸】 仲町【4 棟/140 戸】		仲町【5 棟/140 戸】 国見町【106 戸】 三島町【30 戸】				
	当面維持管理 【209 戸】	用途 廃止	改善し当面 維持管理 【102 戸】	用途廃止 【211 戸】	優先的に 改善し当面 維持管理	優先的 な用途 廃止	優先的な 用途廃止
当面管理する団地 (建替を前提としない) 【522 戸】	紅梅【54 戸】 長廹【5 戸】 定住促進住宅【80 戸】 二見町【28 戸】 桜井町【42 戸】		東町【12 戸】 北長野【90 戸】	飯崎【10 戸】 大河内第一【4 戸】 北畑【12 戸】 下館【5 戸】 八郎内【7 戸】 大谷地【35 戸】 榎内【10 戸】 大河内第二【22 戸】 西沢田【24 戸】 広町第二【16 戸】 狐畑【10 戸】			

### 【災害公営住宅等】

	改善不要		改善が必要	Ē	優先的な対応 (改善可		優先的な対応が必要 (改善不可能)
維持管理する団地	維持管理 【73 戸】	改善	建替	優先的 な改善	優先的 な建替	優先的な建替	
【73 戸】	大町西【40 戸】 栄町【33 戸】						
	当面 維持管理 【191 戸】	用途廃止	改善し当面 維持管理	用途廃止	優先的に 改善し当面 維持管理	優先的な 用途廃止	優先的な用途廃止
当面管理する団地 (建替を前提としない) 【191 戸】	万ヶ廹【2戸】 小高上町【18戸】 西町【30戸】 西川原第二【32戸】						
	大町東【80 戸】 大町南【29 戸】						

3次判定において、次の3団地は譲渡(払下げ)を予定している団地のため、上記の事業手法 別分類から区別します。

■譲渡対象団地 3団地:86戸

①小高東町【20戸】 ②西川原【28戸】 ③萱浜【38戸】

## 7 事業手法の選定

事業手法の選定は、公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき実施しました。

### ストック活用の事業手法

(棟·戸)

	棟数	戸数		活用·	手法	
	保奴	尸奴	建替戸数	維持管理戸数	用途廃止戸数	目標年次戸数
前計画	204	1, 041	0	850	191	850
本計画	204	1, 041	0	830	211	830

### 活用計画

(棟·戸)

活用計画								
団地名	抽粉	戸数	本計画期間活用計画(10年間)					
凹地石	休奴		活用計画	戸数	備考			
万ヶ廹	23	46	維持管理 (維持保全)	46	計画期間後も活用するため、維持管理に努める。			
飯崎	5	10	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家)とし、用途廃止とする。			
紅梅	5	10	昭和建設 維持管理 (維持保全)	10	計画期間後の用途廃止を見据え、退去住戸を 募集停止(政策空家)とし当面維持管理とす る。			
	22		維持官埋	44	間中に需要を見定めた沽用力針を再確認す			
長廹	3	5	維持管理 (維持保全)	5	計画期間後の用途廃止を見据え、退去住戸を 募集停止(政策空家)とし当面維持管理とす			
大河内第一	4	4	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家)とし、用途 廃止とする。			
北畑	12	12	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家)とし、用途 廃止とする。			
下舘	5	5	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家)とし、用途 廃止とする。			
八郎内	7	7	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家)とし、用途 廃止とする。			
大谷地	21	35	用途廃止	_	募集停止(政策空家)とし、前田団地への移 転建替を行う。			
榎内	5	10	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家)とし、用途 廃止とする。			
大河内第二	11	22	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家)とし、用途 廃止とする。			
西沢田	8	24	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家)とし、用途 廃止とする。			
広町第二	4	16	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家)とし、用途 廃止とする。			
狐畑	10		用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家)とし、用途 廃止とする。			
前田	6		維持管理 (計画修繕)	12	[つ。			
定住促進住宅	2		維持管理 (計画修繕)	80	つ。			
北町	12	45	維持管理(維持保全)	45	員平産任もとして、当山の同稚持官理に分め			
日の出町	12		用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家)とし、用途 廃止とする。			
仲町	9	280	維持管理 (計画修繕)		個別改善が済んだ住棟は、耐用年限まで活用 するため、長寿命化型改善を行う。			
東町	1		個別改善	12	計画期間中及び当面は活用するため、劣化部 分の長寿命化型改善を行う。			
二見町	2		維持管理 (維持保全)	28	計画期間後の用途廃止を見据え、退去住戸を 募集停止(政策空家)とし当面維持管理とす			
桜井町	2	42	維持管理 (維持保全)	42	寿集停止(政東空家)としヨ山維持官理と9			
国見町	5	106	個別改善	106	Iの 長寿命化型改乗を行う I			
三島町	3	30	個別改善	30	前計画に引き続き、耐用年限まで活用するため、長寿命化型改善を行う。			
北長野	5	90	個別改善	90	前計画に引き続き、耐用年限まで活用するため、長寿命化型改善を行う。			
合 計		維持	- 寺管理戸数	830				

前計画:活用	
活用計画 維持管理	<u>戸数</u> 46
維持管理	10
·加以日/王	10
維持管理	10
維持管理	44
維持管理	5
用途廃止	1
用途廃止	_
用途廃止	_
用途廃止	_
用途廃止	1
用途廃止	1
維持管理	10
維持管理	12
維持管理	80
維持管理	45
用途廃止	ı
維持管理	280
維持管理	12
維持管理	28
維持管理	42
維持管理	106
維持管理	30
維持管理	90
管理戸数	823

<sup>※</sup>前計画の棟数及び戸数は、用途廃止済み数を除いた数です。

#### 災害公営住宅:ストック活用の事業手法

	棟数	抽粉	戸数			活用手法		
		厂奴	建替戸数	維持管理戸数	用途廃止戸数	譲渡予定戸数	目標年次戸数	
前計画	116	350	0	350	0	0	350	
本計画	116	350	0	350	0	86	264	

災害公営住宅:活用計画

(棟.戸)

団地名	棟数	戸数		本計画期間活用計画(10年間)			
凹地石	保奴	厂奴	活用計画	戸数	備考		
万ヶ廹	1	2	維持管理 (計画修繕)	2	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。		
小高東町	20	20	譲渡対象	(20)	払下げによる譲渡を行う。		
小高上町	7	18	維持管理 (計画修繕)	18	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。		
西川原	28	28	譲渡対象	(28)	払下げによる譲渡を行う。		
西町	5	30	維持管理 (計画修繕)	30	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。		
西川原第二	4	32	維持管理 (計画修繕)	32	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。		
大町西	2	40	維持管理 (計画修繕)	40	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。		
大町東	6		維持管理 (計画修繕)	80	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。		
大町南	2	29	維持管理 (計画修繕)	29	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。		
栄町	3	33	維持管理 (計画修繕)	33	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。		
萱浜	38	38	譲渡対象	(38)	払下げによる譲渡を行う。		
合 計		維持	持管理戸数	264			

(1)	界:尸儿	
前計画:活	用計画	
活用計画	戸数	
維持管理	2	
維持管理	20	
維持管理	18	
維持管理	28	
維持管理	30	
維持管理	32	
維持管理	40	
維持管理	80	
維持管理	29	
維持管理	33	
維持管理	38	
管理戸数	350	

#### ■活用計画の見直し内容

### 【一般公営住宅】

- ○飯崎:維持管理→用途廃止
  - ・必要量く対応可能量で充足しているため、老朽化が著しい団地は用途廃止とします。
- ○狐畑:維持管理→用途廃止
  - ・必要量<対応可能量で充足しているため、老朽化が著しい団地は用途廃止とします。

### 【災害公営住宅】

- ○小高東町:維持管理→譲渡対象
  - ・必要量く対応可能量で充足しているため、戸建住戸は譲渡対象とします。
- ○西川原:維持管理→譲渡対象
  - ・必要量<対応可能量で充足しているため、戸建住戸は譲渡対象とします。
- ○萱浜:維持管理→譲渡対象
  - ・必要量く対応可能量で充足しているため、戸建住戸は譲渡対象とします。

### 8 改善事業の実施方針

- 1)住百改善
  - ・配管の耐久性向上(長寿命化)【東町・国見町・三島町・北長野】
- ②共用部分改善
  - ・屋上の耐久性向上(長寿命化)【東町・国見町・三島町・北長野】
  - ・外壁の耐久性向上(長寿命化)【東町・国見町・三島町・北長野】

- ・配管の耐久性向上(長寿命化)【東町・国見町・三島町・北長野】
- ③屋外・外構改善
  - ・配管の耐久性向上(長寿命化)【東町・国見町・三島町・北長野】

### 9 改善事業の年次計画

### 年次別改善事業計画(前期)

	建設	構造	住棟		<u> </u>	改善事業の内容		
団地名	年度	階数	番号	R5	R6	R7	R8	R9
東町	S51	耐 3	1	屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)				
国見町	S57	耐 4	1					
	\$58	耐 3	3	屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)				
	S59	耐 4	2		屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)			
	S61	耐 3	4			屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)		
	S61	耐 3	5				屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)	
三島町	\$63	耐 3	1					屋根の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)
	H1	耐 3	2					屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)
	H1	耐3	3					
北長野	Н6	耐 3	1					
	Н6	耐 3	2					
	H7	耐 3	3					
	Н8	耐 3	4					
	Н9	耐 3	5					

### 年次別改善事業計画(後期)

	年次別以普爭未訂 (													
団地名	住棟 番号			改善事業の内容										
凹地石	番号	R10	R11	R12	R13	R14								
三島町	1													
	2													
	3	屋根·外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)												
北長野	1		屋根·外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)											
	2			屋根·外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)										
	3				屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)									
	4					屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)								
	5					屋根·外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)								

<sup>※</sup>国見町・三島町・北長野の住戸、共用部分、屋外・外構の配管の耐久性向上は、劣化状況の詳細調査に基づき実施時期を再検討します。

## 10 ライフサイクルコスト縮減効果の算出結果

ライフサイクルコストの縮減効果を算出した結果、以下のように全ての住棟で長寿命化型 改善の実施によりライフサイクルコストの縮減効果があることが確認されました。

計画前モデル

			n i i i i i			
				計画前モデル		
団地名	住棟	評価期間	修繕費 (現在価値化)	建設費 (推定再建築費)	除去費 (現在価値化)	LCC
如地石	番号	①	2	3	4	(2+3+4)÷(1)
		年	円/戸	円/戸	円/戸	円/戸・年
東町	1	50	6, 452, 780	8, 569, 000	854, 804	317, 532
国見町	3	50	7, 981, 662	9, 910, 700	649, 581	370, 839
	2	50	7, 922, 928	9, 910, 700	624, 597	369, 164
	4	50	7, 920, 392	10, 053, 300	577, 475	371, 023
	5	50	7, 920, 392	10, 053, 300	577, 475	371, 023
三島町	1	50	7, 040, 633	9, 197, 700	533, 908	335, 445
	2	50	6, 547, 059	8, 688, 400	513, 373	314, 977
	3	50	6, 547, 059	8, 688, 400	513, 373	314, 977
北長野	1	50	7, 251, 272	11, 772, 000	421, 955	388, 905
	2	50	7, 251, 272	11, 772, 000	421, 955	388, 905
	3	50	7, 575, 874	12, 543, 000	405, 726	410, 492
	4	50	7, 390, 298	12, 476, 400	390, 121	405, 136
	5	50	7, 358, 594	12, 665, 100	375, 117	407, 976

### 計画後モデル

				Ē	+画後モデル		
団地名	住棟 番号	評価期間	修繕費 (現在価値化)	長寿命化型 改善工事費 (現在価値化)	建設費 (推定再建築費)	除去費 (現在価値化)	LCC
	田力	6	7	8	9	10	(⑦+8+9+10)÷6
		年	円/戸	円/戸	円/戸	円/戸	円/戸・年
東町	1	70	6, 163, 401	808, 269	8, 569, 000	390, 121	227, 583
国見町	3	70	7, 517, 712	808, 269	9, 910, 700	296, 460	264, 759
	2	70	7, 476, 822	777, 182	9, 910, 700	285, 058	263, 568
	4	70	7, 451, 718	747, 290	10, 053, 300	263, 552	264, 512
	5	70	7, 502, 007	718, 548	10, 053, 300	263, 552	264, 820
三島町	1	70	6, 982, 877	526, 527	9, 197, 700	243, 669	242, 154
	2	70	6, 146, 793	690, 912	8, 688, 400	234, 297	225, 149
	3	70	6, 186, 976	664, 338	8, 688, 400	234, 297	225, 343
北長野	1	70	6, 811, 943	638, 787	11, 772, 000	192, 575	277, 361
	2	70	6, 854, 986	614, 218	11, 772, 000	192, 575	277, 625
	3	70	7, 169, 873	590, 594	12, 543, 000	185, 168	292, 695
	4	70	7, 001, 985	567, 879	12, 476, 400	178, 046	288, 919
	5	70	6, 938, 401	567, 879	12, 665, 100	171, 198	290, 608

### ライフサイクルコスト縮減効果

				·
			年平均縮減額	LCC縮減効果
団地名	住棟 番号	戸数	12	(13)
凹地石	番号	尸奴	(⑤-⑪)	(⑫×戸数)
			円/戸・年	円/棟・年
東町	1	12	89, 949	1, 079, 387
国見町	3	18	106, 080	1, 909, 434
	2	32	105, 596	3, 379, 087
	4	12	106, 511	1, 278, 133
	5	12	106, 203	1, 274, 439
三島町	1	6	93, 291	559, 746
	2	12	89, 828	1, 077, 936
	3	12	89, 634	1, 075, 603
北長野	1	24	111, 543	2, 677, 033
	2	18	111, 279	2, 003, 025
	3	18	117, 797	2, 120, 350
	4	18	116, 218	2, 091, 918
	5	12	117, 368	1, 408, 415
			合 計	21, 934, 506

### 11 予防保全的な維持管理等の実施による効果

長寿命化計画に基づき、予防保全的な修繕や耐久性の向上等に資する改善の計画的な実施を行った場合の効果は、以下のとおりです。

#### (1) コスト縮減

従来の対症療法型の維持管理から、定期的な点検を実施して市営住宅ストックの状況を 把握した上で、適切な時期に予防保全的な修繕及び耐久性の向上等を図る改善を実施する ことで、市営住宅の長寿命化が図られコスト縮減につながります。

#### (2) 安全性の確保

定期点検により現状を把握しながら適切な修繕及び改善を実施することで、市営住宅の 安全性が確保されます。

#### (3) 効率的な維持管理

本市の市営住宅について建設年度、立地等を踏まえ、重要度に応じた維持管理を実施することで、限られた予算の中での効率的な維持管理を実施することができます。

# 南相馬市公営住宅等長寿命化計画

(素案)

令和5年2月

南相馬市

## 目 次

第 1 章	計画のあらまし	
1 – 1	計画の目的と位置づけ	
1)	計画策定の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2)	計画の位置づけ	2
1-2	計画の概要	
	計画期間(目標年次)	2
2)	計画策定のフロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章	南相馬市の現状	
2 - 1	住まいを取り巻く状況	
1)	人口と世帯の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2)	公営住宅等	6
第3章	市営住宅ストックの状況	
3 – 1	市営住宅管理状況	
1)	立地条件	8
2)	敷地条件	10
3)	共同施設等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
4)	住棟別管理状況 ·····	14
5)	入居状況	28
3-2	市営住宅の課題	
1)	管理状況から見た課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
2)	入居状況から見た課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第4章	長寿命化に関する基本方針	
4 – 1	ストックの状況把握・修繕の実施・データ管理に関する方針	
1)	定期点検及び日常点検の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
2)	点検結果等に基づく修繕の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
3)	点検結果や実施した修繕内容のデータ管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
4-2	改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針	
1)	対症療法的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
2)	建物の仕様変更による耐久性の向上及び修繕周期の延長	41
3)	定期点検等の充実による効率的な修繕・改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
4-3	将来ストック数の設定	
1)	住宅セーフティネットの考え方	42
2)	将来の「著しい困窮年収水準未満世帯数」の推計結果	43
3)	南相馬市の住宅ストック数の把握	44
4)	「低廉な家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅」数の算定	45
	著しい困窮年収水準未満への対応と目標ストック数の設定	46
6)	目標年次における公的賃貸住宅等の供給方針	47

第5章	事業手法の選定	
5-1	事業手法の整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
5-2	事業手法の選定フロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
5-3	1 次判定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51
5-4	2 次判定 ·····	54
5-5	3次判定 ·····	56
5-6	団地別住棟別事業手法	58
5-7	団地の計画期間及び中長期活用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
5-8	事業手法別戸数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	63
第6章	整備・管理の実施方針	
6 – 1	点検の実施方針	
1)	定期点検	68
2)	日常点検	68
6-2	計画修繕の実施方針	
1)	計画修繕の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
2)	修繕計画	73
6-3	改善事業の実施方針	
1)	改善事業の種別類型 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
2)	改善事業の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
3)	住棟別改善方針	86
4)	団地別住棟別改善計画	91
5)	団地別住棟別改善計画実施予定一覧	92
6-4	建替事業の実施方針	
1)	建替事業の実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
2)	計画期間内に実施する建替事業	94
6-5	移転・用途廃止の実施方針	
1)	移転・用途廃止の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
2)	基本方針	95
第7章	ライフサイクルコストとその縮減効果の算出	
7 – 1	改善事業に係るライフサイクルコストの縮減効果の算出 ・・・・・・・・・	96
7-2	ライフサイクルコスト縮減効果の算出結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
7-3	予防保全的な維持管理等の実施による効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99

#### 1-1 計画の目的と位置づけ

#### 1) 計画策定の背景と目的

#### (1)計画策定の背景

国の住宅施策において、近年の急速な少子高齢化の進展、人口減少社会の到来を踏まえ、将来における豊かな住生活を実現するため、平成18(2006)年6月に住生活基本法が制定されました。

この住生活基本法の制定により、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋が示され、住宅建設を重視した政策から良質なストックを将来世代に継承していくことを主眼とした政策へと方向転換が図られました。

また、本市においては、社会状況や経済情勢等の急激な変化や人口構成等の変化に伴う多様な市民ニーズに対応するため、平成29 (2017)年3月に「南相馬市公共施設等総合管理計画」を策定[令和4年3月一部追加]し、さらにこの計画に基づく個別施設の管理計画策定を進めております。

このような中、本市の公営住宅等においても建設から年数が経過し、一部では耐用年限を超過するなど、ストック数の適正化や長寿命化を含めた計画的な修繕、事業費の平準化、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが重要な課題となっています。

また、国が定める「公営住宅等長寿命化計画策定指針(以下「計画策定指針」という。)」が 平成28(2016)年8月に改定[令和3年度推計支援プログラム改良]されたことにより、公営住宅 の個別施設計画である長寿命化計画を策定するにあたっては、将来の推計人口、一般世帯数等 を踏まえた公営住宅等の需要見通しによる将来ストック量を推計したうえで計画することが求 められました。

本市においては、平成30年3月に計画期間を令和9(2027)年度までの10年間とした「南相馬市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、対象となる公営住宅等の状況を整理するとともに長寿命化に主眼を置いた計画的な維持管理を実施してきました。

さらには、現行計画の計画期間中間年度となり、将来必要ストック数の再設定を図る必要があるほか、耐用年限を超える住宅の老朽化や劣化等の課題があり、将来的な住宅需要の見通しを踏まえて団地別・住棟別のあり方を示し、長寿命化に資する予防保全的改修の方針を示すことが求められています。

以上を踏まえ、公営住宅等の将来的な需要の見通しを勘案し、適正な管理運営のあり方及び 良質なストックの活用と長寿命化に向けた効果的な取組等を明確にするため、長寿命化計画の 見直しが必要となり、今回の改定に至りました。

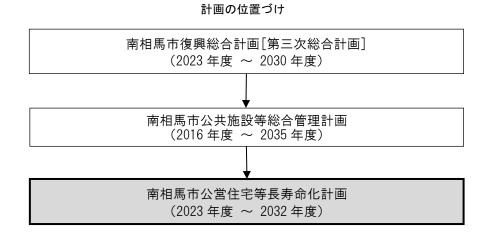
#### (2) 計画の目的

計画策定の背景を踏まえ、本市における住宅施策に係る現状、課題を把握して住宅施策の基本的な方向を検討し、安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、地域の住宅需要に対応した良質な住宅ストック形成のための、総合的な公営住宅等の活用方針を設定するとともに、これまでの対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図り、計画的な修繕及び耐久性の向上等を図る改善などの方針を示す修繕・改善計画を定め、中長期的な維持管理と長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的とします。

#### 2)計画の位置づけ

本計画は、「南相馬市復興総合計画[第三次総合計画]」を上位計画とし、市営住宅の施策を展開する指針として位置づけられます。

さらには、上位計画の基本理念や基本方針を踏まえ、住宅施策を推進するための市営住宅に 関する個別計画となります。



#### 1-2 計画の概要

#### 1) 計画期間(目標年次)

本計画は、2023年度から2032年度までの10年間を計画期間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化及び施策効果に対する評価を踏まえ、必要に応じて見直しを 行います。

計画期間: 2023 年度 ~ 2032 年度 目標年次: 2032 年度

また、本計画の策定においては、計画期間を目標年次の2032年度までの10年間と定めますが、計画期間後30年程度の中長期的な視点に立ち、将来の活用を見据えた計画期間の事業手法を選定することから、30年目までの期間を構想期間として策定の中に反映します。

#### 2)計画策定のフロー

本計画は、以下のフローに基づき策定しました。

1. 公営住宅等長寿命化の背景・目的の整理

2. 計画期間の設定

公営住宅等長寿命化計画の期間を設定する(10年間以上)。

3. 公営住宅等の状況の 把握・整理

- 4. 長寿命化に関する基本方針の設定
- (1) ストックの状況把握(定期点検及び日常点検)・修繕の実施・データ管理に関する方針
- (2) 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

#### 5. 公営住宅等長寿命化計画の対象と事業手法の選定

町が管理するすべての公営住宅について、団地別・住棟別状況の把握を行い、公営住宅の事業手 法を選定する。

- (1) 対象
- (2) 団地別・住棟別状況の把握
- (3) 団地別・住棟別の事業手法の選定

6. 点検の実施方針 管理する全ての公営 住宅を対象として、 定期点検や日常点検 等の実施方針を定め る。

7. 計画修繕の実施方針 管理する全ての公営 住宅を対象として、 計画修繕等の実施方 針を定める。 8. 改善事業の実施方針 以下の区分に従って 実施方針を定める。

【安全性確保型】

【長寿命化型】

【福祉対応型】

【居住性向上型】

9. 建替事業の実施方針 立地や周辺地域の課 題等を考慮し、供給 戸数規模、実施時期 等について方針を記

載する。

#### 10. 長寿命化のための事業実施予定一覧の作成(別途:国へ提出)

計画期間における公営住宅の整備・改善に係る実施計画を作成する。具体的には、次の様式 1~3により、計画修繕・改善事業・建替事業等の実施予定一覧を作成する。

【様式 1】計画修繕・改善事業の実施予定一覧

【様式 2】新規整備事業及び建替事業の実施予定一覧

【様式3】共同施設に係る事業の実施予定一覧(集会所・遊具等)

 $\downarrow$ 

#### 11. ライフサイクルコストとその縮減効果の算出

計画的な維持管理による効率的・効果的な長寿命化の取組を進める。

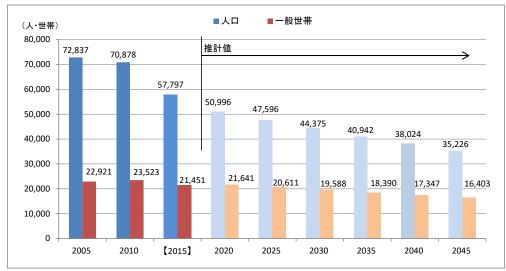
- ① 新規整備及び建替事業を実施する公営住宅におけるライフサイクルコスト(LCC)を算出
- ② 長寿命化型個別改善事業、全面的改善事業を実施する公営住宅におけるライフサイクルコスト(LCC)の縮減効果を算出

#### 2-1 住まいを取り巻く状況

#### 1) 人口と世帯の状況

#### (1)人口・一般世帯

- ・人口は 2010 年国勢調査時点で 70,878 人でしたが、2011 年の東日本大震災(以下「震災」という)の影響により、2015 年には 57,797 人まで減少しました。
- ・一般世帯数は 2010 年まで増加傾向にありましたが、その後、震災の影響により減少に転じています。
- ・世帯当たり人員は、2005 年では 3.18 人/世帯でしたが、2015 年には 2.69 人/世帯に縮小しています。
- ・人口及び一般世帯の将来推計は、公営住宅等長寿命化計画策定指針「ストック推計プログラム (住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム)」による算定で、下図のとおり減少傾向となっています。
- ・住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムは、1995~2015 年の国勢調査値と 2020 年以降の 社人研推計値により計算される、国交省提供のプログラムです。



人口・一般世帯数の推移

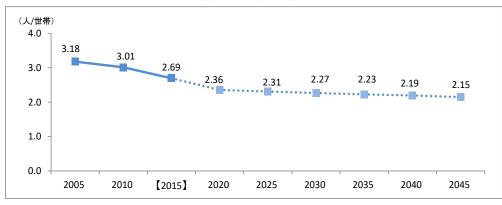
(国勢調査と住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム)

※2005 2010 年は国勢調査値。

※【2015】の国勢調査は震災の影響のため人口が急激に減少。

※2020年以降の人口推計値には南相馬市人口ビジョン(社人研ベース値)が採用されています。

※2020年以降の一般世帯推計値は「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」より。



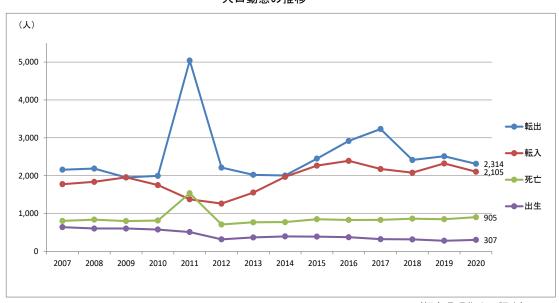
#### 世帯当たり人員の推移

(国勢調査と住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム)

### (2)人口動態

- ・社会動態においては、復興に向け転入が増加傾向にあります。
- ・しかし、転出が転入を上回る社会減が長年続いており、人口減少の一因となっています。
- ・自然動態では、出生数の減少傾向が続き、死亡数も震災後においても微増傾向にあります。
- ・出生数は近年下げ止まり状況にありますが、死亡数が出生数を上回っており、人口減少の一 因となっています。
- ・2011年の急激な変動値は、震災の影響です。

#### 人口動態の推移

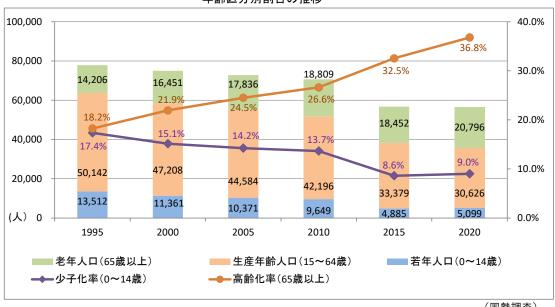


(福島県現住人口調査)

#### (3) 年齢構成

- ·年少人口(0~14歳)は、2020年5,099人で、1995年17.4%から2020年9.0%に減少して います。
- ・老年人口(65歳以上)は、2020年20,796人で、1995年18.2%から2020年36.8%に増加し ています。

年齢区分別割合の推移



(国勢調査)

#### 2) 公営住宅等

#### ①県営住宅

- ・南相馬市内に立地する県営の一般公営住宅は、4団地で7棟128戸あります。
- ・また、県営の復興住宅は、5団地で51棟927戸の建設が進められています。

#### 県営公営住宅の概要

団地名	種別	棟数	戸数	建設年度	構造階数	間取り
仲町	公営	1	40	S50	耐 5	3K
高松	公営	3	52	S59~61	耐3・耐4	2DK/3DK/2LDK/3LDK/4LDK
小川町東	公営	1	12	H4	耐 3	2LDK/3LDK
小川町西	公営	2	24	H5	耐 3	2LDK/3LDK
4 団地		7	128			

構造階数 耐:耐火構造

(令和4年7月1日現在)

L:リビング D:ダイニング K:キッチン

#### 県営復興住宅の概要

団地名	種別	棟数	戸数	建設年度	構造階数	間取り
西町	復興	25	50	H28	木 2	3LDK
北原	復興	8	264	H28	耐 3	2LDK · 3LDK
上町	復興	7	182	H28	耐 3・4	2LDK · 3LDK
南町	復興	5	255	H28	耐 5	2LDK · 3LDK
牛越	復興	6	176	H29	耐 4	3LDK
5 団地		51	927			

構造階数 耐:耐火構造

(令和4年7月1日現在)

L:リビング D:ダイニング K:キッチン

#### ②市営住宅

南相馬市の市営住宅は、公営住宅及び特定公共賃貸住宅、単独住宅の3種類でストック数の合計は25団地、204棟、1,041戸です。

### a. 公営住宅(公営)

・公営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者向けに、市が昭和29年~平成22年に建設した賃貸住宅で、198棟953戸あります。

#### b. 特定公共賃貸住宅(特公賃)

・特定公共賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、市が中堅所得のファミリー向けに平成13年と平成14年に建設した賃貸住宅で、4棟8戸あります。

#### c. 単独住宅(単独)

・単独住宅は、地域住宅交付金と市の単独費で定住促進等のために、雇用促進住宅の廃止を受け平成4年に建設した住棟を購入した賃貸住宅で、2棟80戸あります。

#### d. 災害公営住宅(災害公営)

・災害住宅は、東日本大震災により自宅を失った被災者が仮設住宅から移り住む恒久的な住まいとして、国の補助を受け南相馬市が整備し、自力で自宅を再建できないなど住まいに困る人に安い家賃で貸し出す賃貸住宅で、116 棟 350 戸あります。

市営住宅の概要

区	団地名	種別	棟数	戸数	建設年度	構造階数	間取り
	万ヶ廹	公営	23	46	H16~22	木 2	3DK
小高	飯崎	公営	5	10	S61 · 62	木 1	3DK
	紅梅	公営	23	46	S63∼H12	木1・2	3DK
		特公賃	4	8	H13 · 14	木 2	3DK
	長廹	公営	3	5	H2	木1	3DK
	大河内第一	公営	4	4	S29 · 30	木1	3K
	北畑	公営	12	12	S30 · 32	木1	2K · 3K
	下舘	公営	5	5	S32	木1	3K
	八郎内	公営	7	7	S35	木1	2K
	大谷地	公営	21	35	S36~42	木 1·簡 1	2K · 3K
鹿島	榎内	公営	5	10	\$43	簡1	2K
庇与	大河内第二	公営	11	22	S44~46	簡1	2K
	西沢田	公営	8	24	S46~48	簡易1・2	2DK · 3DK
	広町第二	公営	4	16	S51 · 52	簡 2	3DK
	狐畑	公営	10	10	S63 · H1 · 2	木 2	3DK
	前田	公営	6	12	H21 · 22	木 2	3DK
	定住促進住宅	単独	2	80	H4	耐 5	3DK
	北町	公営	12	45	S38 · 39	簡 1	2K · 3K
	日の出町	公営	12	56	S45~47	簡 2	3K
	仲町	公営	9	280	\$49~53	耐 5	3K · 3DK
	東町	公営	1	12	S51	耐 3	3K
原町	二見町	公営	2	28	S55	耐 3 · 4	3DK
	桜井町	公営	2	42	S55 · 56	耐 3	3K ⋅ 3DK
	国見町	公営	5	106	S57~61	耐 3 · 4	3K ⋅ 3DK
	三島町	公営	3	30	S63 ⋅ H1	耐 3	3K
	北長野	公営	5	90	H6∼9	耐 3	3K · 4K · 2DK · 3DK
		公営	198	953			
古世代	主宅(25 団地)	特公賃	4	8			
	다. 다. (소아 1회 사망/	単独	2	80			
		合計	204	1, 041			

構造階数 木:木造、簡:簡易耐火構造、耐:耐火構造

(令和4年7月1日現在)

D:ダイニング K:キッチン

### 市営住宅の概要[災害公営住宅]

THE STATE OF THE S										
区	団地名	種別	棟数	戸数	建設年度	構造階数	間取り			
	万ヶ廹	災害公営	1	2	H27	木 2	3DK			
小高	小高東町	災害公営	20	20	H27	木1・2	2DK · 3DK			
	小高上町	災害公営	7	18	H27	木1・2	2DK · 3DK			
	西川原	災害公営	28	28	H25	木 1.2	2DK · 3DK			
鹿島	西町	災害公営	5	30	H26	耐 3	2DK · 4DK			
	西川原第二	災害公営	4	32	H27	耐 2	2DK · 3DK			
	大町西	災害公営	2	40	H26	耐 5	2DK · 3DK			
	大町東	災害公営	6	80	H26	耐 5/木 1	2DK · 3DK			
原町	大町南	災害公営	2	29	H27	耐 3.5	2DK · 3DK			
	栄町	災害公営	3	33	H27	耐 3	2DK · 3DK			
	萱浜	災害公営	38	38	H27	木 1.2	2DK · 3DK			
災害公	営住宅(11 団地)	合計	116	350						

構造階数 木:木造、簡:簡易耐火構造、耐:耐火構造

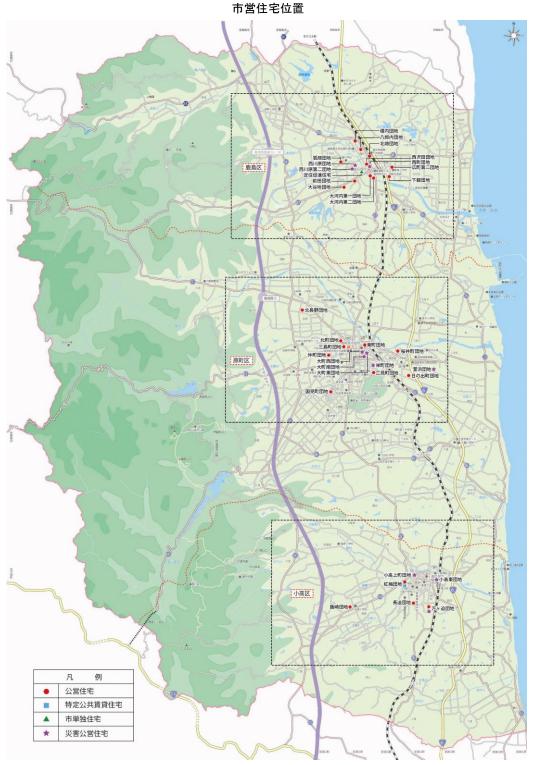
D:ダイニング K:キッチン

(令和4年7月1日現在)

### 3-1 市営住宅管理状況

#### 1) 立地条件

- ・区別に見ると、北から鹿島区に公営住宅 11 団地、単独住宅団地 1 団地、災害公営住宅団地 3 団地が立地しています。
- ・原町区には、公営住宅9団地、災害公営住宅団地5団地が立地しています。
- ・小高区には、公営住宅 4 団地、特公賃住宅団地 1 団地、災害公営住宅団地 3 団地が立地しています。(万ヶ廹団地:公営住宅+災害公営住宅 紅梅団地:公営住宅+特公賃住宅団地)



- 8 -

市営住宅位置

#### ■鹿島区



#### ■原町区



### ■小高区



### 2) 敷地条件

- ・規模の大きい 10,000 ㎡以上の団地は、万ヶ廹、紅梅、大谷地、前田、仲町、北長野の 6 団地です。
- ・敷地の所有形態は、万ヶ廹、紅梅、長廹、大河内第二、広町第二、前田が一部借地となっています。
- ・用途地域が指定されている地域における建蔽率及び容積率は、第一種低層住居専用地域の40%・60%から第一種中高層住居専用地域が60%・200%の指定がされています。

#### 立地及び敷地条件

(棟·戸)

区	団地名	棟数	戸数	所在地	敷地面積 (㎡)	用途地域	所有形態	建蔽率 (%)	容積率 (%)
	万ヶ廹	23	46	小高区岡田万ヶ廹 28	17, 026. 80	第一中高住専	市有地/借地	60	200
小高	飯崎	5	10	小高区飯崎字北原 60	3, 028. 95	都計区域外	市有地	70	400
小向	紅梅	27	54	小高区西町 2-76 外	19, 566. 90	第一低住専	市有地/借地	40	60
	長廹	3	5	小高区吉名字長廹 97-1	1, 177. 59	第一中高住専	市有地/借地	60	200
	大河内第一	4	4	鹿島区鹿島字大河内 1-1	1, 471. 17	第一住居	市有地	60	200
	北畑	12	12	鹿島区鹿島字北畑 35	2, 776. 56	第一住居	市有地	60	200
	下舘	5	5	鹿島区鹿島字下舘 10	1, 359. 01	第一中高住専	市有地	60	200
	八郎内	7	7	鹿島区横手字八郎内 80	1, 633. 12	第一中高住専	市有地	60	200
	大谷地	21	35	鹿島区寺内字大谷地 52	12, 228. 63	都計区域外	市有地	60	200
鹿島	榎内	5	10	鹿島区横手字榎内 11	1, 702. 25	第一中高住専	市有地	60	200
庇岛	大河内第二	11	22	鹿島区鹿島字大河内 63	4, 381. 43	第一住居	市有地/借地	60	200
	西沢田	8	24	鹿島区西町1丁目42	3, 196. 14	第一住居	市有地	60	200
	広町第二	4	16	鹿島区鹿島字広町 65	3, 557. 82	第一中高住専	市有地/借地	60	200
	狐畑	10	10	鹿島区寺内字狐畑 14-1	5, 816. 30	都計区域外	市有地	60	200
	前田	6	12	鹿島区寺内字前田 96	22, 912. 00	都計区域外	市有地/借地	60	200
	定住促進住宅	2	80	鹿島区寺内字古川 12-6	6, 338. 28	都計区域外	市有地	60	200
	北町	12	45	原町区北町 144	6, 993. 00	第一中高住専	市有地	60	200
	日の出町	12	56	原町区日の出町 45-3 外	5, 063. 43	第一中高住専	市有地	60	200
	仲町	9	280	原町区仲町3丁目1外	17, 007. 71	第一中高住専	市有地	60	200
	東町	1	12	原町区東町2丁目31	981. 00	第一中高住専	市有地	60	200
原町	二見町	2	28	原町区二見町1丁目91	3, 574. 80	第一住居	市有地	60	200
	桜井町	2	42	原町区桜井町2丁目33	4, 998. 00	第一中高住専	市有地	60	200
	国見町	5	106	原町区国見町3丁目5-21外	8, 615. 56	第一中高住専	市有地	60	200
	三島町	3	30	原町区三島町3丁目53-2外	2, 221. 63	第一中高住専	市有地	60	200
	北長野	5	90	原町区北長野字南原田 227	15, 054. 91	区域内無指定	市有地	60	200
	合 計	204	1, 041						

第一低住專:第一種低層住居專用地域 第一中高住專:第一種中高層住居專用地域 (令和4年7月1日現在)

第一住居 : 第一種住居地域 第二住居 : 第二種住居地域

### 立地及び敷地条件[災害公営住宅]

(棟·戸)

区	団地名	棟数	戸数	所在地	敷地面積 (㎡)	用途地域	所有形態	建蔽率 (%)	容積率 (%)		
	万ヶ廹	1	2	小高区岡田万ヶ廹 28	17, 026. 80	第一種中高層住居専用地域	市有地·借地	60	200		
小高	小高東町	20	20	小高区東町二丁目 29 外	6, 907. 84	第一種住居地域	市有地	60	200		
	小高上町	7	18	小高区上町一丁目 33 外	4, 573. 95	近隣商業地域	市有地	60	200		
	西川原	28	28	鹿島区鹿島字西川原 76 外	9, 219. 00	都計区域内無指定	市有地	60	200		
鹿島	西町	5	30	鹿島区西町一丁目9外	3, 819. 88	第一種住居地域	市有地	60	200		
	西川原第二	4	32	鹿島区寺内字中才 36 外	5, 841. 00	都計区域内無指定	市有地	60	200		
	大町西	2	40	原町区大町二丁目 27 外	4, 204. 00	第二種住居地域	市有地	60	200		
	大町東	6	80	原町区大町二丁目 108 外	11, 783. 68	近隣商業地域	市有地·借地	80	300		
原町	大町南	2	29	原町区大町二丁目 99 外	4, 821. 48	商業地域	市有地	80	400		
	栄町	3	33	原町区栄町三丁目 78-3 外	5, 598. 78	商業地域/第一種住居地域	市有地	80/60	400/200		
	萱浜	38	38	原町区萱浜字巣掛場 45-163 外	10, 789. 73	都計区域内無指定	市有地	60	200		
合 計		116	350		84, 586. 14	_	<u>-</u>	·-	-		

第一低住專:第一種低層住居專用地域 第一中高住專:第一種中高層住居專用地域 (令和4年7月1日現在)

第一住居 : 第一種住居地域 第二住居 : 第二種住居地域

#### 3) 共同施設等

#### (1) 共同施設

- ・全 25 団地(災害公営住宅除く)のうち、集会所が設置されているのは 3 団地(12.0%)、児童 遊園が設置されているのは 15 団地(60.0%)です。
- ·全 25 団地 (災害公営住宅除く) のうち、駐車場が設置されているのは 12 団地 (48.0%) です。
- ・災害公営住宅は 11 団地のうち、集会所が設置されているのは 7 団地(63.6%)、駐車場が設置されているのは 8 団地(72.7%)で、児童遊園は設置されていません。
- ※以下、震災前の市営住宅(25 団地)と災害公営住宅(11 団地)について区分して記述します。

#### 共同施設設置状況

(団地)

集会所		児童	遊園	駐車場		
3	12. 0%	15	60. 0%	12	48. 0%	

(令和4年7月1日現在)

#### 共同施設設置状況[災害公営住宅]

(団地)

	:所	児童	遊園	駐車場		
7	63. 6%	0	0. 0%	8	72. 7%	

(令和4年7月1日現在)

#### (2) 排水処理状況

- ・全 25 団地のうち、公共下水及び農業集落排水で処理しているのは 18 団地(72.0%)であり、 浄化槽処理は 2 団地(8.0%)となっており水洗化が図られています。残る 5 団地(20.0%)は未 だ汲取による汚水処理を行っています。
- ・災害公営住宅は 11 団地のうち、公共下水で処理しているのは 10 団地(90.9%)であり、個別 浄化槽処理は 1 団地(9.1%)となっており、全て水洗化が図られています。

### 排水処理状況

(団地)

公共下水		農業集落排水		浄化槽		汲取	
16	64. 0%	2	8. 0%	2	8. 0%	5	20. 0%

(令和4年7月1日現在)

#### 排水処理状況[災害公営住宅]

(団地)

公共下水		農業集落排水		浄	₽化槽	汲取		
	10	90. 9%	0	0. 0%	1	9. 1%	0	0. 0%

(令和4年7月1日現在)

共同施設等

(棟·戸·台)

区	団地名	棟数	戸数	集会所	児童遊園	駐車場 (台)	排水処理
	万ヶ廹	23	46	無	無	134	公共下水
小高	飯崎	5	10	無	有	10	単独浄化槽
小向	紅梅	27	54	無	有	86	公共下水
	長廹	3	5	無	無	5	公共下水
	大河内第一	4	4	無	無	0	汲取
	北畑	12	12	無	無	0	汲取
	下舘	5	5	無	無	0	汲取
	八郎内	7	7	無	無	0	汲取
	大谷地	21	35	有	無	0	汲取
鹿島	榎内	5	10	無	有	0	公共下水
	大河内第二	11	22	無	有	0	公共下水
	西沢田	8	24	無	無	0	公共下水
	広町第二	4	16	無	有	0	公共下水
	狐畑	10	10	無	有	0	農業集落排水
	前田	6	12	無	無	24	農業集落排水
	定住促進住宅	2	80	有	有	96	公共下水
	北町	12	45	無	有	0	公共下水
	日の出町	12	56	無	有	0	公共下水
	仲町	9	280	無	無	336	公共下水
	東町	1	12	無	有	0	公共下水
原町	二見町	2	28	無	有	28	公共下水
	桜井町	2	42	無	有	36	公共下水
	国見町	5	106	無	有	106	公共下水
	三島町	3	30	無	有	30	公共下水
	北長野	5	90	有	有	90	合併浄化槽
	合 計	204	1, 041			981	

(令和4年7月1日現在)

#### 共同施設等[災害公営住宅]

(棟·戸·台)

			/ /		(14 ) 1		
区	団地名	棟数	戸数	集会所	児童遊園	駐車場 (台)	排水処理
	万ヶ廹	1	2	無	無	4	公共下水
小高	小高東町	20	20	有	無	0	公共下水
	小高上町	7	18	有	無	36	公共下水
	西川原	28	28	有	無	0	個別浄化槽
鹿島	西町	5	30	有	無	58	公共下水
	西川原第二	4	32	無	無	45	公共下水
	大町西	2	40	無	無	53	公共下水
	大町東	6	80	有	無	103	公共下水
原町	大町南	2	29	無	無	42	公共下水
	栄町	3	33	有	無	60	公共下水
	萱浜	38	38	有	無	0	公共下水
	合 計	116	350			401	

(令和4年7月1日現在)

#### 4) 住棟別管理状況

### (1)建設年度別状況

- ・耐震設計基準が改正された昭和 56 年以前に建築された住宅は、114 棟(55.9%)、580 戸 (55.7%)です。
- ・特公賃及び単独住宅は昭和 56 年以降に建築されていますが、公営住宅は昭和 56 年以前の老 朽化の進んだ住宅の比率が高くなっています。
- ・災害公営住宅は、平成25年度から平成27年度にかけて建設されているため、新耐震設計基 準を満足しています。

建設年度別棟数・戸数

(棟·戸)

	昭和39	年以前	昭和40	~55年	昭和5	6年以降
	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数
八一	44	79	70	501	84	373
公営	22. 2%	8. 3%	35. 4%	52. 6%	42. 4%	39. 1%
特公賃	0	0	0	0	4	8
付公貝	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	100.0%	100.0%
単独	0	0	0	0	2	80
単独	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	100.0%	100.0%
<b>+</b>	44	79	70	501	90	461
市営全体	21. 6%	7. 6%	34. 3%	48. 1%	44. 1%	44. 3%

(令和4年7月1日現在)

#### 建設年度別棟数・戸数[災害公営住宅]

(棟·戸)

	平成2	5年度	平成2	6年度	平成27年度		
	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	
災害公営	28	28	13	150	75	172	
災害公営	24. 1%	8. 0%	11. 2%	42. 9%	64. 7%	49. 1%	

(令和4年7月1日現在)

#### (2) 構造階数別状況

- ·構造階数別に見ると、木造 2 階が 29. 4%で最も高く、次いで木造平屋が 25. 0%となっています。
- ・災害公営住宅は、木造平屋が 56.9%で最も高く、次いで木造 2階が 27.6%となっています。

### 構造階数別棟数

(棟)

	木造 平屋	木造 2 階	簡易耐火 平 屋	簡易耐火 2 階	耐火構造 3 階	耐火構造 4 階	耐火構造 5 階
公営	51	56	44	20	15	3	9
	25. 8%	28. 3%	22. 2%	10. 1%	7. 6%	1. 5%	4. 5%
特公賃	0	4	0	0	0	0	0
村公貝	0. 0%	100. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%
田 X中	0	0	0	0	0	0	2
単独	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	100. 0%
士尚人仕	51	60	44	20	15	3	11
市営全体	25. 0%	29. 4%	21. 6%	9. 8%	7. 3%	1. 5%	5. 4%

簡易耐火構造(コンクリートブロック造) 耐火構造(鉄筋コンクリート造)

(令和4年7月1日現在)

### 構造階数別棟数[災害公営住宅]

(棟)

	木造 平屋	木造 2 階	簡易耐火	耐火構造 2 階	耐火構造 3 階	耐火構造 4 階	耐火構造 5 階
小士 小士	66	32	0	4	9	0	5
災害公営	56. 9%	27. 6%	0. 0%	3. 4%	7. 8%	0. 0%	4. 3%

簡易耐火構造(コンクリートブロック造) 耐火構造(鉄筋コンクリート造) (令和4年7月1日現在)

### (3) 住戸規模別状況

- ・住戸規模別に見ると、50~60 ㎡未満が 44.4%で最も高く、次いで 60~70 ㎡未満が 22.8%となっています。
- ・災害公営住宅は、50~60 ㎡未満が 52.6%で最も高く、次いで 60~70 ㎡未満が 32.3%となっており 50 ㎡未満の住戸はありません。

### 住戸規模別戸数

(戸)

	40 ㎡未満	40~50 ㎡未満	50~60 ㎡未満	60~70 ㎡未満	70 ㎡以上
公営	154	146	382	237	34
公呂	16. 1%	15. 3%	40. 1%	24. 9%	3. 6%
特公賃	0	0	0	0	8
村公貝	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	100. 0%
単独	0	0	80	0	0
中 俎	0. 0%	0. 0%	100. 0%	0. 0%	0. 0%
市営全体	154	146	462	237	42
4年至4日	14. 8%	14. 0%	44. 4%	22. 8%	4. 0%

(令和4年7月1日現在)

### 住戸規模別戸数[災害公営住宅]

(戸)

		40 ㎡未満	40~50 ㎡未満 50~60 ㎡未満		60~70 ㎡未満	70 ㎡以上
	<b>学公営</b>	0	0	184	113	53
災害	古公呂	0. 0%	0. 0%	52. 6%	32. 3%	15. 1%

(令和4年7月1日現在)

住棟別住戸規模等

区	団地名	種別	建設年度	<sup>♥</sup> 別任尸規模 横造階数	棟数	戸数	間取り	住戸面積(m²)
	万ヶ廹	公営	H16	木 2	3	6	3DK	67. 0
		公営	H17	木 2	3	6	3DK	67. 0
		公営	H18	木 2	3	6	3DK	67. 0
		公営	H19	木 2	4	8	3DK	67. 0
		公営	H20	木 2	4	8	3DK	67. 0
		公営	H22	木 2	6	12	3DK	67. 0
	飯崎	公営	S61	木 1	3	6	3DK	64. 2
		公営	S62	木 1	2	4	3DK	64. 2
	紅梅	公営	S63	木 1	5	10	3DK	63. 4
.t. <del>'</del>		公営	H7	木 2	3	6	3DK	79. 4
小高		公営	H8	木 2	3	6	3DK	79. 4
		公営	H9	木 2	3	6	3DK	78. 7
		公営	H10	木 2	2	4	3DK	79. 4
		公営	H10	木 1	1	2	2DK	56. 8
		公営	H11	木 2	3	6	3DK	79. 4
		公営	H12	木 2	3	6	3DK	79. 4
		特公賃	H13	木 2	1	2	3DK	81. 1
		特公賃	H13	木 2	1	2	3DK	79. 4
		特公賃	H14	木 2	2	4	3DK	81. 1
	長廹	公営	H2	木1	3	5	3DK	64. 4
	大河内第一	公営	S29	木1	3	3	3K	36. 3
		公営	S30	木1	1	1	3K	36. 5
	北畑	公営	S30	木 1	6	6	2K	29. 7
		公営	S32	木 1	5	5	2K	29. 7
		公営	S32	木1	1	1	3K	36. 5
	下舘	公営	S32	木1	5	5	3K	36. 2
	八郎内	公営	S35	木 1	7	7	2K	34. 7
	大谷地	公営	S36	木1	2	2	3K	34. 7
		公営	S36	木 1	2	4	2K	29. 7
		公営	S40	木 1	5	5	2K	31. 4
		公営	S41	簡 1	8	16	2K	31. 3
		公営	S42	簡 1	4	8	2K	31. 5
	榎内	公営	\$43	簡 1	5	10	2K	31. 5
鹿島	大河内第二	公営	S44	簡 1	5	10	2K	36. 5
		公営	S45	簡 1	5	10	2K	36. 5
		公営	S46	簡 1	1	2	2K	36. 5
	西沢田	公営	S46	簡 1	4	8	2DK	36. 5
		公営	S47	簡 2	2	8	3DK	42. 7
		公営	S48	簡 2	2	8	3DK	49. 6
	広町第二	公営	S51	簡 2	2	8	3DK	59. 3
	Vert Len	公営	S52	簡 2	2	8	3DK	61. 3
	狐畑	公営	\$63	木 2	5	5	3DK	66. 1
		公営	H1	木 2	2	2	3DK	66. 1
		公営	H2	木 2	3	3	3DK	66. 1
	前田	公営	H21	木 2	3	6	3DK	69. 7
	(> /= >" (> -	公営	H22	木 2	3	6	3DK	69. 7
	定住促進住宅	単独	H4	耐 5	2	80	3DK	53. 1

住棟別住戸規模等

区	団地名	種別	建設年度	構造階数	棟数	戸数	間取り	住戸面積(㎡)
	北町	公営	\$38	簡 1	6	20	2K	32. 1
		公営	S39	簡1	5	20	2K	32. 1
		公営	\$39	簡 1	1	5	3K	36. 4
	日の出町	公営	S45	簡 2	2	10	3K	42. 7
		公営	S45	簡 2	1	6	3K	39. 3
		公営	S46	簡 2	2	10	3K	42. 7
		公営	S47	簡 2	7	30	3K	42. 7
	仲町	公営	S49	耐 5	1	40	3K	47. 5
		公営	S49	耐 5	1	40	3K	42. 2
		公営	S50	耐 5	2	70	3K	50. 6
		公営	S50	耐 5	1	30	3K	56. 3
		公営	S50	耐 5	1	30	3K	52. 9
		公営	S51	耐 5	1	30	3K	56. 3
		公営	S52	耐 5	1	20	3K	56. 3
原町		公営	S53	耐 5	1	20	3K	56. 4
原町	東町	公営	S51	耐 3	1	12	3K	50. 6
	二見町	公営	\$55	耐 3	1	12	3DK	59. 9
		公営	S55	耐 4	1	16	3DK	59. 9
	桜井町	公営	S56	耐 3	1	18	3DK	59. 9
		公営	S55	耐 3	1	24	3K	56. 3
	国見町	公営	S57	耐 4	1	32	3K	60. 4
		公営	S58	耐 3	1	18	3K	60. 4
		公営	S59	耐 4	1	32	3K	60. 4
		公営	S61	耐 3	2	24	3DK	63. 7
	三島町	公営	\$63	耐 3	1	6	3K	61. 1
		公営	H1	耐 3	2	24	3K	61. 1
	北長野	公営	H6	耐 3	2	42	2DK·他	56.8・他
		公営	H7	耐 3	1	18	3DK·他	59.0·他
		公営	Н8	耐 3	1	18	3DK·他	59.0・他
		公営	Н9	耐 3	1	12	3DK·他	59.0·他
	公 営				198	953		
	特公賃				4	8		
	単独				2	80		
	市営全体				204	1, 041		
耐田	年限 本造:30 年	佐 日 エ↓ 1, 4# '#	・ 亚层建 30 年	0 7H: 74 4F /-	耐ル構造	70 Æ	/ A To 4	年7日1日現在)

耐用年限 木造:30年 簡易耐火構造:平屋建30年・2階建45年 耐火構造:70年 (令和4年7月1日現在)

D:ダイニング K:キッチン

住棟別住戸規模等[災害公営住宅]

区	団地名	種別	建設年度	構造階数	棟数	戸数	間取り	住戸面積(㎡)
	万ヶ廹	災害公営	H27	木 2	1	2	3DK	67. 00
	小高東町	災害公営	H27	木1	14	14	2DK	54. 65
小高		災害公営	H27	木 2	6	6	3DK	77. 83
	小高上町	災害公営	H27	木 2	5	10	3DK	67. 00
		災害公営	H27	木1	2	8	2DK	55. 00
	西川原	災害公営	H25	木1	18	18	2LDK	54. 66
		災害公営	H25	木 2	10	10	3LDK	77. 85
	西町	災害公営	H26	耐 3	1	8	2DK/4DK	50. 60/77. 80
		災害公営	H26	耐 3	1	6	2DK/4DK	50. 60/77. 80
鹿島		災害公営	H26	耐 3	1	8	2DK/4DK	50. 60/77. 80
		災害公営	H26	耐 3	1	4	2DK/4DK	50. 60/77. 80
		災害公営	H26	耐 3	1	4	2DK/4DK	50. 60/77. 80
	西川原第二	災害公営	H27	耐 2	2	16	2DK/3DK	55. 70/66. 70
		災害公営	H27	耐 2	2	16	2DK/3DK	55. 70/66. 70
	大町西	災害公営	H26	耐 5	1	20	2DK/3DK	55. 70/66. 70
		災害公営	H26	耐 5	1	20	2DK/3DK	55. 70/66. 70
	大町東	災害公営	H26	木1	4	20	2DK	55. 00
		災害公営	H26	耐 5	2	60	2DK/3DK	55. 70/66. 70
	大町南	災害公営	H27	耐 5	1	20	2DK/3DK	55. 70/66. 70
原町		災害公営	H27	耐 3	1	9	2DK/3DK	55. 70/66. 70
	栄町	災害公営	H27	耐 3	1	12	2DK/3DK	60. 80/72. 00
		災害公営	H27	耐 3	1	12	2DK/3DK	60. 80/72. 00
		災害公営	H27	耐 3	1	9	2DK/3DK	60. 80/72. 00
	萱浜	災害公営	H27	木1	28	28	2DK	57. 90
		災害公営	H27	木 2	10	10	3DK	83. 70
	災害公営全体				116	350		
	左四 十半・20 左		ヒ・亚旦油 20 ケ			生 · 70 左		ケフロ1 ロ田左)

耐用年限 木造:30 年 簡易耐火構造:平屋建 30 年·2 階建 45 年 耐火構造:70 年 (令和 4 年 7 月 1 日現在) D:ダイニング K:キッチン

#### (4) 耐用年限経過状況

- ・耐用年限の経過状況を見ると、現段階で耐用年限を経過しているのは 122 棟 (59.8%)、263 戸 (25.3%)であり、約6割の住棟が耐用年限を経過しています。また、現段階で耐用年限の 1/2 を経過しているのは 52棟 (25.5%)、538戸(51.7%)となっています。さらには、計画期間内に耐用年限を経過する住宅を含めると、目標年次には耐用年限を経過する市営住宅の総数は 144棟 (70.6%)、311戸(29.9%)に達することとなります。
- ・災害公営住宅は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて建設されているため、計画期間内でも耐用年限の 1/2 に達することはありません。

#### 耐用年限経過状況

(棟・戸)

	1/2 を	経過	計画期間	内に経過	現状で経過		
	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	
公 営	48	530	20	44	122	263	
	24. 2%	55. 6%	10. 1%	4. 6%	61. 6%	27. 6%	
<del>杜</del> 八 <del>佳</del>	4	8	2	4	0	0	
特公賃	100. 0%	100. 0%	50. 0%	50. 0%	0. 0%	0. 0%	
単独	0	0	0	0	0	0	
単独	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	
主党人体	52	538	22	48	122	263	
市営全体	25. 5%	51. 7%	10. 8%	4. 6%	59. 8%	25. 3%	

耐用年限 木造:30年 簡易耐火構造:平屋建30年·2階建45年 耐火構造:70年 (令和4年7月1日現在)

#### 耐用年限経過状況[災害公営住宅]

(棟·戸)

	1/2 を	経過	計画期間	内に経過	現状で経過			
	棟数	戸数棟数		戸数	棟数	戸数		
災害公営	0	0	0	0	0	0		
	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%		

耐用年限 木造:30年 簡易耐火構造:平屋建30年・2階建45年 耐火構造:70年 (令和4年7月1日現在)

### 耐用年限経過状況

			油机	##、生		経過	全週状况		1/2 を経過		計画期間内に経過		現状で	で経過
区	団地名	種別	建設年度	構造階数	耐用 年限	年数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数
	万ヶ廹	公営	H16	木 2	30	18	3	6	3	6				
		公営	H17	木 2	30	17	3	6	3	6				
		公営	H18	木 2	30	16	3	6	3	6				
		公営	H19	木 2	30	15	4	8						
		公営	H20	木 2	30	14	4	8						
		公営	H22	木 2	30	12	6	12						
	飯崎	公営	S61	木1	30	36	3	6					3	6
		公営	S62	木1	30	35	2	4					2	4
	紅梅	公営	S63	木 1	30	34	5	10					5	10
小高		公営	H7	木 2	30	27	3	6	3	6	3	6		
(기, 1日)		公営	Н8	木 2	30	26	3	6	3	6	3	6		
		公営	Н9	木 2	30	25	3	6	3	6	3	6		
		公営	H10	木 2	30	24	2	4	2	4	2	4		
		公営	H10	木1	30	24	1	2	1	2	1	2		
		公営	H11	木 2	30	23	3	6	3	6	3	6		
		公営	H12	木 2	30	22	3	6	3	6	3	6		
		特公賃	H13	木 2	30	21	1	2	1	2	1	2		
		特公賃	H13	木 2	30	21	1	2	1	2	1	2		
		特公賃	H14	木 2	30	20	2	4	2	4				
	長廹	公営	H2	木1	30	32	3	5					3	5
	大河内第一	公営	S29	木1	30	68	4	4					3	3
		公営	S30	木1	30	67	1	1					1	1
	北畑	公営	S30	木1	30	67	8	8					6	6
		公営	S32	木1	30	65	7	7					5	5
		公営	S32	木1	30	65	2	2					1	1
	下舘	公営	S32	木1	30	65	5	5					5	5
	八郎内	公営	S35	木1	30	62	9	9					7	7
	大谷地	公営	S36	木1	30	61	3	3					2	2
		公営	S36	木1	30	61	2	4					2	4
		公営	S40	木 1	30	57	6	6					5	5
		公営	S41	簡 1	30	56	10	20					8	16
		公営	S42	簡1	30	55	5	10					4	8
	榎内	公営	\$43	簡 1	30	54	5	10					5	10
鹿島	大河内第二	公営	S44	簡 1	30	53	5	10					5	10
		公営	S45	簡 1	30	52	5	10					5	10
		公営	S46	簡 1	30	51	1	2					1	2
	西沢田	公営	S46	簡 1	30	51	4	8					4	8
		公営	S47	簡 2	45	50	2	8					2	8
		公営	S48	簡 2	45	49	2	8					2	8
	広町第二	公営	S51	簡 2	45	46	2	8	_	_			2	8
	W-2.1-	公営	S52	簡 2	45	45	2	8	2	8	2	8		_
	狐畑	公営	S63	木 2	30	34	5	5					5	5
		公営	H1	木 2	30	33	2	2					2	2
		公営	H2	木 2	30	32	3	3					3	3
	前田	公営	H21	木 2	30	13	3	6						
		公営	H22	木 2	30	12	3	6						
	定住促進住宅	単独	H4	耐 5	70	30	2	80						

耐用年限経過状況

F-7		14 Dil	建設	構造	耐用	経過	+± * <i>L</i>	= **	1/2 3	を経過	計画期間	内に経過	現状で	で経過
区	団地名	種別	年度	階数	年限	年数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数
	北町	公営	\$38	簡 1	30	59	6	20					6	20
		公営	S39	簡 1	30	58	5	20					5	20
		公営	S39	簡 1	30	58	1	5					1	5
	日の出町	公営	S45	簡 2	45	52	2	10					2	10
		公営	S45	簡 2	45	52	1	6					1	6
		公営	S46	簡 2	45	51	2	10					2	10
		公営	S47	簡 2	45	50	7	30					7	30
	仲町	公営	S49	耐 5	70	48	1	40	1	40				
		公営	S49	耐 5	70	48	1	40	1	40				
		公営	S50	耐 5	70	47	2	70	2	70				
		公営	S50	耐 5	70	47	1	30	1	30				
		公営	S50	耐 5	70	47	1	30	1	30				
		公営	S51	耐 5	70	46	1	30	1	30				
		公営	S52	耐 5	70	45	1	20	1	20				
压皿		公営	S53	耐 5	70	44	1	20	1	20				
原町	東町	公営	S51	耐 3	70	46	1	12	1	12				
	二見町	公営	S55	耐 3	70	42	1	12	1	12				
		公営	S55	耐 4	70	42	1	16	1	16				
	桜井町	公営	S56	耐 3	70	41	1	18	1	18				
		公営	S55	耐 3	70	42	1	24	1	24				
	国見町	公営	S57	耐 4	70	40	1	32	1	32				
		公営	S58	耐 3	70	39	1	18	1	18				
		公営	S59	耐 4	70	38	1	32	1	32				
		公営	S61	耐 3	70	36	2	24	2	24				
	三島町	公営	S63	耐 3	70	34	1	6						
		公営	H1	耐 3	70	33	2	24						
	北長野	公営	Н6	耐 3	70	28	2	42				_		
		公営	H7	耐 3	70	27	1	18						
		公営	Н8	耐 3	70	26	1	18						
		公営	Н9	耐 3	70	25	1	12						
	公 営						198	953	48	530	20	44	122	263
	特公賃						4	8	4	8	2	4	0	0
	単独						2	80	0	0	0	0	0	0
	市営全体						204	1, 041	52	538	22	48	122	263
<b>T</b> +	田年限 木浩:	20 /= -	<del>佐日玉</del> ,	[/##\# ·	T = 7	20 /=	O 17H: 7-4	1F /= =1	.1.4#\#	70 /=		和 4 年 7	0101	\

耐用年限 木造:30年 簡易耐火構造:平屋建30年・2階建45年 耐火構造:70年 (令和4年7月1日現在)

耐用年限経過状況[災害公営住宅]

<u> </u>		1 <del>4</del> Dil	建設	構造	耐用	経過	+= */-	= */-	1/2 を	経過	計画期間	内に経過	現状で	で経過
区	団地名	種別	年度	階数	年限	年数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数
	万ヶ廹	災害公営	H27	木 2	30	7	1	2	ı	-	_		1	_
	小高東町	災害公営	H27	木1	30	7	14	14	_	_	_	_	_	_
小高		災害公営	H27	木 2	30	7	6	6	_	_	_	_	_	_
	小高上町	災害公営	H27	木 2	30	7	5	10	_	_	_	_	_	_
		災害公営	H27	木 1	30	7	2	8	_	_	_	_	_	_
	西川原	災害公営	H25	木1	30	9	18	18	_	_	_	_	_	_
		災害公営	H25	木 2	30	9	10	10	-	_	_	_	_	_
	西町	災害公営	H26	耐 3	70	8	1	8	_	_	_	_	_	_
		災害公営	H26	耐 3	70	8	1	6	_	_	_	_	_	_
鹿島		災害公営	H26	耐 3	70	8	1	8	_	_	_	_	_	_
		災害公営	H26	耐 3	70	8	1	4	_	_	_	_	_	_
		災害公営	H26	耐 3	70	8	1	4	_	_	_	_	_	_
	西川原第二	災害公営	H27	耐 2	70	7	2	16	_	_	_	_	_	_
		災害公営	H27	耐 2	70	7	2	16	-	_	_	_	_	_
	大町西	災害公営	H26	耐 5	70	8	1	20	_	_	_	_	_	_
		災害公営	H26	耐 5	70	8	1	20	-	_	_	_	_	_
	大町東	災害公営	H26	木1	30	8	4	20	_	_	_	_	_	_
		災害公営	H26	耐 5	70	8	2	60	-	_	_	_	_	_
	大町南	災害公営	H27	耐 5	70	7	1	20	_	_	_	_	_	_
原町		災害公営	H27	耐 3	70	7	1	9	-	-	_	_	_	_
	栄町	災害公営	H27	耐 3	70	7	1	12	_	_	_	_	_	_
		災害公営	H27	耐3	70	7	1	12	_	_	_	_	_	_
		災害公営	H27	耐 3	70	7	1	9	_	_	_	_	_	_
	萱浜	災害公営	H27	木1	30	7	28	28	_	_	_	_	_	_
		災害公営	H27	木 2	30	7	10	10			_	_		_
	災害公営全体						116	350	0	0	0	0	0	0

### (5) 設備等の状況

### ①浴室設置状況

- ・浴室は、風呂付が 12.4%、浴室のみが 87.6%となっており、浴室のない住戸はありません。
- ・災害公営住宅は全て風呂付浴室となっています。

## ②給湯設備(3箇所以上)設置状況

- ・3 箇所給湯設備が設置されている住戸は 11.0%であり、約 9 割の住戸が 3 箇所給湯になっていません。
- ・災害公営住宅は全て3箇所給湯となっています。

#### ③トイレ水洗化状況

- ・トイレの水洗化が図られている住戸は 93.9%であり、63 戸(6.1%)については水洗化未整備 の状態です。
- ・災害公営住宅は全て水洗化が図られています。

### 設備等状況

(戸)

		浴室				3 箇所給湯			トイレ水洗イ	<mark></mark> ተ
	風呂付	浴室のみ	浴室無	計	有	無	計	整備	未整備	計
公営	121	832	0	953	106	847	953	890	63	953
公呂	12. 7%	87. 3%	0. 0%	100.0%	11. 1%	88. 9%	100. 0%	93. 4%	6. 6%	100. 0%
特公賃	8	0	0	8	8	0	8	8	0	8
付公貝	100. 0%	0. 0%	0. 0%	100.0%	100. 0%	0. 0%	100. 0%	100. 0%	0. 0%	100. 0%
単独	0	80	0	80	0	80	80	80	0	80
中 畑	0. 0%	100. 0%	0. 0%	100.0%	0. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	0. 0%	100. 0%
<b>士兴人</b> (大	129	912	0	1, 041	114	927	1, 041	978	63	1, 041
市営全体	12. 4%	87. 6%	0. 0%	100.0%	11. 0%	89. 0%	100. 0%	93. 9%	6. 1%	100. 0%

(令和4年7月1日現在)

### 設備等状況[災害公営住宅]

(戸)

		浴室				3 箇所給湯			トイレ水洗イ	比
	風呂付	浴室のみ	浴室無	計	有	無	計	整備	未整備	計
災害公営	350	0	0	350	350	0	350	350	0	350
火音公呂	100. 0%	0. 0%	0. 0%	100.0%	100. 0%	0. 0%	100. 0%	100. 0%	0. 0%	100. 0%

設備等状況

(戸)

			-1		н <b>х</b>	順寺状况 ┃	<b>沙宁</b>		2 44 = 1	(人)日)日	L-2-	(月)
区	団地名	種別	建設 年度	棟数	戸数	<b>国</b> 0 4	浴室の2	淡中無	3箇所統	1		水洗化
	万ヶ廹	公営	十及 H16	3	6	風呂付 6	浴室のみ	浴室無	有 6	無	整備 6	未整備
	ガケ処	公営	H17	3	6	6			6		6	
		公営	H18	3	6	6			6		6	
		公営	H19	4	8	8			8		8	
		公営	H20	4	8	8			8		8	
		公営	H22	6	12	12			12		12	
	 飯崎	公営	S61	3	6	12	6		12	6	6	
	以中间	公営	S62	2	4		4			4	4	
	 紅梅	公営	S63	5	10	10				10	10	
	小正1 <del>11</del>	公営	H7	3	6	6			6	10	6	
小高		公営	H8	3	6	6			6		6	
		公営	H9	3	6	6			6		6	
		公営	H10	2	4	4			4		4	
		公営	H10	1	2	2			2		2	
		公営	H11	3	6	6			6		6	
		公営	H12	3	6	6			6		6	
		特公賃	H13	1	2	2			2		2	
		特公賃	H13	1	2	2			2		2	
		特公賃	H14	2	4	4			4		4	
	 長廹	公営	H2	3	5	5			<u>'</u>	5	5	
	大河内第一	公営	S29	3	3		3			3		3
	2 (1 31 32)3	公営	S30	1	1		1			1		1
	北畑	公営	\$30	6	6		6			6		6
		公営	S32	5	5		5			5		5
		公営	S32	1	1		1			1		1
	 下舘	公営	S32	5	5		5			5		5
	八郎内	公営	S35	7	7		7			7		7
	大谷地	公営	S36	2	2		2			2		3
		公営	S36	2	4		4			4		4
		公営	S40	5	5		5			5		5
		公営	S41	8	16		16			16		16
		公営	S42	4	8		8			8		8
	榎内	公営	\$43	5	10		10			10	10	
鹿島	大河内第二	公営	S44	5	10		10			10	10	
		公営	S45	5	10		10		•	10	10	
		公営	S46	1	2		2			2	2	
	西沢田	公営	S46	4	8		8			8	8	
		公営	S47	2	8		8			8	8	
		公営	S48	2	8		8			8	8	
	広町第二	公営	S51	2	8		8			8	8	
		公営	S52	2	8		8			8	8	
	狐畑	公営	\$63	5	5		5			5	5	
		公営	H1	2	2		2			2	2	
		公営	H2	3	3		3			3	3	
	前田	公営	H21	3	6	6			6		6	
		公営	H22	3	6	6			6		6	
	定住促進住宅	単独	H4	2	80		80			80	80	

設備等状況

(戸)

			7 <del>.</del> ‡ =Л		nX I	用寺仏沈	浴室		3 笛	給湯湯	トイレ	水洗化
区	団地名	種別	建設年度	棟数	戸数	風呂付	浴室のみ	浴室無	有	無	<u></u>	未整備
	北町	 公営	\$38	6	20	74413	20	712711	13	20	20	11122 010
		公営	S39	5	20		20			20	20	
		公営	S39	1	5		5			5	5	
	日の出町	公営	S45	2	10		10			10	10	
		公営	S45	1	6		6	•		6	6	
		公営	S46	2	10		10			10	10	
		公営	S47	7	30		30			30	30	
	仲町	公営	S49	1	40		40			40	40	
		公営	S49	1	40		40			40	40	
		公営	S50	2	70		70			70	70	
		公営	S50	1	30		30			30	30	
		公営	S50	1	30		30			30	30	
		公営	S51	1	30		30			30	30	
		公営	S52	1	20		20			20	20	
原町		公営	S53	1	20		20			20	20	
	東町	公営	S51	1	12		12			12	12	
	二見町	公営	S55	1	12		12			12	12	
		公営	S55	1	16		16			16	16	
	桜井町	公営	S56	1	18		18			18	18	
		公営	S55	1	24		24			24	24	
	国見町	公営	S57	1	32		32			32	32	
		公営	S58	1	18		18			18	18	
		公営	S59	1	32		32			32	32	
		公営	S61	2	24		24			24	24	
	三島町	公営	S63	1	6		6			6	6	
		公営	H1	2	24		24			24	24	
	北長野	公営	Н6	2	42	8	34		8	34	42	
		公営	H7	1	18		18			18	18	
		公営	Н8	1	18		18			18	18	
		公営	Н9	1	12	4	8		4	8	12	
	公 営			198	953	121	832	0	106	847	890	63
	特公賃			4	8	8	0	0	8	0	8	0
	単独			2	80	0	80	0	0	80	80	0
Г	市営全体			204	1, 041	129	912	0	114	927	978	63

設備等状況[災害公営住宅]

(戸)

					以順寸1	「沈」災告			0 44==-:			(月)
区	団地名	種別	建設 年度	棟数	戸数		浴室 	,	3 箇所約	合湯湯	トイレ	·水洗化
Δ	D AGA	イ主カリ	年度	1/4/30	7 30	風呂付	浴室のみ	浴室無	有	無	整備	未整備
	万ヶ廹	災害公営	H27	1	2	2			2		2	
	小高東町	災害公営	H27	14	14	14			14		14	
小高		災害公営	H27	6	6	6			6		6	
	小高上町	災害公営	H27	5	10	10			10		10	
		災害公営	H27	2	8	8			8		8	
	西川原	災害公営	H25	18	18	18			18		18	
		災害公営	H25	10	10	10			10		10	
	西町	災害公営	H26	1	8	8			8		8	
		災害公営	H26	1	6	6			6		6	
鹿島		災害公営	H26	1	8	8			8		8	
		災害公営	H26	1	4	4			4		4	
		災害公営	H26	1	4	4			4		4	
	西川原第二	災害公営	H27	2	16	16			16		16	
		災害公営	H27	2	16	16			16		16	
	大町西	災害公営	H26	1	20	20			20		20	
		災害公営	H26	1	20	20			20		20	
	大町東	災害公営	H26	4	20	20			20		20	
		災害公営	H26	2	60	60			60		60	
	大町南	災害公営	H27	1	20	20			20		20	
原町		災害公営	H27	1	9	9			9		9	
	栄町	災害公営	H27	1	12	12			12		12	
		災害公営	H27	1	12	12			12		12	
		災害公営	H27	1	9	9			9		9	
	萱浜	災害公営	H27	28	28	28			28		28	
		災害公営	H27	10	10	10			10		10	
災	害公営全体			116	350	350	0	0	350	0	350	0
											11570	

## (6) 耐震診断状況

- ・昭和56年以前に建設された住宅の耐震診断対象は114棟580戸です。
- ・木造及び簡易耐火の住棟では、耐震改修不要と診断されています。
- ・耐火構造についても、耐震改修不要と診断されています。

### 耐震診断調査結果

(棟·戸)

診断調:	査対象	未記	<b>参断</b>	改修	§必要	改修?	不要
棟数	棟数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数
114	580	0	0	0	0	114	580
100.0%	100.0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	100. 0%	100. 0%

(令和4年7月1日現在)

### 団地別耐震診断調査結果

(棟·戸)

					耐震診断						·尸)
団地名	種別	建設	構造	診断調			<b>多断</b>	改修:	1	改修	
	12/03	年度	階数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数
大河内第一	公営	S29	木1	3	3					3	3
	公営	\$30	木1	1	1					1	1
北畑	公営	S30	木1	6	6					6	6
	公営	S32	木1	5	5					5	5
	公営	S32	木1	1	1					1	1
下舘	公営	S32	木1	5	5					5	5
八郎内	公営	S35	木1	7	7					7	7
大谷地	公営	S36	木1	2	2					2	2
	公営	S36	木1	2	4					2	4
	公営	\$40	木1	5	5					5	5
	公営	S41	簡1	8	16					8	16
	公営	\$42	簡1	4	8					4	8
榎内	公営	\$43	簡1	5	10					5	10
大河内第二	公営	S44	簡1	5	10					5	10
	公営	S45	簡1	5	10					5	10
	公営	S46	簡1	1	2					1	2
西沢田	公営	S46	簡1	4	8					4	8
	公営	S47	簡 2	2	8					2	8
	公営	S48	簡 2	2	8					2	8
広町第二	公営	S51	簡 2	2	8					2	8
	公営	S52	簡 2	2	8					2	8
北町	公営	\$38	簡1	6	20					6	20
	公営	S39	簡1	5	20					5	20
	公営	S39	簡1	1	5					1	5
日の出町	公営	S45	簡 2	2	10					2	10
	公営	S45	簡 2	1	6					1	6
	公営	S46	簡 2	2	10					2	10
	公営	S47	簡 2	7	30					7	30
仲町	公営	S49	耐 5	1	40					1	40
	公営	S49	耐 5	1	40					1	40
	公営	S50	耐 5	2	70					2	70
	公営	S50	耐 5	1	30					1	30
	公営	S50	耐 5	1	30					1	30
	公営	S51	耐 5	1	30					1	30
	公営	S52	耐 5	1	20					1	20
	公営	S53	耐 5	1	20					1	20
東町	公営	S51	耐 3	1	12					1	12
二見町	公営	S55	耐 3	1	12					1	12
	公営	S55	耐 4	1	16					1	16
桜井町	公営	S55	耐 3	1	24					1	24
	合 計			114	580	0	0	0	0	114	580
						•			(Afi	4年7月	1 口田士\

#### 5)入居状況

### (1)入居世帯数

- ・ 令和 4 年 7 月 1 日現在、入居している住戸は 717 戸、入居率 68.9%ですが、募集停止している政策空家 89 戸を除くと入居率は 75.3%です。
- ·入居世帯は、世帯員が65歳未満の一般世帯は45.5%、65歳以上の高齢者がいる世帯が54.5% となっています。
- ・災害公営住宅は、入居している住戸は329戸、入居率94.0%です。
- ・災害公営住宅の入居世帯は、世帯員が 65 歳未満の一般世帯は 28.6%、65 歳以上の高齢者がいる世帯が 71.4%となっており、一般公営住宅等の高齢者世帯率より高くなっています。

#### 入居世帯数

(戸·世帯)

			7 11 11 11 11 11				·
	管理	入居	空家(緊急対	対応空家含む)		入居世帯	
	管理 戸数	入居 住戸		内:政策空家	一般	高齢者が いる世帯	合計
公営	953	642	311	87	273	369	642
	100. 0%	67. 4%	32. 6%	9. 1%	42. 5%	57. 5%	100.0%
特公賃	8	5	3	0	2	3	5
付公員	100. 0%	62. 5%	37. 5%	0. 0%	40. 0%	60. 0%	100.0%
単独	80	70	10	2	51	19	70
<del>上</del> 俎	100. 0%	87. 5%	12. 5%	2. 5%	72. 9%	27. 1%	100.0%
市営全体	1, 041	717	324	89	326	391	717
4至名川	100. 0%	68. 9%	31. 1%	7. 7%	45. 5%	54. 5%	100. 0%

※一般世帯:65歳以上の同居親族がいない世帯。

(令和4年7月1日現在)

※高齢者世帯:65歳以上の同居親族が1人以上いる世帯

### 入居世帯数[災害公営住宅]

(戸·世帯)

	<b>管理</b>	入居	空家(緊急対	対応空家含む)		入居世帯	
	戸数	入居 住戸		内:政策空家	一般	高齢者が いる世帯	合計
災害公営	350	329	21	0	94	235	329
火音公舌	100. 0%	94. 0%	6. 0% 0.		28. 6%	71. 4%	100. 0%

### 団地別入居状況

(戸·世帯)

			3176711777	- P1775				(F	
区	団地名	種別	管理	入居	空家			入居世帯	
	四地石	作里かり	戸数	住戸		内:政策空家	一般	高齢者が いる世帯	合計
	万ヶ廹	公営	46	28	18	2	13	15	28
	飯崎	公営	10	2	8		2		2
小高	紅梅	公営	46	34	12	5	15	19	34
		特公賃	8	5	3		2	3	5
	長廹	公営	5	4	1		1	3	4
	大河内第一	公営	4	3	1	1	1	2	3
	北畑	公営	12	10	2	2	1	9	10
	下舘	公営	5	5			2	3	5
	八郎内	公営	7	6	1		1	5	6
	大谷地	公営	35	21	14	14	5	16	21
<b>庇自</b>	榎内	公営	10	9	1	1	1	8	9
鹿島	大河内第二	公営	22	15	7	7	9	6	15
	西沢田	公営	24	18	6	6	6	12	18
	広町第二	公営	16	15	1	1	3	12	15
	狐畑	公営	10	7	3	3	7		7
	前田	公営	12	10	2	2	6	4	10
	定住促進住宅	単独	80	70	10	2	51	19	70
	北町	公営	45	32	13	3	2	30	32
	日の出町	公営	56	16	40	40	5	11	16
	仲町	公営	280	193	87		86	107	193
	東町	公営	12	8	4		1	7	8
原町	二見町	公営	28	19	9		9	10	19
	桜井町	公営	42	30	12		11	19	30
	国見町	公営	106	76	30		39	37	76
	三島町	公営	30	24	6		13	11	24
	北長野	公営	90	57	33		34	23	57
	公営		953	642	311	87	273	369	642
	特公賃		8	5	3	0	2	3	5
	単独		80	70	10	2	51	19	70
	市営全体		1, 041	717	324	89	326	391	717
•		•			•			<i>t- 1 t- 7 D 1</i>	

(令和4年7月1日現在)

## 団地別入居状況[災害公営住宅]

(戸·世帯)

		四をいうへん	,,,,,,,			()· En/			
_	- u 5		管理	入居	空家			入居世帯	
区	団地名	種別	戸数	住戸		内:政策空家	一般	高齢者が いる世帯	合計
	万ヶ廹	災害公営	2	2				2	2
小高	小高東町	災害公営	20	20			3	17	20
	小高上町	災害公営	18	18			5	13	18
	西川原	災害公営	28	25	3		7	18	25
鹿島	西町	災害公営	30	27	3		14	13	27
	西川原第二	災害公営	32	29	3		9	20	29
	大町西	災害公営	40	38	2		11	27	38
	大町東	災害公営	80	73	7		17	56	73
原町	大町南	災害公営	29	27	2		6	21	27
	栄町	災害公営	33	32	1		15	17	32
	萱浜	災害公営	38	38			7	31	38
災害	<b></b>		350	329	21	0	94	235	329

### (2)人員構成

- ・一般世帯では、単身世帯が35.6%で最も高くなっています。
- ・高齢者世帯でも、単身世帯が 68.3%で最も高く、2人世帯と合わせると 9割以上になっています。
- ・災害公営住宅の一般世帯では、3人以上の世帯が39.4%で最も高くなっています。また、高齢者世帯では、単身世帯が48.1%で最も高く、2人世帯と合わせると8割以上になっています。

人員構成

(世帯)

		一般	世帯		高齢者がいる世帯						
	単身	2人	3人以上	合計	単身	2人	3人以上	合計			
公営	97	81	95	273	250	87	32	369			
	35. 5%	29. 7%	34. 8%	100. 0%	67. 8%	23. 6%	8. 7%	100. 0%			
サハ 任	1	1	0	2	2	1	0	3			
特公賃	50. 0%	50. 0%	0. 0%	100. 0%	66. 7%	33. 3%	0. 0%	100. 0%			
単独	18	15	18	51	15	2	2	19			
平 独	35. 3%	29. 4%	35. 3%	100. 0%	78. 9%	10. 5%	10. 5%	100. 0%			
士尚人仕	116	97	113	326	267	90	34	391			
市営全体	35. 6%	29. 8%	34. 7%	100. 0%	68. 3%	23. 0%	8. 7%	100.0%			

※一般世帯:65歳以上の同居親族がいない世帯。

(令和4年7月1日現在)

※高齢者世帯:65歳以上の同居親族が1人以上いる世帯

人員構成[災害公営住宅]

(世帯)

		一般	世帯		高齢者がいる世帯					
	単身	2人	3人以上	合計	単身	2人	3人以上	合計		
※ 中八 半	36	21	37	94	113	92	30	235		
災害公営	38. 3%	22. 3%	39. 4%	100. 0%	48. 1%	39. 1%	12. 8%	100.0%		

※一般世帯:65歳以上の同居親族がいない世帯。

(令和4年7月1日現在)

※高齢者世帯:65歳以上の同居親族が1人以上いる世帯

### 団地別人員構成状況

(世帯)

_	=		管理	入居	八只语		般世帯			高齢者	がいる世帯	י יוויי
区	団地名	種別	戸数	住戸	単身	2人	3人以上	合計	単身	2人	3人以上	合計
	万ヶ廹	公営	46	28	7	5	1	13	7	8		15
	飯崎	公営	10	2	1	1		2				0
小高	紅梅	公営	46	34	5	3	7	15	13	6		19
		特公賃	8	5	1	1		2	2	1		3
	長廹	公営	5	4	1			1	2	1		3
	大河内第一	公営	4	3			1	1	2			2
	北畑	公営	12	10	1			1	5	1	3	9
	下舘	公営	5	5	1		1	2	3			3
	八郎内	公営	7	6	1			1	2	2	1	5
	大谷地	公営	35	21	4	1		5	10	4	2	16
鹿島	榎内	公営	10	9			1	1	4	1	3	8
庇缶	大河内第二	公営	22	15	6	3		9	4		2	6
	西沢田	公営	24	18	1	1	4	6	1	7	4	12
	広町第二	公営	16	15	1	1	1	3	6	5	1	12
	狐畑	公営	10	7	4		3	7				0
	前田	公営	12	10	1		5	6	3	1		4
	定住促進住宅	単独	80	70	18	15	18	51	15	2	2	19
	北町	公営	45	32	2			2	23	5	2	30
	日の出町	公営	56	16	3	1	1	5	4	4	3	11
	仲町	公営	280	193	25	30	31	86	77	25	5	107
	東町	公営	12	8		1		1	7			7
原町	二見町	公営	28	19	5	1	3	9	6	4		10
	桜井町	公営	42	30	3	4	4	11	16	3		19
	国見町	公営	106	76	12	15	12	39	24	8	5	37
	三島町	公営	30	24	7	3	3	13	10	1		11
	北長野	公営	90	57	6	11	17	34	21	1	1	23
公 営 (		953	642	97	81	95	273	250	87	32	369	
	特公賃		8	5	1	1	0	2			3	
	単独		80	70	18	15	18	51				19
	市営全体		1, 041	717	116	97	113	326	267	90	34	391

(令和4年7月1日現在)

## 団地別人員構成状況[災害公営住宅]

(世帯)

<u> </u>		TE DJ	管理	入居		— f	投世帯			高齢者	がいる世帯	
区	団地名	種別	戸数	住戸	単身	2人	3人以上	合計	単身	2人	3人以上	合計
	万ヶ廹	災害公営	2	2				0	1		1	2
小高	小高東町	災害公営	20	20	2		1	3	6	8	3	17
	小高上町	災害公営	18	18	2		3	5	9	4		13
	西川原	災害公営	28	25		2	5	7	6	10	2	18
鹿島	西町	災害公営	30	27	2	2	10	14	4	6	3	13
	西川原第二	災害公営	32	29	3	3	3	9	8	8	4	20
	大町西	災害公営	40	38	4	2	5	11	14	11	2	27
	大町東	災害公営	80	73	8	4	5	17	31	19	6	56
原町	大町南	災害公営	29	27	2	2	2	6	12	8	1	21
	栄町	災害公営	33	32	8	4	3	15	8	6	3	17
	萱浜	災害公営	38	38	5	2		7	14	12	5	31
災害	災害公営全体			329	36	21	37	94	113	92	30	235

### (3) 収入状況

- ・特公賃を除くの全入居 712 世帯のうち、入居の収入基準を超えている収入超過世帯は、一般で 72 世帯、高齢者で 25 世帯となっており、収入超過世帯率は 13.6%です。
- ・災害公営住宅は、入居の収入基準を超えている収入超過世帯は、一般で 24 世帯、高齢者で 11 世帯となっており、収入超過世帯率は 10.6%です。

収入状況 (世帯)

	入居世帯		収入基準内世帯		収入超過世帯			
	八冶匠市	一般	高齢者	合計	一般	高齢者	合計	
公営	642	211	346	557	62	23	85	
公呂		32. 9%	53. 9%	86. 8%	9. 6%	3. 6%	13. 2%	
特公賃	_	_	_	_	_	_	_	
付公員		_	_	_	_	_	_	
単独	70	41	17	58	10	2	12	
単独		58. 6%	24. 3%	82. 9%	14. 3%	2. 8%	17. 1%	
市営全体	712	252	363	615	72	25	97	
11 呂王体		35. 4%	51. 0%	86. 4%	10. 1%	3. 5%	13. 6%	

※収入超過世帯:入居者の収入の額が政令で定める金額を超え、かつ、

(令和4年7月1日現在)

#### 収入状況[災害公営住宅]

(世帯)

	入居世帯		収入基準内世帯		収入超過世帯			
	八店世市	一般	高齢者	合計	一般	高齢者	合計	
災害公営	343	70	224	294	24	11	35	
火音公呂	100. 0%	21. 3%	68. 1%	89. 4%	7. 3%	3. 3%	10. 6%	

※収入超過世帯:入居者の収入の額が政令で定める金額を超え、かつ、 当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している世帯。

当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している世帯。 ※特公賃の入居者は収入基準が適用されないため除いています。

### 団地別収入状況

(世帯)

_			管理	入居	収入	入基準内世紀	 帯	収	入超過世帯	(Em)
区	団地名	種別	戸数	住戸	一般	高齢者	合計	一般	高齢者	合計
	万ヶ廹	公営	46	28	13	15	28			0
	飯崎	公営	10	2	2		2			0
小高	紅梅	公営	46	34	14	19	33	1		1
		特公賃	8	5	_	_	_	_	_	_
	長廹	公営	5	4	1	3	4			0
	大河内第一	公営	4	3	1	2	3			0
	北畑	公営	12	10		9	9	1		1
	下舘	公営	5	5	2	3	5			0
	八郎内	公営	7	6		5	5	1		1
	大谷地	公営	35	21	4	13	17	1	3	4
鹿島	榎内	公営	10	9	1	7	8		1	1
庇缶	大河内第二	公営	22	15	6	4	10	3	2	5
	西沢田	公営	24	18	3	11	14	3	1	4
	広町第二	公営	16	15	2	11	13	1	1	2
	狐畑	公営	10	7	4		4	3		3
	前田	公営	12	10	3	4	7	3		3
	定住促進住宅	単独	80	70	41	17	58	10	2	12
	北町	公営	45	32	2	29	31		1	1
	日の出町	公営	56	16	4	8	12	1	3	4
	仲町	公営	280	193	64	102	166	22	5	27
	東町	公営	12	8	1	7	8			0
原町	二見町	公営	28	19	6	7	13	3	3	6
	桜井町	公営	42	30	6	18	24	5	1	6
	国見町	公営	106	76	28	35	63	11	2	13
	三島町	公営	30	24	11	11	22	2		2
	北長野	公営	90	57	33	23	56	1		1
	公 営		953	642	211	346	557	62	23	85
	特公賃		8	5	_	_	_	_	_	_
	単独		80	70	41	17	58	10	2	12
ī	市営全体		1, 041	717	252	363	615	72	25	97

(令和4年7月1日現在)

## 団地別収入状況[災害公営住宅]

(世帯)

区	団地名	種別	管理	入居	収入	入基準内世	帯	収	入超過世帯	ī		
	凹地石	但力」	戸数	住戸	一般	高齢者	合計	一般	高齢者	合計		
	万ヶ廹	災害公営	2	2		2	2			0		
小高	小高東町	災害公営	20	20	2	14	16	1	3	4		
	小高上町	災害公営	18	18	4	13	17	1		1		
	西川原	災害公営	28	25	4	17	21	3	1	4		
鹿島	西町	災害公営	30	27	9	11	20	5	2	7		
	西川原第二	災害公営	32	29	5	20	25	4		4		
	大町西	災害公営	40	38	11	26	37		1	1		
	大町東	災害公営	80	73	15	54	69	2	2	4		
原町	大町南	災害公営	29	27	4	21	25	2		2		
	栄町	災害公営	33	32	12	16	28	3	1	4		
	萱浜	災害公営	38	38	4	30	34	3	1	4		
災害公営全体			350	329	70	224	294	24	11	35		

## (4)退去状況

- ・一般公営住宅等入居世帯の退去数は、最近3年間の平均で48世帯となっており、現入居世帯717世帯に対する退去率は6.8%です。
- ・災害公営住宅でも退去世帯は発生しており、最近3年間の平均で13世帯となっており、現入 居世帯329世帯に対する退去率は4.0%です。

退去状況

	入居世帯		退去世帯							
	八店世市	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度	3年間平均退去率					
公 営	642	37	43	55	45 ( 7.0%)					
特公賃	5	0	0	0	0 ( 0.0%)					
単独	70	4	6	0	3 ( 4.8%)					
市営全体	717	41	49	55	48 ( 6.8%)					

(令和4年7月1日現在)

### 退去状況[災害公営住宅]

(世帯)

(世帯)

	入居世帯		退去世帯							
	八店 巴市	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度	3年間平均退去率					
災害公営	329	16	9	14	13 ( 4.0%)					

### 団地別退去状況

(世帯)

			凹地別这	ムハル			(旧帝)
区	団地名	種別	ストック数	入居住戸		退去世帯	
	四地石	作主力リ	ハドブブ数	八冶正广	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	万ヶ廹	公営	46	28	1	1	1
	飯崎	公営	10	2	1	1	
小高	紅梅	公営	46	34	4	2	5
		特公賃	8	5			
	長廹	公営	5	4			
	大河内第一	公営	4	3			1
	北畑	公営	12	10	1		1
	下舘	公営	5	5			
	八郎内	公営	7	6	1		
	大谷地	公営	35	21		3	1
鹿島	榎内	公営	10	9			
庇缶	大河内第二	公営	22	15			
	西沢田	公営	24	18	1		1
	広町第二	公営	16	15	2		
	狐畑	公営	10	7		1	
	前田	公営	12	10		1	2
	定住促進住宅	単独	80	70	4	6	
	北町	公営	45	32		4	1
	日の出町	公営	56	16	1	3	5
	仲町	公営	280	193	12	8	17
	東町	公営	12	8			
原町	二見町	公営	28	19		1	2
	桜井町	公営	42	30		2	4
	国見町	公営	106	76	6	6	6
	三島町	公営	30	24	2	2	1
	北長野	公営	90	57	5	8	7
	公 営		953	642	37	43	55
	特公賃		8	5	0	0	0
	単独		80	70	4	6	0
	市営全体		1, 041	717	41	49	55
							- 7 - 1 - 1 - 1 - 1

(令和4年7月1日現在)

### 団地別退去状況[災害公営住宅]

(世帯)

LEADER NOTICE TO THE REPORT OF THE PROPERTY OF										
区	団地名	種別	ストック数	入居住戸		退去世帯				
	四地石	作里力リ	ヘトソン数	八百任户	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	万ヶ廹	災害公営	2	2						
小高	小高東町	災害公営	20	20	1		1			
	小高上町	災害公営	18	18	1		2			
	西川原	災害公営	28	25		1	2			
鹿島	西町	災害公営	30	27		1				
	西川原第二	災害公営	32	29	1	1	1			
	大町西	災害公営	40	38	4	1	1			
	大町東	災害公営	80	73	4	4	5			
原町	大町南	災害公営	29	27		1	1			
	栄町	災害公営	33	32	3		1			
	萱浜	災害公営	38	38	2					
災	害公営全体		350	343	16	9	14			

### (5) 応募状況

- ・最近3年間の応募状況をみると、公営住宅は0.14倍、単独住宅は1.36倍、全体では0.21倍となっています。
- ・最も応募倍率が高いのは、鹿島区の定住促進住宅の1.36倍となっています。
- ・多くの団地で倍率が「1倍」を下回っています。
- ・災害公営住宅における最近3年間の応募状況をみると、全体では0.28倍となっています。
- ・災害公営住宅では、小高区の小高上町団地が唯一 1.00 倍ですが、その他の団地は全て「1倍」を下回っています。

### 応募状況(最近3年間)

(戸·世帯)

		令	令和元年度			令和2年度			和3年原	隻	R1~3 年度		
	戸数	募集 総数	応募 総数	倍率									
公 営	953	106	18	0. 17	89	8	0. 09	13	4	0. 31	208	30	0. 14
特公賃	8	0	0	_	0	0	_	0	0	_	0	0	_
単独	80	4	8	2. 00	4	4	1. 00	3	3	1. 00	11	15	1. 36
市営全体	1, 041	110	26	0. 24	93	12	0. 13	16	7	0. 44	219	45	0. 21

(令和4年7月1日現在)

### 応募状況(最近3年間)[災害公営住宅]

(戸·世帯)

		令和元年度		4	令和2年度			和3年原	芰	R1~3 年度			
	戸数	募集 総数	応募 総数	倍率	募集 総数	応募 総数	倍率	募集 総数	応募 総数	倍率	募集 総数	応募 総数	倍率
災害公営	350	91	4	0. 04	98	15	0. 15	37	44	1. 19	226	63	0. 28

### 団地別応募状況(最近3年間)

(戸·世帯)

		管理	수	和元年	变	令:	和2年	度	令	和3年	度	R'	1~3 年月	度
区	団地名	戸数	募集 総数	応募 総数	倍率									
	万ヶ廹	46	21	2	0. 10	1	1	1. 00				22	3	0. 14
	飯崎	10												
小高	紅梅(公営)	46	10	5	0. 50	20	2	0. 10	3	2	0. 67	33	9	0. 27
	(特公賃)	8												
	長廹	5												
	大河内第一	4												
	北畑	12												
	下舘	5												
	八郎内	7												
	大谷地	35												
鹿島	榎内	10												
庇西	大河内第二	22												
	西沢田	24												
	広町第二	16												
	狐畑	10												
	前田	12				1	1	1. 00	1	1	1. 00	2	2	1. 00
	定住促進住宅	80	4	8	2. 00	4	4	1. 00	3	3	1. 00	11	15	1. 36
	北町	45	2	1	0. 50							2	1	0. 50
	日の出町	56												
	仲町	280	17	2	0. 12	3	0	0. 00	2	1	0. 50	22	3	0. 14
	東町	12				8	0	0. 00	2	0	0. 00	10	0	0. 00
原町	二見町	28	9	2	0. 22	5	0	0. 00				14	2	0. 14
	桜井町	42	1	1	1. 00							1	1	1. 00
	国見町	106	13	2	0. 15	24	1	0. 04	3	0	0. 00	40	3	0. 08
	三島町	30	4	1	0. 25	10	2	0. 20				14	3	0. 21
	北長野	90	29	2	0. 07	17	1	0.06	2	0	0. 00	48	3	0. 06
	公 営	953	106	18	0. 17	89	8	0. 09	13	4	0. 31	208	30	0. 14
	特公賃	8	0	0	1	0	0	_	0	0	_	0	0	_
	単独	80	4	8	2. 00	4	4	1. 00	3	3	1. 00	11	15	1. 36
	市営全体	1, 041	110	26	0. 24	93	12	0. 13	16	7	0. 44	219	45	0. 21

※ 網掛団地は用途廃止予定団地及び募集停止団地

(令和4年7月1日現在)

## 団地別応募状況(最近3年間)[災害公営住宅]

(戸·世帯)

		管理	令	和元年	度	令:	和 2 年	度	令	和 3 年	.度	R	1~3 年月	度
区	団地名	戸数	募集 総数	応募 総数	倍率									
	万ヶ廹	2							1	0	0. 00	1	0	0. 00
小高	小高東町	20	9	2	0. 22				1	1	1. 00	10	3	0. 30
	小高上町	18				1	1	1. 00	1	1	1. 00	2	2	1. 00
	西川原	28	12	0	0. 00	15	3	0. 20				27	3	0. 11
鹿島	西町	30	12	0	0. 00	12	0	0. 00	3	3	1. 00	27	3	0. 11
	西川原第二	32	17	0	0. 00	8	1	0. 13	3	2	0. 67	28	3	0. 11
	大町西	40	13	0	0. 00	15	4	0. 27	8	8	1. 00	36	12	0. 33
	大町東	80	11	1	0. 09	21	1	0. 05	14	16	1. 14	46	18	0. 39
原町	大町南	29	1	0	0. 00	6	1	0. 17	1	1	1. 00	8	2	0. 25
	栄町	33	8	0	0. 00	11	2	0. 18	4	11	2. 75	23	13	0. 57
	萱浜	38	8	1	0. 13	9	2	0. 22	1	1	1. 00	18	4	0. 22
災	害公営全体	350	91	4	0. 04	98	15	0. 15	37	44	1. 19	226	63	0. 28

#### 3-2 市営住宅の課題

### 1) 管理状況から見た課題

#### 老朽化する市営住宅

- ・昭和 56 年以前に建設された一般市営住宅等の棟数が 55.9%であり、また、耐用年限を経過している住棟が 59.8%あります。
- ・構造別に見ると、8 割を超える木造住宅及び簡易耐火平屋の老朽化が進行しており、このため、老朽化した木造及び簡易耐火構造平屋の一般市営住宅等については、建替えや用途廃止等の活用手法を適切に選択し、実施していく必要があります。

#### 共同施設等の充実・整備

- ・トイレが水洗化されていない団地は 5 団地 63 戸で 6.1%あるため、合併浄化槽への改善工事 や公共下水等が整備されている地区については接続を進める必要があります。
- ・一般市営住宅等全 25 団地のうち、集会所が設置されているのは 3 団地(12.0%)、児童遊園が設置されているのは 15 団地(60.0%)、駐車場が設置されているのは 12 団地(48.0%)で、一般市営住宅等における共同施設の整備は十分ではありません。
- ・集会所、児童遊園はある程度の規模を有する団地に必要であり、駐車場は1戸に1台を確保 することが求められています。

### 住宅設備の充実・整備

- ・風呂無しで浴室のみの住宅設備住戸が 9 割近くあり、3 箇所給湯設備が未整備の住戸も約 9 割以上あります。
- ・現代の生活スタイルに適応した、一定の居住水準を確保するための、住戸内の環境の充実・ 整備が課題となっています。

### 災害公営住宅の建設に伴う、維持管理住宅の増大

- ・東日本大震災後の復興のため、平成 25 年から 27 年度にかけ、南相馬市では 116 棟 350 戸の 災害公営住宅を建設しました。
- ・これらの災害公営住宅は、一般市営住宅数における住棟の 56.9%増、戸数の 33.6%増に相当 します。
- ・また、供用開始 10 年後の災害公営住宅は、一般公営住宅としての運用となるため、数多くの 公営住宅等のストックを抱えることとなり維持管理住宅が増大するため、適切な維持管理手 法とコスト縮減が重要となっています。

### 2) 入居状況から見た課題

#### 老朽化した市営住宅のストック活用判断

- ・入居率は政策空家を除けば 75.3%となっていますが、老朽化等による政策空家が 7.7%あります。
- ・応募状況をみても、建設年度が古い市営住宅については、倍率が低くなる傾向があり、比較 的新しい市営住宅は高倍率となっているため、入居需要に対応できない老朽化した市営住宅 のストック活用が課題となっています
- ・入居募集空家を有する一般市営住宅等の14団地については、老朽化の度合いと需要を勘案して、活用手法を適切に選択し実施していく必要があります。

### 高齢者単身世帯等に配慮した市営住宅の建替え・改善

・一般市営住宅等における入居世帯は、高齢者がいる世帯が54.5%で、このうち、単身世帯が68.3%、2人世帯と合わせると9割以上となるため、高齢者単身・高齢者夫婦世帯に対応した間取りやバリアフリー化への対応、安否確認体制の構築などが課題となっています。

#### 適正入居の促進

- ・一般市営住宅等における現入居世帯 864 世帯(令和 4 年 7 月 1 日現在)に対する退去率は 8.1% (最近 3 年間平均)ですが、入居条件の収入基準を超えている収入超過世帯は、10.3%となっています。
- ・入居需要に対して、真に住宅に困窮している世帯への適正入居を図ることが必要です。

### 住宅セーフティネットとしての機能強化

・東日本大震災からの復興後についても、火災などの一般的な災害被災者用の住戸の確保やDV 被害者等の一時居住など、誰もが安心して安定した居住を確保できる住宅セーフティネットと しての機能強化と継続が課題となっています。

### 4-1 ストックの状況把握・修繕の実施・データ管理に関する方針

### 1) 定期点検及び日常点検の実施

定期点検(建築基準法 12条の規定に基づく建築・設備にかかる法定点検及び各種法令に基づく法定点検(あわせて「定期点検」とする)を実施するとともに、点検の結果に応じた劣化度調査を実施します。また、日常点検とし各年1回の年間点検と2ヶ月に1度程度の点検パトロールを実施します。

なお、法定点検には該当しない木造及び簡易耐火造などの小規模市営住宅については、「公営住宅等日常点検マニュアル[耐火・準耐火編、木造編](国土交通省住宅局 H28.8)」を参考に、法定点検とあわせた日常点検を適宜実施します。

#### 2) 点検結果等に基づく修繕の実施

本市が管理する市営住宅の中でも、耐火構造住棟については耐用年限である 70 年間を活用可能な状態で維持管理していくためには、定期点検、修繕周期と過去の修繕履歴に基づいて、計画的に修繕していく必要があります。

また、市が管理する市営住宅の必要ストック数は、長期的にみれば減少する見込みですが、 当面の改善事業や計画修繕の実施時期を調整して、長期的に事業を平準化していく必要があり ます。

### 3) 点検結果や実施した修繕内容のデータ管理

管理している市営住宅の整備・管理に関するデータを住棟単位で整理し、劣化調査、法定点 検、日常点検等の実施結果等も踏まえてデータベース化を行うとともに、住棟単位での修繕履 歴データの整理を行い、履歴を確認するとともに、修繕等の発生原因の検証等に役立てていき ます。

データベースの構築については、国土交通省住宅局が平成28年8月に公開した、定期点検及び日常点検の結果や、修繕等の工事履歴を入力できるデータベース「公営住宅等維持管理データベース」を活用していきます。

### 4-2 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

住宅ストックの長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減により、効率的なストックの維持管理を行うことを目的として、以下の項目について実施していくこととします。

### 1) 対症療法的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換

これまでの問題事案が発生してから修繕等を実施する対症療法的な維持管理の対応を見直し、耐久性の向上に寄与する修繕・改善を実施するなど、予防保全的な維持管理に転換することにより、住宅ストックの長寿命化を図ります。

#### 2) 建物の仕様変更による耐久性の向上及び修繕周期の延長

必要な修繕・改善の複合的な実施とあわせて、建物の仕様変更による耐久性の向上や修繕周期の延長などにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

#### 3) 定期点検等の充実による効率的な修繕・改善

定期点検等を充実させ、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕・改善の効率的な実施を図ります。

「ライフサイクルコスト (LCC)」とは、建物の竣工後から解体廃棄されるまでの期間に要する費用のことであり、建設費よりも多くの費用がかかるといわれています。また、建物の運営や修繕更新を、計画性をもっていかに行うかによって、発生する費用や建物の寿命は大きく伸ばすことも可能とされています。 そのため、長期修繕計画等を作成し計画的に修繕更新を行うことにより、ストックの維持・管理及び機能向上を行うことで建物をより長くご活用し、トータル的に年平均のコストを抑えることが出来ます。

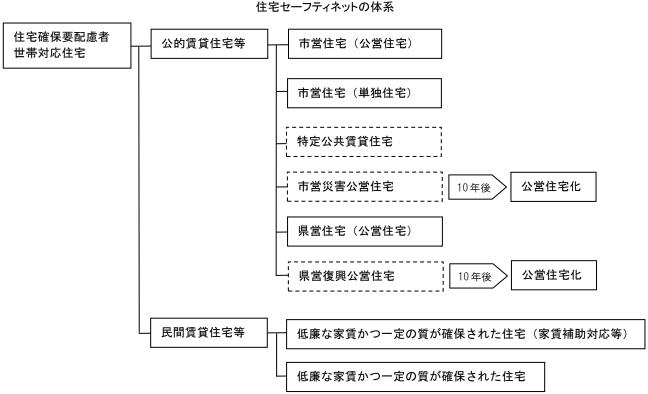
### 4-3 将来ストック数の設定

#### 1) 住宅セーフティネットの考え方

「住宅セーフティネット法」に基づく、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進 に関する基本的な方針」において、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい 者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)については、既存の公的 賃貸住宅(公営住宅・特定公共賃貸住宅・単独住宅)の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の 適切な供給の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならないとされています。

本市においては、住宅セーフティネット法の基本方針を踏まえ、住宅確保要配慮者世帯が最 低限の居住水準を確保しつつ、健康で文化的な住生活を送ることができるよう、市営住宅(公 営住宅・単独住宅)を住宅確保要配慮者世帯対応住宅として位置づけます

さらには、既存公営賃貸住宅ストックの有効活用に加え、既存民間賃貸住宅を活用した住宅 の供給を図ることにより、「住宅セーフティネット」の構築を目指します。



#### 【将来ストック数の算定について】

南相馬市は、2011年の東日本大震災及び原子力発電所事故により、甚大なる被害を経験しました。そのため、 福島県浜通りの一部市町村では、震災後の国勢調査を行うことが出来ず、2018年の社人研公表の県内市町村別 将来人口の推計値が公表されませんでした。

よって、本計画における、公営住宅の必要将来ストック数推計での「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プロ グラム」では、以下の条件で推計された将来人口値を使用することとしています。

- ・前計画の推計同様、南相馬市人口ビジョン推計値[社人研ベース値]を活用します。
- ・2045年の推計値は、人口ビジョンの2040年までのトレンドを2045年へスライドさせています。
- ・2020年及びそれ以降の数値は、推計支援プログラムによる推計値を表記します。

#### 2) 将来の「著しい困窮年収水準未満世帯数」の推計結果

「公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)(平成28年8月)」に示されていた「ストック 推計プログラム(将来の「著しい困窮年収水準未満世帯数」推計プログラム)の推計手法が、 令和 3 年度に「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」へと改良され、「公営住宅等に よる要支援世帯数」の定義が細分化されたことにより、住宅の困窮状況を 4 類型に区分し、各 類型に該当する世帯数を要支援世帯数として推計できるようになりました。

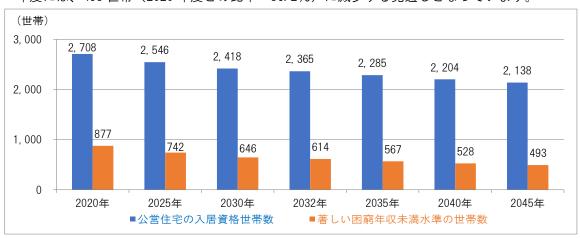
一般世帯数と著しい困窮年収水準未満世帯数

(世帯)

単位:年度	2020年(令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2032 年 (令和 14 年)	2035 年 (令和 17 年)	2040年 (令和 22年)	2045 年 (令和 27 年)
一般世帯数	21, 641	20, 611	19, 588	2, 365	18, 390	17, 347	16, 403
著しい困窮年収水準 未満の世帯数	877	742	646	614	567	528	493

※著しい困窮年収水準未満の世帯数:適正家賃負担限度率の範囲で、最低居住面積水準を満たす面積の住宅 (各地域の民間賃貸住宅の平均家賃単価の住宅) に居住するために必要な年収

・著しい困窮年収水準未満世帯数は、一般世帯数の減少に伴い、2020年度の877世帯から2045 年度には、493 世帯(2020 年度との比率: 56.2%)に減少する見通しとなっています。

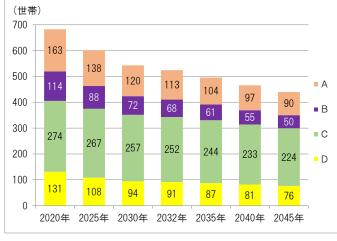


4 類型別の要支援世帯数の推計結果

(世帯)

単位:年度	2020年	2025 年	2030 年	2032 年	2035 年	2040年	2045 年
類型:A	163	138	120	113	104	97	90
類型:B	114	88	72	68	61	55	50
類型:C	274	267	257	252	244	233	224
類型:D	131	108	94	91	87	81	76
A+B+C+D 合 計	683	601	543	524	496	466	440

※類型:A: 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数 ※類型:B: 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数 ※類型:C: 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数 ※類型:D: 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数

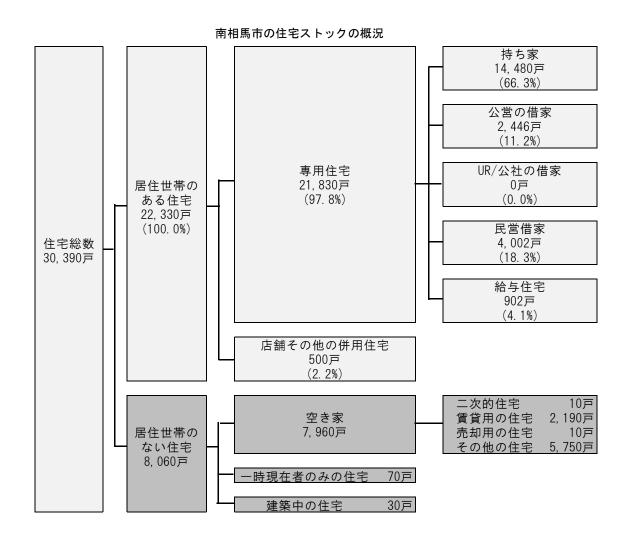


世帯年収 公営住宅の入居資格世帯 著しい困窮年収水準以上、 ご 著しい困窮年収水準以上、かつ、最低居住面積水準未満 D うち、高家賃負担率以上 著しい 困窮年収水準 著しい困窮年収水準未満、 かつ、最低居住面積水準以上 A 著しい困窮年収水準未満、 かつ、最低居住面積水準未満 B うち、高家賃負担率以上 ▶ 居住面積水準 最低居住面積水準

要支援世帯数に係る住宅の困窮状況 4 類型

### 3) 南相馬市の住宅ストック数の把握

- ・南相馬市の居住世帯のある住宅は22,330戸となっています。また、公営の借家は令和4年7月1日 現在の2,446戸を掲載しています。
- ・公営の借家の実数内訳はでは、市営住宅1,041戸、市営災害公営住宅350戸、県営住宅128戸、県営復興住宅927戸(合計2,446戸)となっています。
- ・また、4,002 戸の民営借家(民間賃貸住宅)があるものの、UR・公社借家は整備されていません。



- ※資料は平成30年住宅・土地統計調査からとなっていますが、住宅総数の戸数に合うように、著しい困窮年収未満世帯数推計に影響のない住宅戸数の表記を調整しています。
- ※公営の借家数は、平成30年住宅・土地統計調査値(1,210戸)より多い、令和4年7月1日現在の実数が記載されています。

### 4) 「低廉な家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅」数の算定

既述のように、本市においてはUR・公社借家は整備されていないことから、民間賃貸住宅(民営借家)のみを対象として算定を行うこととします。

### ■「低廉な家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅」の考え方

- ・本市の住宅扶助費一般基準上限額を考慮し、2人以上の世帯については、40,000円未満を「低廉な家賃」と考えます。
- ・住宅面積が30㎡以上(2人世帯の最低居住面積水準は上回るストックを対象)であることに加えて、耐震性が確保されていると考えられる昭和56年(1981年)以降に建設されたストックを「一定の質」と考える。

#### 南相馬市の住宅扶助費一般基準上限額

級地	1人	2人	3~5人	6人	7人以上
3級地	33,000円	40,000円	43, 000 円	46,000円	51,000円

#### 延べ面積区分・家賃帯別借家数

(戸)

	総数	1万円未満	1~2万円未満	2~4万円未満	4~6万円未満	6~8万円未満	8~10万円未満	10万円以上
29㎡以下	1, 680	640	200	290	460	90	0	0
29111以下	100.0%	38. 1%	11. 9%	17. 3%	27. 4%	5. 4%	0. 0%	0. 0%
30∼49㎡	1, 860	610	250	140	560	260	40	0
30~49111	100.0%	32. 8%	13. 4%	7. 5%	30. 1%	14. 0%	2. 2%	0. 0%
50∼69㎡	1, 850	430	310	170	610	320	0	10
50~09III	100.0%	23. 2%	16. 8%	9. 2%	33. 0%	17. 3%	0. 0%	0. 5%
70∼99㎡	770	270	90	70	120	200	20	0
70~99III	100.0%	35. 1%	11. 7%	9. 1%	15. 6%	26. 0%	2. 6%	0. 0%
100㎡以上	310	70	0	50	40	100	10	40
100川以上	100.0%	22. 6%	0. 0%	16. 1%	12. 9%	32. 3%	3. 2%	12. 9%
借家総数	6, 470	44	44	109	180	85	9	3
(専用住宅)	100.0%	0. 7%	0. 7%	1. 7%	2. 8%	1. 3%	0. 1%	0. 0%

※借家数は、面積と家賃が把握できる借家全体の数である。[平成30年住宅・土地統計調査 第119表]

- ① 上記表の網掛け部分のストック=2,460戸
- ② 借家全体における民営借家率=4,002戸[民営借家戸数]/7,350戸[持家を除く借家全体戸数]=54.4%
- ③ 昭和56年以降に建設された民営借家率=3,210戸[S56以降の民営借家戸数]/3,770戸[建設年度判明民営借家総戸数]=85.1%

「低廉な家賃かつ一定の質」を確保した民間賃貸住宅数(上記①×②×③) 1,140戸

(民間賃貸住宅における「低廉な家賃かつ一定の質」の比率=1,140戸/4,002戸=28.5%)

#### 5) 著しい困窮年収水準未満への対応と目標ストック数の設定

2045年度(令和27年度)までの著しい困窮年収水準未満の世帯数(=最大必要量)の推移とともに、将来の一般世帯数の減少等を勘案しつつ、受け皿となる公営住宅等、低廉な家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅等(=対応可能量)の推移を整理すると次のとおりとなります。

著しい困窮年収未満世帯への対応総括表

					推計値				
		2020	2025	2030	2032	2035	2040	2045	備考
時 期		R2	R7	R12	R14	R17	R22	R27	
1. 一般世帯数		21, 641	20, 611	19, 588	19, 109	18, 390	17, 347	16, 403	
(R2 [21,641]基準:均	増減率)	(100.0%)	(95. 2%)	(90.5%)	(88. 3%)	(85. 0%)	(80. 2%)	(75. 8%)	
2. 推計支援プログラム (著しい困窮年収水	100	877	742	646	614	567	528	493	適正家賃負担限度率の範囲 で、最低居住面積水準を満 たす面積の住宅に居住する ために必要な年収未満
3. 推計支援プログラ』		277	226	192	181	165	152	140	一般公営住宅で確保すべき とする、要支援世帯数 [A+B]
	ī営 (公営+単独)	1, 033	984	935	912	878	828	783	一般世帯数の減少(2045年 度に75.8%へ減少)を考慮 して、2045年度の管理戸数 を783戸と想定し、各年度 の推計値を設定。
	ī営 (特公賃)	8	8	7	7	7	6	6	上記と同じに設定
県	图图	128	128	128	128	128	128	128	県営住宅は耐用年限まで活 用すると設定。
小	\計	1, 169	1, 120	1, 070	1, 047	1, 013	962	917	
U	JR·公社等	0	0	0	0	0	0	0	
	災害公営住宅 ↓ 一般公営住宅 (市)	350	350	350	350	350	350	350	災害・復興公営住宅は、今 後一般公営住宅となるため に対応戸数として計上設 定。
災害・復興 住宅 対応	復興公営住宅  →  一般公営住宅  (県)	927	927	927	927	927	927	927	災害・復興公営住宅は、今 後一般公営住宅となるため に対応戸数として計上設 定。
/]\	∖計	1, 277	1, 277	1, 277	1, 277	1, 277	1, 277	1, 277	
	記間 賃貸住宅	1, 140	1, 086	1, 032	1, 007	969	914	864	一般世帯数の減少 (2045年 度に75.8%へ減少) と連動 して、2020年度から2045年 度に1,140戸⇒864戸になる と想定し、各年度の推計値 を設定。
低廉かつ一 定の質が確 保された民 間賃貸住宅	賃貸用の 置き家	624	594	565	551	530	500	473	賃貸用の空を変のうが確貸を するでは、低さ住のでは、 をとして、 をとして、 をとして、 をでして、 とて、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 とて、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 とて、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 とでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 とでして、 とて、 をでして、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 とて、 と
小	\計	1, 764	1, 680	1, 597	1, 558	1, 499	1, 414	1, 337	
合計		4, 210	4, 077	3, 944	3, 882	3, 789	3, 653	3, 531	

※2020年値:一般世帯数はプログラム推計値、公営住宅等は令和4年7月1日現在とします。 民間賃貸住宅は平成30年住宅・土地統計調査の戸数が元数となった按分現状値としています。

- ・2045年度の著しい困窮年収水準未満世帯数は493世帯と推計されています。
- ・一方で、公営住宅は備考欄に示すような考え方に基づくと、2045年度の市営県営合計で917戸と推計されます。
- ・さらには、災害公営住宅が一般公営住宅に切り替わることによって、市営県営合計で1,277戸の対応戸数が増加します。
- ・民間賃貸住宅においては、備考欄に示すような考え方に基づくと、2045年度「低廉な家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅等」が1,337戸存在するものと考えられます。
- ・上記対応戸数を合計すれば、最大必要量493世帯を大きく上回る3,531戸と推計され、約7倍であることが確認できます。

#### 6) 目標年次における公的賃貸住宅等の供給方針

#### (1) 供給方針

公的賃貸住宅等の供給方針については、先に算出した目標年次の「著しい困窮年収水準未満の世帯数(=最大必要量[614戸])」の推移とともに、受け皿となる「公営住宅等」「UR·公社及び災害・復興住宅」及び「低廉な家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅等」を対象に、住宅セーフティネットの考え方を踏まえ以下の方針に基づき供給を図ります。

#### - 〈公営住宅の供給方針〉

- ・現在の市営住宅ストック数(公営・単独)1,041戸に対し、前述した推計の結果、目標年次(2032年度)における必要ストック数は最大614戸と推計されています。
- ・中長期的には市の人口減少は今後も続く見通しの中で、2045 年度にかけて将来対応ストック数が減少していくものと推計されることから、既存ストックの中でも老朽化が著しい住棟や、耐用年限を超過している住棟については合理化・集約化により維持管理の効率化を図っていきます。
- ・さらには、災害公営住宅が一般公営住宅に切り替わることにより、著しい困窮年収水準未満世帯の入居可能戸数が大幅に増加することが想定されています。
- ・また、災害復興関連で民間賃貸住宅の建設戸数も増え、今後は民間賃貸経営と連携しながら、 「低廉な家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅等」を対象に、民間賃貸家賃補助住宅の 活用等により、市民ニーズに対して柔軟に対応していくことを目指すものとします。

#### (2) セーフティネットの方針及び目標年次におけるストック数

### ①市営住宅(公営・単独)

既設市営住宅は、既設県営住宅との役割分担を考慮しつつ、民間賃貸住宅市場では自力で住宅 確保が困難な「著しい困窮年収水準未満世帯」を対象に、優先入居等の措置を講じ、真に住宅に 困窮する低額所得者世帯に対する住宅セーフティネットの中核として供給を図ります。

#### ②特定公共賃貸住宅

既設特定公共賃貸住宅は、中堅所得者向けに供給してきましたが、社会経済状況の変化にともなう入居需要を踏まえ、今後も住宅の確保に特に配慮を要する世帯(原則階層)のうち、中堅層や子育て世帯等若者の定住のための政策住宅として、住宅セーフティネットの補完的位置づけとして維持管理を図ります。

#### ③災害公営住宅 → 一般公営住宅

災害公営住宅が一般公営住宅に切り替わることにより、「著しい困窮年収水準未満世帯」を対象とする一般公営住宅の戸数が増加します。よって、既存の公営住宅と一体となり、真に住宅に 困窮する低額所得者世帯に対する住宅セーフティネットの中核として供給を図ります。

目標年次におけるセーフティネットのストック数(2032年度目標)

項目	推計戸領	数	目標戸	数
「著しい困窮年収水準未満の世帯数」(最大必要量)	614	戸	_	
「要支援世帯数の4類(A+B)型合計」(最小必要量)	181	戸	_	
市営住宅(公営・単独)	912	戸	822	戸
市営住宅(特公賃)	7	戸	8	戸
市営住宅(災害公営)【※:譲渡(払下げ)対象戸数を除く】	350	戸	<b>※</b> 264	戸
県営住宅(公営)	128	戸	128	戸
県営住宅(復興公営)	927	戸	927	戸
低廉な家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅(家賃補助対応等含む)	1, 558	戸	0	戸
セーフティネット対応可能戸数合計	3, 882	戸	2, 149	戸
最小必要量~最大必要量 : 目標戸数	181~614	戸	822	戸

以上のことから、2032 年度の目標年次推計においては、最大必要量[614 戸]に対して約 6 倍のセーフティネット対応可能量[3,882 戸]が推計戸数として見込まれています。

この推計値の中で、「著しい困窮年収水準未満世帯」に対する直接供給を計画した場合、市営住宅 (公営・単独)の推計戸数 912 戸で十分充足している状況となります。しかも、「要支援世帯数の 4 類型(A+B)合計」(最小必要量[公営住宅として直接供給が望ましいとされる量])に対しては、約5倍 の充足状況と言えます。

よって、市営住宅(公営・単独)に対し、現時点で耐用年限を超過した住宅及び劣化が著しい住宅は、今後の将来における用途廃止を検討し、劣化が進行していない耐用年限内の耐火構造住宅は、適切な維持管理(長寿命化等)を行っていきます。

上記表の推計戸数で明らかなように、市営住宅(公営・単独)による直接供給量は、最大必要量を 十分カバーできる推計戸数となっています。

よって、今後、公営住宅等に対する財政措置も厳しくなることから、積極的に合理化を進めることを念頭に、目標年次における市営住宅(公営・単独)ストック数は、上記目標戸数以下になるよう、維持管理の効率化を図っていきます。

## 5-1 事業手法の整理

事業手法を設定する上で、公営住宅整備の手法について公営住宅整備事業等を整理すると以下 のようになります。

## 公営住宅の事業手法の概要

手法		公宮住宅の事業手法の概要 						
<b>一</b>	// AV // !							
建替	地への紛	を除去し、その土地の全部又は一部の地域に新たに公営住宅を建設するもので他団 会合もしくは非現地建替えを含む。 理期間】 記念 年 簡易耐火造:平屋建 30 年・2 階建:45 年 耐火構造:70 年						
	全面的 改善	公営住宅の住棟単位又は団地単位で行われる全面的な改善又はこれに準ずる改善を行う事業で少なくとも次に掲げる改善を行うもの。 ①躯体以外の内装、設備等住戸内部全体又は大部分にわたって行う住戸改善  こ. 福祉対応型						
維持管理	個 別 善	規模増改善、住戸改善、共用部分改善及び屋外・外構改善を行う事業で次に掲げる 改善を行うもの。 ①規模増改善 ・公営住宅の住戸の増築、複数住戸の結合又は戸境の変更その他の改善で居住室 の床面積の増加を行うもの。 ②住戸改善 ・公営住宅等の住戸部分(バルコニー部分を含む)の改善を行うもの。 a.安全性確保型 b.長寿命化型 c.福祉対応型 d.居住性向上型 ③共用部分改善 ・公営住宅等の共用部分の改善を行うもの。 a.安全性確保型 b.長寿命化型 c.福祉対応型 d.居住性向上型 ④屋外・外構改善 ・公営住宅等の屋外及び外構部分(共同施設を含む)の改善を行うもの。 a.安全性確保型 b.長寿命化型 c.福祉対応型 d.居住性向上型 ④屋外・外構改善 ・公営住宅等の屋外及び外構部分(共同施設を含む)の改善を行うもの。 a.安全性確保型 b.長寿命化型 c.福祉対応型 d.居住性向上型 【標準管理期間】改善後10年以上						
	修繕	公営住宅の効用を維持するために行う経常修繕(経常的に必要となる小規模修繕)、 計画修繕(修繕周期等に基づき計画的に実施すべき大規模修繕)等。						
用途廃止	以下の場合に公営住宅としての用途を廃止すること。 ①公営住宅又は共同施設が災害その他の特別の事由により、これを引き続き管理することが不適当であると認める場合。 ②耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合。 ③国土交通大臣の承認を得た建替計画にかかる公営住宅建替事業の施行のため必要がある場合。							

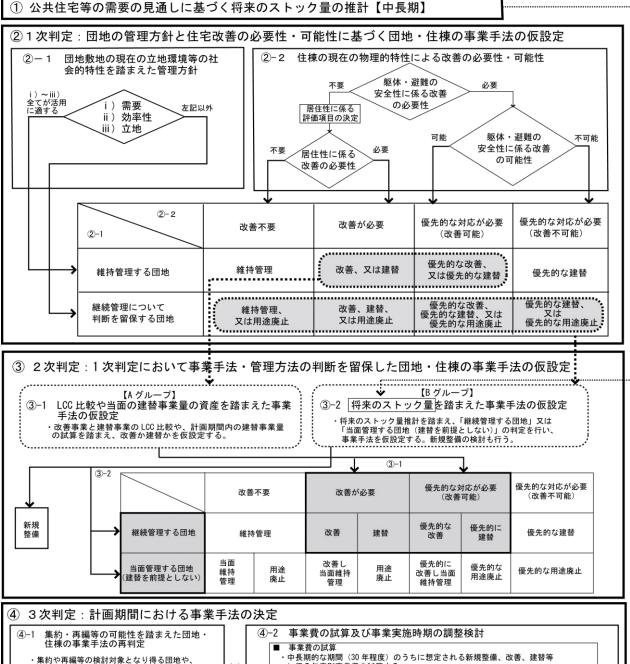
※安全性確保型:公営住宅等の耐震性、耐火性等安全性を確保するための設備等の改善

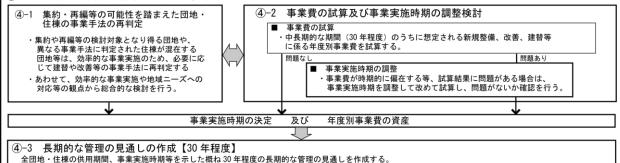
※長寿命化型 : 公営住宅等の劣化防止、耐久性向上及び維持管理の容易化のための設備等の改善 ※福祉対応型 : 高齢者、障害者等の公営住宅等における居住の円滑化のための設備等の改善 ※居住性向上型: 公営住宅等における利便性、衛生、快適性等居住性の向上のための設備等の改善

### 5-2 事業手法の選定フロー

事業手法の選定は、以下の選定フローに基づき実施します。

#### 事業手法の選定フロー





### 計画期間における事業手法の決定

- ・長期的な管理の見通しに基づき、計画期間(10年)内における最終的な事業手法を決定する。
- の関係の主義を表現して、自動の間がサインによりである。 ・改善を実施する住棟は、住棟の物理的特性等を踏まえ、全面的改善が個別改善がを決定する。 ・計画期間内の事業予定を、公営住宅等ストックの事業手法別個数表及び様式1~3として整理する。

### 5-3 1次判定

1次判定では、以下の2段階の検討から事業手法を仮設定します。

### ①団地敷地の現在の立地環境等の社会的特性を踏まえた管理方針

・社会的特性に係る現在の評価に基づき、団地の将来的な管理方針を判定します。 需要、効率性、立地を評価し、全てが活用に適する場合は「継続管理する団地」とし、それ以 外を「継続管理について判断を留保する団地」とします。

### <評価基準>

判断検討内容	○(活用に適する)	-	×(活用に適さない)
(i)需要	· 平均入居率 71. 9%以上 · 応募倍率 0. 21 倍以上	・退去世帯の 発生が募集 てって い	·平均入居率 71.9%未満又は募集停止 ·平均応募倍率 0.21 倍未満
(ii)効率性	・市有地で敷地面積 1,000 ㎡以上 ・住居系用途地域で容積率 200%以 上		・市有地で敷地面積 1,000 ㎡未満 ・住居系用途地域で容積率 200%未満
(iii)立地	<ul><li>・地区中心部から 2km 半径内、又は 用途地域内</li><li>・地区唯一の団地(旧市町村地区)</li><li>・災害危険区域等に指定されていない</li></ul>	・地区唯一の団地でない	・地区中心部から 2km 半径外 ・災害危険区域等に指定されている

- ※平均入居率:災害公営住宅以外の市営住宅における用途廃止予定団地と政策空家を除いた平均入居率
- ※平均応募倍率:災害公営住宅以外の市営住宅における過去3年間の平均応募倍率
- ※住居系用途·容積率 200%: 効率的な住環境を形成するため、住居系中高層の用途地域で容積率 200%以上が確保されると、活用に適すると判断できる。
- ※地区中心部:地区の主要駅、地区の中心商店街、市役所(支所を含む)
- ※災害危険区域等:建築基準法第39条の災害危険区域、浸水想定区域等

#### ②住棟の現在の物理的特性による改善の必要性・可能性

住棟の現在の物理的特性を評価し、住棟の改善の必要性や可能性を判定します。

- ・躯体の安全性及び避難の安全性に関する評価を行います。
- ・安全性が確保されていない場合は、改善の可能性について検討します。

→改善が可能 : 「優先的な対応が必要(改善可能)」

→改善が不可能:「優先的な対応が必要(改善不可能)」

・安全性が確保されている場合は、居住性に係る評価を行います。

### <躯体・避難の安全性に関する評価基準>

判断 検討内容	改善不要	改善必要(改善可能)	改善必要(改善不可能)
(i)躯体の安全性	・新耐震基準で建設 ・耐震診断で耐震性確認済 ・耐震改修工事を実施	・耐震性はないが耐震改 修の実施可能	· 耐震性がなく耐震改修の 実施不可能 · 耐用年限経過
(ii )避難の安全性	·二方向避難等確保	・増築せずに改善可能か つ入居者が居ながらの 工事可能	· 改善には増築等必要又は 改善には入居者の一時 移転必要

・居住性に係る評価を行います。

→居住性に問題がある場合:「改善が必要」 →居住性に問題がない場合:「改善不要」

### <居住性に関する評価基準>

判断検討内容	改善が必要	改善不要
住戸面積	· 住戸面積 40 ㎡未満	· 住戸面積 40 ㎡以上
バリアフリー	・平成2年度以前に整備	・平成3年度以降に整備
設備状況	・浴室なし ・便所が未水洗化 ・3 箇所給湯未整備	・浴室あり ・便所が水洗化 ・3 箇所給湯整備

※住戸面積40㎡:共同住宅における単身世帯の誘導居住面積水準の40㎡を最低限の面積基準とする。

※バリアフリー:公営住宅等整備基準の改定により、平成3年度以降に建設された公営住宅は一定のバリアフリー性能を有している。

### ■1次判定結果

①及び②の検討結果を基に、事業手法を仮設定します。

### 【一般公営住宅等】

		2		
	改善不要	改善が必要	優先的な対応が必要 (改善可能)	優先的な対応が必要 (改善不可能)
継続管理する団地・	維持管理	♪ 改善、又は建替 【75 戸】	優先的な改善、 又は優先的な建替	優先的な建替
【75 戸】		北町【45戸】 三島町【30戸】 ・	A グループ	
	***************************************			
	** 維持管理、 又は用途廃止 【102 戸】	改善、建替、 又は用途廃止 【864 戸】	優先的な改善、 優先的な建替、又は 優先的な用途廃止	優先的な建替、又は 優先的な用途廃止
	万ヶ廹【46 戸】 紅梅[巫成]【44 戸】	飯崎【10戸】 紅梅[昭和]【10戸】		
	•			
				:
	•			•
	•			•
	:			
継続管理について	:			:
判断を留保する団地		大河内第二【22 戸】		
【966 戸】		西沢田【24戸】		
	•	広町第二【16戸】		
		狐畑【10戸】		
	:	定住促進住宅【80戸】		
	:	日の出町【56戸】		
	:	仲町【280戸】		
	:	東町【12戸】		
	:	二見町【28戸】		
	:	桜井町【42戸】		
	:	国見町【106 戸】		
	***************************************	北長野【90戸】	B グループ	
	継続管理について	継続管理する団地 【75 戸】 ・・・・維持管理、 又は用途廃止 【102 戸】 万ヶ廹【46 戸】 紅梅[平成]【44 戸】 前田【12 戸】	改善不要   改善が必要   改善、又は建替	改善不要   改善が必要

## 【災害公営住宅】

_									
	_		2						
		改善不要 改善が必要		優先的な対応が必要 (改善可能)	優先的な対応が必要 (改善不可能)				
	継続管理する団地	維持管理 【73 戸】	改善、又は建替	優先的な改善、 又は優先的な建替	優先的な建替				
	【73 戸】	大町西【40 戸】 栄町【33 戸】	**	A グループ	•				
1	継続管理について 判断を留保する団地 【277 戸】	#持管理、 又は用途廃止 【277 戸】 万ヶ廹【2 戸】 小高東町【20 戸】 小高上町【18 戸】 西川原【28 戸】 西町【30 戸】 西町【30 戸】 大町東【80 戸】 大町南【29 戸】	改善、建替、 又は用途廃止 -	優先的な改善、 優先的な建替、又は 優先的な用途廃止 B グループ	優先的な建替、又は優先的な用途廃止				

1 次判定の結果で、事業手法が定まらない次の 2 グループの団地・住棟については、2 次判定を行います。

A グループ:「継続管理する団地」のうち「優先的な対応が必要(改善可能)」及び「改善が必要」

な団地・住棟

B グループ: 「継続管理について判断を留保する団地・住棟」

#### 5-4 2次判定

1次判定で事業手法が定まらない次の2グループの団地・住棟については、2次判定を行います。

A グループ:「継続管理する団地」のうち「優先的な対応が必要(改善可能)」な団地・住棟及び

「継続管理する団地」のうち「改善が必要」な団地・住棟

Bグループ:「継続管理について判断を留保する団地・住棟」

#### ③A グループ

『ライフサイクルコスト比較や当面の建替事業量の試算を踏まえた整備手法の仮設定』

1次判定において、Aグループと判定した団地・住棟について、改善事業を実施する場合と建 替事業を実施する場合の LCC 比較や、計画期間内での建替事業量試算により、整備手法(改善又 は建替)を仮設定します。

#### ア) ライフサイクルコストの算出

公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)(国土交通省住宅局 H28.8)に従って、ライフサイクルコストの算出を行います。

#### イ) ライフサイクルコストの算出の考え方

長寿命化型の改善事業又は建替事業を実施しない場合を「計画前モデル」、実施する場合を「計画後モデル」として、それぞれの場合について建設時点から除却するまでに要するコストを算出し、住棟単位で年当たりのコスト比較を行います。

判定を行う団地について、計画前モデルの評価期間 A を 50 年、計画後モデルの評価期間を 70 年(長寿命化事業実施により耐用年限まで活用)として、計画後モデルにおいてライフサイクルコスト縮減効果が認められる場合に、改善事業又は建替事業の実施と判定します。

#### ④Bグループ

『将来のストック量を踏まえた事業手法の仮設定』

1次判定において、Bグループとした団地を対象として、ストック推計を踏まえて将来的な活用の優先順位を検討し、将来にわたって「継続管理する団地」とするのか、将来的には他団地との集約等により用途廃止することを想定する「当面管理する団地(建替を前提としない)」とするのかの判定を行います。

### <評価基準:その1>

	検討基準	将来的な活用の優先度
将来的な	「1 次判定【②-1】・【②-2】」及び「その他」の「〇」の数が 2 つ以下	低
活用の	「1 次判定【②-1】・【②-2】」及び「その他」の「〇」の数が3つ	中
優先度	「1 次判定【②-1】・【②-2】」及び「その他」の「〇」の数が 4 つ以上	高

ここでは「その他」の検討項目として、物理的特性(耐用年限、EVの設置状況)および前計画における団地の活用計画の有無や災害危険区域等の安全性についても評価しています。

### <評価基準:その2>

将来ストック 推計	団地内戸数比率	判定
将来ストック	「低」が 1/2 以上、ただし活用計画の有を除く	当面管理する団地(建替を前提としない)
数に不足が生	「中」が 1/2 以上の団地	継続管理する団地
じる場合	「高」が 1/2 以上の団地	継続管理する団地
将来ストック	「低」が 1/2 以上、ただし活用計画の有を除く	当面管理する団地(建替を前提としない)
数に余剰が生	「中」が 1/2 以上、ただし活用計画の有を除く	当面管理する団地(建替を前提としない)
じる場合	「高」が 1/2 以上の団地	継続管理する団地

※南相馬市の将来ストック数は、余剰が生じる推計結果となっているため、「将来ストック数に 余剰が生じる場合」の判定となります。

# ■2次判定結果

# 【一般公営住宅等】

2 次判定結果	判定②結果	改善不要	Ę	改善が	優先的な対 (改善	優先的な対応 が必要 (改善不可能)		
	維持管理 【58 戸】		改善 【186 戸】	優先的 な改善	優先的 な建替	優先的な建替		
維持管理する団地 【244 戸】		万ヶ廹【46 前田【12 ラ		長廹【5戸】 北町【45戸】 国見町【106戸】 三島町【30戸】				
		当面 維持管理 【44 戸】	用途廃止	改善し当面維持管理 【532 戸】	用途廃止 【221 戸】	優先的に 改善し当面 維持管理	優先的な 用途廃止	優先的な 用途廃止
当面管理す (建替を前提と 【797 戸	としない)	紅梅[平成] 【44 戸】		定住促進住宅【80 戸】 仲町【280 戸】 東町【12 戸】 二見町【28 戸】 桜井町【42 戸】 北長野【90 戸】	飯崎【10 戸】 紅梅[昭和]【10 戸】 大河内第一【4 戸】 北畑【12 戸】 下館【5 戸】 八郎内【7 戸】 大谷地【35 戸】 枝内【10 戸】 大河内第二【22 戸】 西沢田【24 戸】 広町第二【16 戸】 ム町【10 戸】			

## 【災害公営住宅等】

1 次判定②結果 2 次判定結果	改善不要		改善が	必要	優先的な対応 (改善可		優先的な対応が必要 (改善不可能)	
維持管理する団地	維持管理 【73 戸】		改善	建替	優先的 な改善	優先的 な建替	優先的な建替	
【73 戸】	大町西【40 戸】 栄町【33 戸】							
	当面 維持管理 【277 戸】	用途 廃止	改善し当面 維持管理	用途廃止	優先的に 改善し当面 維持管理	優先的な 用途廃止	優先的な用途廃止	
当面管理する団地 (建替を前提としない) 【277 戸】	万ヶ碵【2 戸】 小高東町【20 戸】 小高上町【18 戸】 西川原【28 戸】 西町【30 戸】 西川原第二【32 戸】 大町東【80 戸】 大町南【29 戸】							

### 5-5 3次判定

3次判定においては、以下の4段階の検討により、計画期間における事業手法を決定します。

### ⑤集約・再編等の可能性を踏まえた団地・住棟の整備手法の再判定

1次・2次判定結果を踏まえ、集約や再編等の検討対象となり得る団地や、異なる整備手法に 判定された住棟が混在する団地等は、効率的な事業実施のため、必要に応じて建替や改善等の整 備手法を再判定します。併せて、集約・再編の可能性や地域ニーズへの対応等の観点から総合的 な検討を行います。

- (i)団地単位での効率的な事業実施に関する検討 団地単位で判定結果を俯瞰し、より効率的な事業実施に向けた検討を行います。
- (ii)集約・再編等の可能性に関する検討 地域単位で判定結果を俯瞰し、再編・集約の可能性、事業実施時期等について検討を行い ます。
- (iii)地域ニーズへの対応等

まちづくりの視点及び地域単位の視点や他の事業主体等との連携の視点など、総合的な検討を行い、事業の内容や実施時期等を設定します。

### ⑥事業費の試算及び事業実施時期の調整検討

中長期的な期間(30年程度)のうちに想定される改善事業、建替事業等に係る事業費を試算し、 今後の財政的な見通しを立てると共に、財政負担の平準化のため事業実施時期の調整を行います。

#### ⑦長期的な事業の見通しの作成【30年程度】

⑥で決定した事業実施時期を基に、全団地・住棟の供用期間、事業実施時期の見通しを示した 概ね30年程度の長期的な事業の見通しを作成します。

### ⑧計画期間における事業手法の決定

長期的な事業の見通しに基づき、計画期間内に実施を予定する事業(改善、建替、用途廃止) を決定します。改善を実施する住棟は、住棟の物理的特性等を踏まえ、個別改善か全面的改善か を決定します。

# ■3次判定結果

# 【一般公営住宅等】

	改善不要		改善;	改善が必要			優先的な対 応が必要 (改善不可能)
	維持管理 【243 戸】		改善 【276 戸】	建替	優先的 な改善	優先的 な建替	優先的な 建替
維持管理する団地 【519 戸】	万ヶ廹【46 戸】 前田【12 戸】 北町【45 戸】 仲町【4 棟/140 戸】		仲町【5 棟/140 戸】 国見町【106 戸】 三島町【30 戸】				
	当面維持管理 【209 戸】	用途 廃止	改善し当面 維持管理 【102 戸】	用途廃止 【211 戸】	優先的に 改善し当面 維持管理	優先的 な用途 廃止	優先的な 用途廃止
当面管理する団地 (建替を前提としない) 【522 戸】	紅梅【54 戸】 長廹【5 戸】 定住促進住宅【80 戸】 二見町【28 戸】 桜井町【42 戸】		東町【12戸】 北長野【90戸】	飯崎【10 戸】 大河内第一【4 戸】 北畑【12 戸】 下館【5 戸】 八郎内【7 戸】 大谷地【35 戸】 榎内【10 戸】 大河内第二【22 戸】 西沢田【24 戸】 広町第二【16 戸】 狐畑【10 戸】			

# 【災害公営住宅等】

	改善不要		改善が必要	Ī.	優先的な対応 (改善可		優先的な対応が必要 (改善不可能)
維持管理する団地	維持管理 【73 戸】		改善	建替	優先的 な改善	優先的 な建替	優先的な建替
【73 戸】	大町西【40戸】						
	栄町【33 戸】						
	当面 維持管理 【191 戸】	用途 廃止	改善し当面 維持管理	用途廃止	優先的に 改善し当面 維持管理	優先的な 用途廃止	優先的な用途廃止
当面管理する団地 (建替を前提としない) 【191 戸】	万ヶ廹【2 戸】 小高上町【18 戸】 西町【30 戸】						
	西川原第二【32 戸】 大町東【80 戸】 大町南【29 戸】						

3次判定において、次の3団地は譲渡(払下げ)を予定している団地のため、上記の事業手法別分類から区別します。

■譲渡対象団地 3団地:86戸

・小高東町【20戸】

·西川原【28 戸】

· 萱浜【38 戸】

# 5-6 団地別住棟別事業手法

3次判定結果をもとに、団地別住棟別のストック活用の事業手法は、以下のとおりとします。

# ストック活用計画

(棟·戸)

			建設	構造					維持管理	用途廃止	目標年次
区	団地名	種別	年度	階数	棟数	戸数	活用手法	建替戸数	戸 数	戸 数	戸 数
	万ヶ廹	公営	H16	木 2	3	6	維持管理		6		6
		公営	H17	木 2	3	6	維持管理		6		6
		公営	H18	木 2	3	6	維持管理		6		6
		公営	H19	木 2	4	8	維持管理		8		8
		公営	H20	木 2	4	8	維持管理		8		8
		公営	H22	木 2	6	12	維持管理		12		12
	飯崎	公営	S61	木1	3	6	用途廃止			6	
	紅梅	公営	S62	木1	2	4	用途廃止			4	
		公営	\$63	木 1	5	10	維持管理		10		10
小古		公営	H7	木 2	3	6	維持管理		6		6
小高		公営	Н8	木 2	3	6	維持管理		6		6
		公営	Н9	木 2	3	6	維持管理		6		6
		公営	H10	木 2	2	4	維持管理		4		4
		公営	H10	木1	1	2	維持管理		2		2
		公営	H11	木 2	3	6	維持管理		6		6
		公営	H12	木 2	3	6	維持管理		6		6
		特公賃	H13	木 2	1	2	維持管理		2		2
		特公賃	H13	木 2	1	2	維持管理		2		2
		特公賃	H14	木 2	2	4	維持管理		4		4
	長廹	公営	H2	木1	3	5	維持管理		5		5
	大河内第一	公営	S29	木1	3	3	用途廃止			3	
		公営	S30	木1	1	1	用途廃止			1	
	北畑	公営	S30	木1	6	6	用途廃止			6	
		公営	S32	木1	5	5	用途廃止			5	
		公営	S32	木1	1	1	用途廃止			1	
	下舘	公営	S32	木 1	5	5	用途廃止			5	
	八郎内	公営	S35	木1	7	7	用途廃止			7	
	大谷地	公営	S36	木1	2	2	用途廃止			2	
		公営	S36	木1	2	4	用途廃止			4	
鹿島		公営	S40	木 1	5	5	用途廃止			5	
		公営	S41	簡 1	8	16	用途廃止			16	
		公営	S42	簡1	4	8	用途廃止			8	
	榎内	公営	S43	簡1	5	10	用途廃止			10	
	大河内第二	公営	S44	簡1	5	10	用途廃止			10	
		公営	S45	簡 1	5	10	用途廃止			10	
		公営	S46	簡1	1	2	用途廃止			2	
	西沢田	公営	S46	簡 1	4	8	用途廃止			8	
		公営	S47	簡 2	2	8	用途廃止			8	
I		公営	S48	簡 2	2	8	用途廃止			8	

# ストック活用計画

		1				一一一	_		ı	V 1911	· /-/
区	団地名	種別	建設年度	構造 階数	棟数	戸数	活用手法	建替戸数	維持管理   戸 数	用途廃止 戸 数	目標年次 戸 数
	広町第二	公営	S51	簡 2	2	8	用途廃止			8	
		公営	S52	簡 2	2	8	用途廃止			8	
	狐畑	公営	S63	木 2	5	5	用途廃止			5	
<b>一</b>		公営	H1	木 2	2	2	用途廃止			2	
鹿島		公営	H2	木 2	3	3	用途廃止			3	
	前田	公営	H21	木 2	3	6	維持管理		6		6
		公営	H22	木 2	3	6	維持管理		6		6
	定住促進住宅	単独	H4	耐 5	2	80	維持管理		80		80
	北町	公営	\$38	簡1	6	20	維持管理		20		20
		公営	S39	簡1	5	20	維持管理		20		20
		公営	S39	簡 1	1	5	維持管理		5		5
	日の出町	公営	S45	簡 2	2	10	用途廃止			10	
		公営	S45	簡 2	1	6	用途廃止			6	
		公営	S46	簡 2	2	10	用途廃止			10	
		公営	S47	簡 2	7	30	用途廃止			30	
	仲町	公営	S49	耐 5	1	40	維持管理		40		40
		公営	S49	耐 5	1	40	維持管理		40		40
		公営	S50	耐 5	2	70	維持管理		70		70
		公営	S50	耐 5	1	30	維持管理		30		30
		公営	S50	耐 5	1	30	維持管理		30		30
		公営	S51	耐 5	1	30	維持管理		30		30
		公営	S52	耐 5	1	20	維持管理		20		20
E		公営	S53	耐 5	1	20	維持管理		20		20
原町	東町	公営	S51	耐 3	1	12	維持管理		12		12
	二見町	公営	S55	耐 3	1	12	維持管理		12		12
		公営	S55	耐 4	1	16	維持管理		16		16
	桜井町	公営	S56	耐 3	1	18	維持管理		18		18
		公営	S55	耐 3	1	24	維持管理		24		24
	国見町	公営	S57	耐 4	1	32	維持管理		32		32
		公営	S58	耐 3	1	18	維持管理		18		18
		公営	S59	耐 4	1	32	維持管理		32		32
		公営	S61	耐 3	2	24	維持管理		24		24
	三島町	公営	\$63	耐 3	1	6	維持管理		6		6
		公営	H1	耐 3	2	24	維持管理		24		24
	北長野	公営	Н6	耐 3	2	42	維持管理		42		42
		公営	H7	耐 3	1	18	維持管理		18		18
		公営	Н8	耐 3	1	18	維持管理		18		18
	公営 H9 耐3						維持管理		12		12
	公営 <i>台</i>		198	953		0	742	211	742		
	特公賃合計					8		0	8	0	8
	単独合計					80		0	80	0	80
	総合	計			204	1, 041		0	830	211	830

# ストック活用計画[災害公営住宅]

(棟・戸)

				・ファルカの画「火音な名は七」					(1木 ア)			
区	団地名	種別	建設年度	構造 階数	棟数	戸数	活用手法	建替 戸数	維持管理	用途廃止 戸 数	譲渡予定  数	目標年次 戸 数
	万ヶ廹	災害公営	H27	木 2	1	2	維持管理		8			8
	小高東町	災害公営	H27	木1	14	14	譲渡対象				8	
小高		災害公営	H27	木 2	6	6	譲渡対象				5	
	小高上町	災害公営	H27	木 2	5	10	維持管理		2			2
		災害公営	H27	木1	2	8	維持管理		3			3
	西川原	災害公営	H25	木1	18	18	譲渡対象				6	
		災害公営	H25	木 2	10	10	譲渡対象				6	
	西町	災害公営	H26	耐 3	1	8	維持管理		80			80
		災害公営	H26	耐 3	1	6	維持管理		20			20
鹿島		災害公営	H26	耐 3	1	8	維持管理		20			20
		災害公営	H26	耐 3	1	4	維持管理		5			5
		災害公営	H26	耐 3	1	4	維持管理		10			10
	西川原第二	災害公営	H27	耐 2	2	16	維持管理		6			6
		災害公営	H27	耐 2	2	16	維持管理		10			10
	大町西	災害公営	H26	耐 5	1	20	維持管理		30			30
		災害公営	H26	耐 5	1	20	維持管理		40			40
	大町東	災害公営	H26	木1	4	20	維持管理		40			40
		災害公営	H26	耐 5	2	60	維持管理		70			70
	大町南	災害公営	H27	耐 5	1	20	維持管理		30			30
原町		災害公営	H27	耐3	1	9	維持管理		30			30
	栄町	災害公営	H27	耐 3	1	12	維持管理		30			30
		災害公営	H27	耐 3	1	12	維持管理		20			20
		災害公営	H27	耐3	1	9	維持管理		20			20
	萱浜	災害公営	H27	木1	28	28	譲渡対象				12	
		災害公営	H27	木 2	10	10	譲渡対象				12	
	災害	公営合計			116	350		0	264	0	86	264

# 5-7 団地の計画期間及び中長期活用計画

# 1) 団地別ストック活用方針

ストック活用の事業手法の選定を踏まえ、計画期間及び中長期的な団地別のストック活用方針及び住棟別のストック活用計画は、以下のとおりとします。

# 団地別中長期活用計画

(棟·戸)

			1	十画期		中長		
団地名	棟数	戸数	活用計画	戸数	備考	活用計画	戸数	備考
万ヶ廹	23	46	<b>继柱等</b> 理		計画期間後も活用するため、維持管理に努める。			耐用年限後も当分の間、維持管理に努め活用を図る。
飯崎	5	10	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家) とし、用途廃止とする。	_	_	-
(-16-	5	10	昭和建設 維持管理 (維持保全)	10	計画期間後の用途廃止を見据え、 退去住戸を募集停止(政策空家) とし当面維持管理とする。	用途廃止	_	構想期間中に用途廃止と する。
紅梅	22	44	平成建設 維持管理 (維持保全)	44	耐用年限までは当面維持管理に努 め、構想期間中に需要を見定めた 活用方針を再確認する。	維持管理(維持保全)	44	需要を見定めた活用方針 を再確認する。
長廹	3	5	維持管理 (維持保全)	5	計画期間後の用途廃止を見据え、 退去住戸を募集停止(政策空家) とし当面維持管理とする。	用途廃止	_	構想期間中に用途廃止とする。
大河内第一	4	4	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家) とし、用途廃止とする。	_	_	_
北畑	12	12	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家) とし、用途廃止とする。	_	_	_
下舘	5	5	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家) とし、用途廃止とする。	_	_	_
八郎内	7	7	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家) とし、用途廃止とする。	_	_	_
大谷地	21	35	用途廃止	_	募集停止(政策空家)とし、前田 団地への移転建替を行う。	_	_	_
榎内	5	10	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家) とし、用途廃止とする。	_	_	-
大河内第二	11	22	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家) とし、用途廃止とする。	_	_	_
西沢田	8	24	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家) とし、用途廃止とする。	_	_	_
広町第二	4	16	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家) とし、用途廃止とする。	_	_	_
狐畑	10	10	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家) とし、用途廃止とする。	_	_	_
前田	6	12	維持管理(計画修繕)	12	耐用年限まで活用するため、計画 修繕を行う。	維持管理(計画修繕)	12	耐用年限後も当分の間活 用するため、計画修繕を 行う。
定住促進住宅	2	80	維持管理 (計画修繕)	80	耐用年限まで活用するため、計画 修繕を行う。	個別改善	80	耐用年限まで活用するため、長寿命化型改善を行う。

団地名	棟数	三米	Ī	十画期	間活用計画(10年間)	中長	期活用	計画(11~30年)
四地石	1米 奴	厂奴	活用計画	戸数	備考	活用計画	戸数	備考
北町	12	45	維持管理 (維持保全)	45	高齢者や低年収等の住宅困窮者の ための低家賃平屋住宅として、当 面の間維持管理に努める。	維持管理 (維持保全)	45	高齢者や低年収等の住宅 困窮者のための低家賃平 屋住宅として、当面の間 維持管理に努める。
日の出町	12	56	用途廃止	_	退去住戸を募集停止(政策空家) とし、用途廃止とする。	_	_	_
仲町	9	280	維持管理 (計画修繕)	280	個別改善が済んだ住棟は、耐用年限まで活用するため、長寿命化型 改善を行う。	維持管理 (計画修繕)	280	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。
東町	1	12	個別改善	12	計画期間中及び当面は活用するため、劣化部分の長寿命化型改善を 行う。	維持管理 (維持保全)	12	需要を見定めた活用方針 を再確認する。
二見町	2	28	維持管理 (維持保全)	28	計画期間後の用途廃止を見据え、 退去住戸を募集停止(政策空家) とし当面維持管理とする。	用途廃止	_	構想期間後期において用 途廃止とする。
桜井町	2	42	維持管理 (維持保全)	42	計画期間後の用途廃止を見据え、 退去住戸を募集停止(政策空家) とし当面維持管理とする。	用途廃止		構想期間後期において用 途廃止とする。
国見町	5	106	個別改善	106	前計画に引き続き、耐用年限まで 活用するため、長寿命化型改善を 行う。	維持管理(計画修繕)	106	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。
三島町	3	30	個別改善		前計画に引き続き、耐用年限まで 活用するため、長寿命化型改善を 行う。	維持管理 (計画修繕)	30	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。
北長野	5	90	個別改善	90	前計画に引き続き、耐用年限まで 活用するため、長寿命化型改善を 行う。	維持管理 (計画修繕)	90	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。

# 団地別中長期活用計画[災害公営住宅]

(棟·戸)

	1	— 144	計	·画期間	引活用計画(10年間)	中長	期活用	計画 (11~30年)
団地名	棟数	尸数	活用計画	戸数	備考	活用計画	戸数	備考
万ヶ廹	1	2	維持管理 (計画修繕)	2	耐用年限まで活用するため、計画 修繕を行う。	維持管理 (計画修繕)	2	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。
小高東町	20	20	譲渡対象	20	払下げによる譲渡を行う。	_	1	-
小高上町	7	18	維持管理 (計画修繕)	18	耐用年限まで活用するため、計画 修繕を行う。	維持管理 (計画修繕)	18	耐用年限まで活用するた め、計画修繕を行う。
西川原	28	28	譲渡対象	28	払下げによる譲渡を行う。	_	_	-
西町	5	30	維持管理 (計画修繕)	30	耐用年限まで活用するため、計画 修繕を行う。	維持管理 (計画修繕)	30	耐用年限まで活用するた め、計画修繕を行う。
西川原第二	4	32	維持管理 (計画修繕)	32	耐用年限まで活用するため、計画 修繕を行う。	維持管理 (計画修繕)	32	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。
大町西	2	40	維持管理 (計画修繕)	40	耐用年限まで活用するため、計画 修繕を行う。	維持管理 (計画修繕)	40	耐用年限まで活用するた め、計画修繕を行う。
大町東	6	80	維持管理 (計画修繕)	80	耐用年限まで活用するため、計画 修繕を行う。	維持管理 (計画修繕)	80	耐用年限まで活用するた め、計画修繕を行う。
大町南	2	29	維持管理 (計画修繕)	29	耐用年限まで活用するため、計画 修繕を行う。	維持管理 (計画修繕)	29	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。
栄町	3	33	維持管理 (計画修繕)	33	耐用年限まで活用するため、計画 修繕を行う。	維持管理 (計画修繕)	33	耐用年限まで活用するため、計画修繕を行う。
萱浜	38	38	譲渡対象	38	払下げによる譲渡を行う。	_	_	_

### 5-8 事業手法別戸数

判定結果を踏まえた、計画期間内の事業予定について事業手法別にまとめると以下のとおりです。

### 事業手法別戸数表【公営住宅】

対象	1~5 年目	6~10 年目	合計
公営住宅 管理戸数	一 戸	- 戸	953 戸
新規整備事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
維持管理予定戸数	戸	戸	742 戸
うち計画修繕対応戸数	戸	戸	324 戸
うち改善事業予定戸数	104 戸	102 戸	206 戸
個別改善事業予定戸数	104 戸	102 戸	206 戸
全面的改善事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
うちその他住戸(維持保全)	戸	戸	212 戸
建替予定戸数(既定計画分)	0 戸	0 戸	0 戸
用途廃止予定戸数	戸	戸	211 戸

# 事業手法別戸数表【特定公共賃貸住宅】

対象	1~5 年目	6~10 年目	合計
特定公共賃貸住宅 管理戸数	一 戸	- 戸	8 戸
新規整備事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
維持管理予定戸数	戸	戸	8 戸
うち計画修繕対応戸数	0 戸	0 戸	0 戸
うち改善事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
個別改善事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
全面的改善事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
うちその他住戸(維持保全)	戸	戸	8 戸
建替予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
用途廃止予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸

### 事業手法別戸数表【単独住宅】

対象	1~5年目	6~10 年目	合計
単独住宅 管理戸数	一 戸	- 戸	80 戸
新規整備事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
維持管理予定戸数	戸	戸	80 戸
うち計画修繕対応戸数	戸	戸	80 戸
うち改善事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
個別改善事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
全面的改善事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
うちその他住戸(維持保全)	0 戸	0 戸	0 戸
建替予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
用途廃止予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸

# 事業手法別戸数表【災害公営住宅】

対象	1~5 年目	6~10 年目	合計
災害公営住宅 管理戸数	一戸	一 戸	350 戸
新規整備事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
維持管理予定戸数	戸	戸	264 戸
うち計画修繕対応戸数	戸	戸	264 戸
うち改善事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
個別改善事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
全面的改善事業予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
うちその他住戸(維持保全)	0 戸	0 戸	0 戸
建替予定戸数	0 戸	0 戸	0 戸
用途廃止予定戸数(譲渡対象戸数)	戸	戸	86 戸

上記表の網掛け部分は、計画修繕対応とした住棟に対する、計画期間における前期(1~5年目)及び後期(6~10年目)の実施時期については、今後の劣化状況等を踏まえて再検討を行います。

また、その他住戸(維持保全)については、計画期間後の用途廃止等を前提に最小限の維持保全を図ることから、前期・後期の区分はなく計画修繕表記同様に合計戸数のみの表記とします。

また、用途廃止予定(譲渡含む)についても入居者の退去状況及び譲渡時期によって変動するため、前期・後期の区分はなく合計戸数のみの表記とします。

# 計画期間の整備・管理計画

(棟·戸)

	建設	構造				1	十画修繕			改善		糸	推持保全	<u> </u>	計画期間
団地名	年度	階数	棟数	戸数	活用手法	1~5	6~10	合計		6~10			6~10		以降
万ヶ廹	H16	木 2	3	6	維持管理									6	維持保全
	H17	木 2	3	6	維持管理									6	維持保全
	H18	木 2	3	6	維持管理									6	維持保全
	H19	木 2	4	8	維持管理									8	維持保全
	H20	木 2	4	8	維持管理									8	維持保全
	H22	木 2	6	12	維持管理									12	維持保全
飯崎	S61	木1	3	6	用途廃止				    途廃止	・別主名	: BZ				
	S62	木1	2	4	用途廃止				H巫廃止	・別衣多	· III				
紅梅	S63	木1	5	10	維持管理									10	用途廃止
	H7	木 2	3	6	維持管理									6	維持保全
	H8	木 2	3	6	維持管理									6	維持保全
	H9	木 2	3	6	維持管理									6	維持保全
	H10	木 2	2	4	維持管理									4	維持保全
	H10	木1	1	2	維持管理									2	維持保全
	H11	木 2	3	6	維持管理									6	維持保全
	H12	木 2	3	6	維持管理									6	維持保全
	H13	木 2	1	2	維持管理									2	維持保全
	H13	木 2	1	2	維持管理									2	維持保全
	H14	木 2	2	4	維持管理									4	維持保全
長廹	H2	木1	3	5	維持管理									5	用途廃止
大河内第一	S29	木1	3	3	用途廃止										
	S30	木1	1	1	用途廃止										
北畑	S30	木1	6	6	用途廃止										
	S32	木1	5	5	用途廃止										
	S32	木1	1	1	用途廃止										
下舘	S32	木1	5	5	用途廃止										
八郎内	S35	木1	7	7	用途廃止										
大谷地	S36	木1	2	2	用途廃止		•	FI	<b> </b>   途廃止	:別表参	照				
	S36	木1	2	4	用途廃止			L		7,120					
	S40	木1	5	5	用途廃止										
	S41	簡1	8	16	用途廃止										
	S42	簡1	4	8	用途廃止										
榎内	S43	簡1	5	10	用途廃止										
大河内第二	S44	簡1	5	10	用途廃止										
	S45	簡1	5	10	用途廃止										
	S46	簡1	1	2	用途廃止										

T-					計画	朝間の整		埋計画							埬·戸) ————
団地名	建設	構造	棟数	戸数	活用手法		画修繕	A =1		改善	A =1		推持保全		計画期間
	年度	階数				1~5	6~10	合計	1~5	6~10	合計	1~5	6~10	合計	以降
西沢田	S46	簡 1	4	8	用途廃止										
	S47	簡 2	2	8	用途廃止				用途廃止	:別表	参照				
	\$48	簡 2	2	8	用途廃止										
広町第二	S51	簡 2	2	8	用途廃止										
	S52	簡 2	2	8	用途廃止										
狐畑	\$63	木 2	5	5	用途廃止										
	H1	木 2	2	2	用途廃止										
	H2	木 2	3	3	用途廃止										
前田	H21	木 2	3	6	維持管理			6							計画修繕
	H22	木 2	3	6	維持管理			6							計画修繕
定住促進住宅	H4	耐5	2	80	維持管理			80							改善
北町	\$38	簡 1	6	20	維持管理									20	維持保全
	S39	簡 1	5	20	維持管理									20	維持保全
	S39	簡 1	1	5	維持管理									5	維持保全
日の出町	S45	簡 2	2	10	用途廃止										
	S45	簡 2	1	6	用途廃止				田公成儿	· 미(丰)	4 DZ				
	S46	簡 2	2	10	用途廃止				用途廃止	- 別衣	梦照 □				
	S47	簡 2	7	30	用途廃止										
———————————— 仲町	S49	耐 5	1	40	維持管理			40							計画修繕
	S49	耐 5	1	40	維持管理			40					•		計画修繕
	S50	耐 5	2	70	維持管理			70							計画修繕
	S50	耐 5	1	30	維持管理			30							計画修繕
	S50	耐 5	1	30	維持管理			30							計画修繕
	S51	耐 5	1	30	維持管理			30							計画修繕
	S52	耐 5	1	20	維持管理			20							計画修繕
	S53	耐 5	1	20	維持管理			20							計画修繕
 東町	S51	耐 3	1	12	維持管理			20	12		12				維持保全
二見町	S55	耐 3	1	12	維持管理									12	用途廃止
	S55	耐 4	1	16	維持管理						•		•	16	用途廃止
	S56	耐 3	1	18	維持管理									18	用途廃止
女开山	S55	耐3	1	24	維持管理									24	用途廃止
国目町	S57	耐 4	1	32	維持管理			32						۷4	
国見町	S58	耐 3	1	18				32	18		18				計画修繕計画修繕
	S59	耐 4	1	32	維持管理				32		32				•
		耐 3			維持管理維持管理										計画修繕
一自叶	S61		2	24					24 6		24 6				計画修繕
三島町	\$63	耐3	1	6	維持管理					10					計画修繕
JI. 등 ⊞⊽	H1	耐3	2	24	維持管理				12	12	24				計画修繕
北長野	H6	耐3	2	42	維持管理					42	42				計画修繕
	H7	耐3	1	18	維持管理					18	18				計画修繕
	H8	耐3	1	18	維持管理					18	18				計画修繕
	Н9	耐 3	1	12	維持管理					12	12				計画修繕
公営台								324	104	102	206			212	
特公賃								0	0	0	0			8	1
単独台								80	0	0	0			0	
総合	計							404	104	102	206			220	

計画期間の整備・管理計画(建替・用途廃止)

(棟・戸)

S36       木1       2       4       用途廃止       4       4       4         S40       木1       5       5       用途廃止       5       5         S41       簡1       8       16       用途廃止       16       16         S42       簡1       4       8       用途廃止       8       8         榎内       S43       簡1       5       10       用途廃止       10       10         大河内第二       S44       簡1       5       10       用途廃止       10       10         S45       簡1       5       10       用途廃止       2       2       2         西沢田       S46       簡1       4       8       用途廃止       8       8         西沢田       S46       簡1       4       8       用途廃止       8       8         西沢田       S46       簡1       4       8       用途廃止       8       8         本2       2       8       用途廃止       8       8       8         本2       8       8       8       8       8         本2       8       8       8       8       8         本3       8       8						- 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一								(1末 )		
版時   10   10   10   10   10   10   10   1	団地名	建設	構造	棟数	戸数	活用手法						A =1				
大河内第一   1							1~5	6~10	合計	1~5	6~10		1~5	6~10		以降
大河内第一       S29       木1       3       3       用途廃止       1       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       3       3       <	飯崎															
Right   Ri																
出版	大河内第一		<b></b>													
S32 末 1 5 5 5   用途廃止   1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					1											
S32 末 1	北畑		<b></b>	<b></b>	<b></b>											
下館 S32 木 1 5 5 月 施廃止			<b></b>	<b></b>												
八郎内 S35 木1 7 7 月 廃廃止 7 7 7 月 決廃止 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 月途廃止 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8																
大谷地       S36       木1       2       2       用途廃止       4       6 <td< td=""><td></td><td>S32</td><td></td><td>1</td><td></td><td>用途廃止</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>		S32		1		用途廃止										
S36       木1       2       4       用途廃止       5       6<	八郎内	S35		7	7							7			7	
S40       木1       5       5       用途廃止       5       5         S41       簡1       8       16       用途廃止       16       16         S42       簡1       4       8       用途廃止       8       8         模内       S43       簡1       5       10       用途廃止       10       10         大河内第二       S44       簡1       5       10       用途廃止       10       10         S45       簡1       5       10       用途廃止       10       10         S46       簡1       1       2       用途廃止       2       2       2         西沢田       S46       簡1       4       8       用途廃止       8       8       8         S47       簡2       2       8       用途廃止       8       8       8         S47       簡2       2       8       用途廃止       8       8       8         基本       6       6       2       8       用途廃止       8       8       8         基本       6       6       2       2       用途廃止       5       5       5       5         基本       6       6       3 <t< td=""><td>大谷地</td><td>S36</td><td>木1</td><td>2</td><td>2</td><td>用途廃止</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></t<>	大谷地	S36	木1	2	2	用途廃止						2			2	
S41       簡1       8       16       用途廃止       16       16       16         S42       簡1       4       8       用途廃止       8       8         榎内       S43       簡1       5       10       用途廃止       10       10         大河内第二       S44       簡1       5       10       用途廃止       10       10         S46       簡1       1       2       用途廃止       2       2       2         西沢田       S46       簡1       4       8       用途廃止       8       8         S47       簡2       2       8       用途廃止       8       8         S48       簡2       2       8       用途廃止       8       8         広町第二       551       簡2       2       8       用途廃止       8       8         孤畑       563       木2       5       5       用途廃止       5       5         田の出町       545       簡2       2       10       用途廃止       10       10         日の出町       545       簡2       2       10       用途廃止       10       10       10         日の出町       545       簡2       1       6		S36	木1	2	4	用途廃止						4			4	
S42       簡 1       4       8       用途廃止       8       8         榎内       S43       簡 1       5       10       用途廃止       10       10         大河内第二       S44       簡 1       5       10       用途廃止       10       10         大河内第二       S46       簡 1       5       10       用途廃止       10       10         S46       簡 1       1       2       用途廃止       2       2       2         西沢田       S46       簡 1       4       8       用途廃止       8       8         S47       簡 2       2       8       用途廃止       8       8         S48       6       2       2       8       月途廃止       8       8         広町第二       S51       簡 2       2       8       用途廃止       8       8       8         孤畑       S63       木 2       5       5       用途廃止       5       5       5       1		\$40	木 1	5	5	用途廃止						5			5	
横内   S43   簡1   5   10   用途廃止   10   10   10   10   10   10   10   1		S41	簡1	8	16	用途廃止						16			16	
大河内第二     S44     簡1     5     10     用途廃止     10     10       S45     簡1     5     10     用途廃止     2     2       西沢田     S46     簡1     4     8     用途廃止     8     8       S47     簡2     2     8     用途廃止     8     8       S48     簡2     2     8     用途廃止     8     8       広町第二     S51     簡2     2     8     用途廃止     8     8       孤畑     S63     木2     5     5     用途廃止     5     5       相1     木2     2     2     用途廃止     3     3       日の出町     S45     簡2     2     10     用途廃止     10     10       S45     簡2     1     6     月途廃止     10     10       S45     簡2		\$42	簡 1	4	8	用途廃止						8			8	
S45       簡 1       5       10       用途廃止       10       10       10         西沢田       S46       簡 1       4       8       用途廃止       8       8       8         S47       簡 2       2       8       用途廃止       8       8       8         S48       簡 2       2       8       用途廃止       8       8       8         広町第二       51       簡 2       2       8       用途廃止       8       8       8         孤畑       552       簡 2       2       8       月途廃止       5       5       5         田川       木2       2       2       月池廃止       2       2       2       2         日の出町       545       簡 2       2       10       用途廃止       10       10       10         545       簡 2       2       10       用途廃止       6       6       6         546       62       2       10       用途廃止       30       30       30         公園       547       62       7       30       用途廃止       10       10       10         547       62       7       30       用途廃止       30 </td <td>榎内</td> <td>\$43</td> <td>簡 1</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>用途廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td></td>	榎内	\$43	簡 1	5	10	用途廃止						10			10	
BA6     簡1     1     2     用途廃止     2     2       西沢田     SA6     簡1     4     8     用途廃止     8     8       SA7     簡2     2     8     用途廃止     8     8       広町第二     S51     簡2     2     8     用途廃止     8     8       孤畑     S63     木2     5     5     用途廃止     5     5       田の出町     S45     簡2     2     10     用途廃止     10     10       S45     簡2     2     10     用途廃止     6     6       S46     簡2     2     10     用途廃止     10     10       S47     簡2     7     30     用途廃止     10     10       公営合計     18     45     0     211     211       特公賃合計     0     0     0     0       単独合計     0     0     0     0	大河内第二	S44	簡 1	5	10	用途廃止						10			10	
西沢田		S45	簡1	5	10	用途廃止						10			10	
S47 簡2 2 8 用途廃止       8 8 8         S48 簡2 2 8 用途廃止       8 8 8         広町第二       S51 簡2 2 8 用途廃止       8 8 8         S52 簡2 2 8 用途廃止       8 8 8         狐畑       S63 木2 5 5 用途廃止       5 5 月途廃止         H1 木2 2 2 用途廃止       2 2 2 月途廃止         H2 木2 3 3 用途廃止       3 3 3 3         日の出町 S45 簡2 2 10 用途廃止       10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		\$46	簡 1	1	2	用途廃止						2			2	
S48     簡2     2     8     用途廃止       広町第二     S51     簡2     2     8     用途廃止     8     8       孤畑     S63     木2     5     5     用途廃止     5     5       H1     木2     2     2     用途廃止     2     2       H2     木2     3     3     用途廃止     3     3       日の出町     S45     簡2     2     10     用途廃止     10     10       S45     簡2     2     10     用途廃止     6     6       S46     簡2     2     10     用途廃止     10     10       S47     簡2     7     30     用途廃止     30     30       公営合計     18     45     0     211     211       特公賃合計     0     0     0     0       単独合計     0     0     0     0	西沢田	\$46	簡 1	4	8	用途廃止						8			8	
広町第二     S51     簡 2     2     8     用途廃止       352     簡 2     2     8     用途廃止     8     8       345     第 2     2     月日     日日		S47	簡 2	2	8	用途廃止						8			8	
352 簡 2 2 8 用途廃止       8 8         363 木 2 5 5 用途廃止       5 5         H1 木 2 2 2 月途廃止       2 2 2         H2 木 2 3 3 用途廃止       3 3         日の出町 S45 簡 2 2 10 用途廃止       10 10         S45 簡 2 1 6 用途廃止       6 6         S46 簡 2 2 10 用途廃止       10 10         S47 簡 2 7 30 用途廃止       30 30         公営合計 18 45       0 211         特公賃合計 0 0 0       0 0 0         単独合計 0 0 0       0 0 0		S48	簡 2	2	8	用途廃止						8			8	
孤畑     S63     木 2     5     5     用途廃止     2     2       H1     木 2     2     2     用途廃止     3     3       日の出町     S45     簡 2     2     10     用途廃止     10     10       S45     簡 2     1     6     用途廃止     6     6       S46     簡 2     2     10     用途廃止     10     10       S47     簡 2     7     30     用途廃止     30     30       公営合計     18     45     0     211     211       特公賃合計     0     0     0     0       単独合計     0     0     0     0	広町第二	S51	簡 2	2	8	用途廃止						8			8	
H1 木2 2 2 月途廃止       2 2 3 3 3 月途廃止         日の出町 S45 簡 2 2 10 月途廃止       10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		S52	簡 2	2	8	用途廃止						8			8	
日の出町       H2 木 2 3 3 月途廃止       3 3 3 月途廃止         日の出町       S45 簡 2 2 10 用途廃止       10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	狐畑	\$63	木 2	5	5	用途廃止						5			5	
日の出町     S45 簡 2 2 10 用途廃止     10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		H1	木 2	2	2	用途廃止						2			2	
S45     簡 2     1     6     用途廃止     10     10       S46     簡 2     2     10     用途廃止     10     10       S47     簡 2     7     30     用途廃止     30     30       公営合計     18     45     0     211     211       特公賃合計     0     0     0     0       単独合計     0     0     0     0		H2	木 2	3	3	用途廃止						3			3	
S46     簡 2     2     10     用途廃止     10     10       S47     簡 2     7     30     用途廃止     30     30       公営合計     18     45     0     211     211       特公賃合計     0     0     0     0       単独合計     0     0     0     0	日の出町	S45	簡 2	2	10	用途廃止						10			10	
S47     簡 2     7     30     用途廃止     30     30       公営合計     18     45     0     211     211       特公賃合計     0     0     0     0       単独合計     0     0     0     0		S45	簡 2	1	6	用途廃止						6			6	
公営合計     18     45     0     211     211       特公賃合計     0     0     0     0       単独合計     0     0     0     0		S46	簡 2	2	10	用途廃止						10			10	
特公賃合計     0     0     0       単独合計     0     0     0		S47	簡 2	7	30	用途廃止		•				30			30	
単独合計 0 0 0 0 0	公営	合計	•	18	45				0			211			211	
	特公賃			0	0				0			0			0	
総合計 18 45 0 211 211			0	0				0			0			0		
	総合	計		18	45				0			211			211	

# 計画期間の整備・管理計画[災害公営住宅]

(棟·戸)

団地名     建設 存度     構造 存度     模数 序数     活用手法 1~5     計画修繕 改善 維持保全 1~5     改善 1~5     6~10     合計 1~5     6~10     合	計画期間以降計画修繕計画修繕
万ヶ廹     H27     木 2     1     2     維持管理     2       小高東町     H27     木 1     14     14     譲渡予定       H27     木 2     6     6     譲渡予定       小高上町     H27     木 2     5     10     維持管理     10	計画修繕
小高東町     H27     木1     14     14     譲渡予定       H27     木2     6     6     譲渡予定       小高上町     H27     木2     5     10     維持管理     10	
H27     木 2     6     6     譲渡予定       小高上町     H27     木 2     5     10     維持管理     10	計画修繕
小高上町 H27 木 2 5 10 維持管理 10	計画修繕
	計画修繕
H27   木 1   2   8   維持管理   8	計画修繕
西川原 H25 木 1 18 18 譲渡予定	
H25   木 2   10   10   譲渡予定	
西町 H26 耐3 1 8 維持管理 8 8	計画修繕
H26   耐 3   1   6   維持管理   6   6	計画修繕
H26   耐 3   1   8   維持管理   8   8     8	計画修繕
H26 耐 3 1 4 維持管理 4 4	計画修繕
H26 耐 3 1 4 維持管理 4 4	計画修繕
西川原第二 H27 耐 2 2 16 維持管理 16 16	計画修繕
H27 耐 2 2 16 維持管理 16 16	計画修繕
大町西 H26 耐5 1 20 維持管理 20 20	計画修繕
H26 耐 5 1 20 維持管理 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	計画修繕
大町東 H26 木 1 4 20 維持管理 20 20	計画修繕
H26 耐 5 2 60 維持管理 60 60	計画修繕
大町南 H27 耐 5 1 20 維持管理 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	計画修繕
H27 耐 3 1 9 維持管理 9 9	計画修繕
栄町 H27 耐3 1 12 維持管理 12	計画修繕
H27 耐 3 1 12 維持管理 12	計画修繕
H27 耐 3 1 9 維持管理 9	計画修繕
萱浜 H27 木1 28 28 譲渡予定	
H27 木 2 10 10 譲渡予定	
総合計 116 350 264	İ

### 6-1 点検の実施方針

全ての団地を対象として、以下の方針で定期点検及び日常点検を実施します。

### 1) 定期点検

定期点検(建築基準法第12条の法定点検)については、引き続き法令に基づく適切な点検を実施します。また、その定期点検の結果は、それぞれ「公営住宅等維持管理データベース」に記録し、修繕・維持管理の的確な実施や次回の点検に役立てることとします。

### ■建築基準法以外の点検及び検査

- ・エレベーターは、平成 28 年に国土交通省住宅局が公表した「エレベーターの適切な維持管理に関する指針」「エレベーター保守・点検業務標準契約書」等を参考として、適切に維持管理を行います。
- ・給排水設備に関する点検等については、下表のとおり適切に維持管理を行います。

対象	項目	根拠法
受水槽※	清掃及び消毒(年1回)	水道法第 34 条の 2 第 1 項
	水質等の検査(年1回)	水道法第34条の2第2項
浄化槽	保守点検(年4回)、清掃(年1回)	浄化槽法第 10 条
	定期検査(年1回)	浄化槽法第 11 条

※小規模貯水槽水道(10 ㎡以下)については努力義務とされている。

### 2) 日常点検

日常点検は、年に1度程度「公営住宅等日常点検マニュアル(国土交通省住宅局 H28.8)」に 則り実施することを基本とし、遊具、外構、自転車置場等、法定点検の点検項目にはないが、市 営住宅の適切な維持管理のために必要な対象については、日常点検において点検を行います。

また、バルコニー等の入居者が専用的に使用する部分や、台所・浴室のガスホース等の専用部分のうち入居者の安全性に係る部位・部品等については、住宅内部に立ち入る必要があることから、定期点検や日常点検を実施することが困難であるため、入退去時に確実に点検を実施します。

### 6-2 計画修繕の実施方針

### 1)計画修繕の基本方針

全ての団地を対象として、以下の方針で計画修繕を実施します。

定期点検及び日常点検の内容や、国の策定指針において示される部位ごとの修繕周期を参考に、 建物の内外装・設備等の経年劣化に応じて適切な時期に予防保全的な修繕を行うことで、居住性・ 安全性等の維持・向上を図ります。

ただし、改善事業の実施時期と計画修繕の実施時期が近い場合は、効率的な工事の実施のために 工事実施時期を調整するものとし、また、定期点検や修繕実施前の事前調査の結果、建物の安全性 等が確認された場合には、予定していた計画修繕の実施時期を延期することも検討します。

公営住宅等を長期にわたって良好に維持管理していくためには、建物の内外装・設備等の経年劣化に応じて適時適切な修繕を計画的に実施することが重要であり、これを確実に実行するため、将来見込まれる修繕工事の内容・修繕時期・必要となる費用等を想定し、別途「長期修繕計画」を定めることを検討します。

「長期修繕計画」と「公営住宅等長寿命化計画」は、その役割において、次の通り整理されます。

- ●長期修繕計画…公営住宅等ストックが建替又は用途廃止の時期を迎えるまでの間における計画修繕の実施時期を定めた計画(30年以上)。将来的に必要となる計画修繕に係る費用の把握、効率的な計画修繕の実施に資する。
- ●公営住宅等長寿命化計画…計画期間(10年以上)における事業手法や実施内容を明らかにする計画。加えて、適切な維持管理による長寿命化を図るため、策定指針に沿って、点検・修繕等の実施方針を位置づける。

# ■修繕周期表-1 (公営住宅等長寿命化計画策定指針:H28 年改定より)

修繕項目	対象部位等	工事区分	修繕	想定する修繕工事の仕様
	N	工事区刀	周期	ぶたする 珍惜工事の上棟
1屋根防水	T	I	1	
①屋上防水(保護防水)	  屋上、 搭屋、 ルーフバルコニー	補修	12 年	伸縮目地の打替、保護コンクリート部分補修
		修繕	24 年	下地調整のうえ、露出防水(かぶせ方式)
②屋上防水(露出防水)	屋上、搭屋	修繕	12 年	塗膜防水のうえ保護塗装(かぶせ方式)
●正工的の( <b>温田</b> 内の)	/E_T()11/E	撤去・新設	24 年	既存防水層全面撤去のうえ、下地調整、露出アスファルト防水等
③傾斜屋根	屋根	補修	12 年	下地調整のうえ、保護塗装
		撤去·葺替	24 年	既存屋根材を全面撤去のうえ、下地補修、葺替え
④庇·笠木等防水	庇天端、笠木天端、パラペット天端・ アゴ、架台天端等	修繕	12 年	高圧洗浄のうえ、下地調整、塗膜防水等
2床防水			•	
①バルコニー床防水	バルコニーの床	修繕	18 年	高圧洗浄のうえ、下地調整、塗膜防水等
②開放廊下·階段等床防水	開放廊下・階段の床	修繕	18 年	高圧洗浄のうえ、下地調整、塗膜防水等
3外壁塗装等				
 ①コンクリート補修	外壁、屋根、床、手摺壁、軒天、庇等	補修	18 年	ひび割れ、浮き、欠損、鉄筋の発錆、モルタルの浮き等の補修
	外壁、手摺壁等	塗替	18 年	┃  高圧洗浄のうえ、下地処理、仕上塗材塗り等
③軒天塗装	開放廊下・階段、バルコニー等	塗替		一
<ul><li>④タイル張補修</li></ul>	外壁·手摺壁等	補修		欠損、浮き、剥離、ひび割れの補修、洗浄
⑤シーリング	外壁目地、建具廻り、スリーブ廻り等	打替	-	既存シーリング材を全面撤去のうえ、下地処理、打替え
4 鉄部塗装等	/ 工口心, 是来是 八八 / / / / / /	11 🗎	10 +	2011 2 7 2 7 10 E T m IM A 02 2 7 10 T 10 P 22 11 B 10
「飲印主公子	開放廊下・階段、バルコニーの手摺	塗替	6年	下地処理のうえ、塗装
	屋上フェンス、設備機器、立て樋・支持	至日	0 #	下地地柱のブル、至表
①鉄部塗装(雨掛かり部分)	金物、架台、避難ハッチ、マンホール蓋、隔て板枠、物干金物等	塗替	6年	下地処理のうえ、塗装
	屋外鉄骨階段、自転車置場、遊具、 フェンス	塗替	6年	下地処理のうえ、塗装
	住戸玄関ドア	塗替	6年	下地処理のうえ、塗装
②鉄部塗装(非雨掛かり部分)	共用部分ドア、MB 扉、手摺、照明器具、 設備機器、配電盤類、屋内消火栓箱等	塗替	6年	下地処理のうえ、塗装
③非鉄部塗装	(アルミ製、ステンレス製等)サッシ、 面格子、ドア、手摺、避難ハッチ等	清掃	18 年	洗浄のうえ、コーティング
<b>少</b> 升 軟 印 坐 表	(ボード、樹脂、木製等)隔て板、エアコンスリーブ、雨樋等	塗替	18 年	下地処理のうえ、塗装
5 建具·金物等				
	住戸玄関ドア、共用部分ドア、	点検一調整	12 年	動作点検、金物(丁番、ドアチェック等)の取替等
④ 7.4. □ 88 /5	自動ドア	取替	36 年	撤去又はかぶせ工法
①建具関係	mu > 747 /m= >	点検一調整	12 年	動作点検、金物(戸車、クレセント、ビート等)の取替等
	窓サッシ、面格子、網戸、シャッター	取替	36 年	撤去又はかぶせ工法
②手摺	開放廊下・階段、バルコニーの手摺、 防風スクリーン	取替	36 年	全部撤去のうえ、アルミ製手摺に取替
_		補修	12 年	点検、腐食部板金溶接補修、踏板交換等
③屋外鉄骨階段	屋外鉄骨階段	取替	36 年	全部撤去のうえ、取替
	  集合郵便受、掲示板、宅配ロッカー等	取替	24 年	
	笠木、架台、マンホール蓋、階段ノン		<u> </u>	
④金物類(集合郵便受等)	スリップ、避難ハッチ、タラップ、排水	取替	24 年	取替
	金物、室名札、立樋・支持金物、隔て 板、物干金物、スリーブキャップ等			
	屋上フェンス等	取替	36 年	全部撤去のうえ、アルミ製フェンスに取替
<ul><li>⑤金物類</li><li>(メーターボックス扉等)</li></ul>	メーターボックスの扉、 パイプスペースの扉等	取替	36 年	撤去又はかぶせ工法
6共用内部	····································			
-	管理員室、集会室、内部老化、 内部階段等の壁、床、天井	張替・塗替	12年	床・壁・天井の塗替、張替等
①共用内部	エントランスホール、	張替・塗替	12 年	床・壁・天井の塗替等
	エレベーターホールの壁、床、天井	~ 40	т	

# ■修繕周期表-2

修繕項目	対象部位等	工事区分	修繕 周期	想定する修繕工事の仕様
7. 給水設備				
		取替	20 年	硬質塩化ビニル管、亜鉛メツキ鋼管
①給水管	共用給水縦管専用給水枝管	取替	35 年	硬質塩化ビニルライニング鋼管(コア継手)
(D指水管)		取替	40 年	ステンレス鋼管
	水道メーター	取替	8年	支給品
②貯水槽	受水槽、高置水槽	取替	25 年	FRP 製
③給水ポンプ	揚水ポンプ、加圧給水ポンプ、直結増圧	補修	8年	オーバーホール
	ポンプ	取替	15 年	
8 排水設備				
①雑排水管(屋内)	共用雑排水縦管専用雑排水枝管	取替	20 年	
①和5h小百(庄内)	六 <b>州和孙小顺旨</b> 寻用和孙小仪目	取替	30 年	
				配管用炭素鋼鋼管
		取替	30 年	タールエポキシ塗装鋼管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
②汚水管(屋内)	共用汚水縦管専用汚水枝管			排水用硬質塩化ビニル管
		取替	50 在	耐火 2 層管 鋳鉄管
		取替	1	排水用硬質塩化ビニル管
③排水管(屋外)	屋外排水管	取替		ヒューム管
		取替	<del>                                     </del>	硬質塩化ビニル管
サドラング	J. C 1/10	補修	<u> </u>	オーバーホール
⑤排水ポンプ	排水ポンプ	取替	15 年	
		W.H	13 4	
o ya y tak yin	 ガス管	取替	30 年	配管用炭素鋼鋼管
①ガス管(屋内)	ガスメーター	取替	10 年	
		取替	·	配管用炭素鋼鋼管
②ガス管(屋外)		取替	E0 年	でである。 でである。 でである。 でである。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき
		取省	30 #	ポリエチレン管
10 空調換気設備		T		
①空調設備	管理室、集会所等のエアコン	取替	15 年	
②換気設備	管理員室、集会室、機械室、電気室換気扇、 ダクト類、換気口、換気ガラリ	取替	15 年	
11 電灯設備				
	共用廊下・エントランスホール等の照			
①電灯設備	明器具、配線器具、非常照明、避難口、通路誘導灯、外灯等	取替	15 年	
	非常用照明器具内蔵蓄電池	取替	4~6	
②配電盤類	配電盤、ブルボックス等	取替	年 30 年	
③幹線設備	引込開閉器、幹線(電灯、動力)等	取替	30 年	
④避雷針設備	避雷突針、ポール、支持金物、導線、 接地極等	取替	40 年	
⑤自家発電設備	発電設備	取替	30 年	
12 情報・通信設備				
①情報・通信設備	電話配電盤(MDF)、中間端子盤(IDF)等	取替	30 年	
②テレビ共聴設備	アンテナ、増幅器、分配機等	取替	15年	
③光ケーブル配線設備	住棟内ネットワーク	取替	15 年	
	インターホン設備、オートロック設備、		†	
④インターホン設備	住宅情報盤、防犯設備、配線等	取替	15 年	

# ■修繕周期表-3

_ 12 11 17 17 17 1											
修繕項目	対象部位等	工事区分	修繕 周期	想定する修繕工事の仕様							
13 消防用設備											
①屋内消火栓設備	消火栓ポンプ、消火管、ホース類、 屋内消火栓箱等	取替	25 年								
②自動火災報知設備	感知器、発信器、表示灯、音響装置、中継器、受信機等	取替	20 年								
③連結送水管設備	送水口、放水口、消火管、 消火隊専用栓箱等	取替	25 年								
14 昇降機設備											
①昇降機	カゴ内装、扉、三方枠等	補修	15 年								
<b>山升降</b> 傲	全構成機器	取替	30年								
15 外構·附属施設											
	平面駐車場、車路一歩道等の舗装、 側溝、排水溝	補修	20 年								
①外構	囲障(塀、フェンス等)、 サイン(案内板)、遊具、ベンチ等	取替	20 年								
	埋設排水管、排水桝等	取替	20 年								
②附属施設	自転車置場、ゴミ集積所	取替	20 年								
之 附 禹 ル 政	植栽	整備	20 年								
16 専用部分											
①住設機器	浴室ユニット	取替	25 年								
	分電盤	取替	15 年								
②設備機器	給湯·暖房器、バランス釜	取替	15 年								
	換気扇	取替	20 年								

# 2)修繕計画

# (1)修繕の方針

国の策定指針が示す標準的な修繕周期を踏まえて、定期的な点検を行い適切な時期に予防保全的な修繕を行うことで居住性·安全性の維持を図り、長期的に活用することが必要です。

本市のストックに対しては、改善事業としての工事を勘案して、以下の項目について計画修繕の修繕周期を再設定します。

標準修繕周期の設定

	部位別	修繕・改善項目	修繕周期(年)
		防水性向上等	15
	浴室	ユニットバス改修	25
		手摺設置·改修	_
		流し台・洗面台更新	20
	台所・洗面所	台所壁の不燃化・改修	15
	トイレ	便器の改修	25
	F1 D	手摺設置·改修	_
住戸		給湯器設置·改修	15
往尸		換気扇設置·改修	20
	給排水·電気等設備	分電盤類取替	15
		電気容量のアップ	_
		警報器等の設置・改修	20
		給水·給湯管改修	20
	配管	排水管改修	30
		ガス管改修	30
	建具等	建具改修	36
		耐久性向上等	18
		吹付タイル補修	18
		軒裏補修	18
	外壁等	庇・笠木補修	18
		雨樋等補修	18
		バルコニー補修	18
		バルコニー防水	18
		防水性向上等	12
	屋根	屋根塗替	12
		屋根葺替	24
共用部分		内壁·天井補修	12
	入口・階段	入口一通路の段差解消	_
	八口相权	手摺の設置・改修	_
		郵便箱取替	24
		消化栓箱取替	25
	   電気等設備	分電盤類取替	30
		照明器具取替	15
		共視聴アンテナ改修	15
		給水·給湯管改修	20
	配管	排水管改修	30
		ガス管改修	30
		児童遊園の整備・改修	20
	共同・附帯施設	駐輪場屋根改修	20
		物置等の整備・改修	20
		給水ポンプ取替	15
屋外・外構	   給排水・電気等設備	受水槽取替	25
, <u>,</u> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		净化槽改修	
		屋外灯改修	15
		給水·給湯管改修	20
	配管	排水管改修	30
		ガス管改修	30

参考資料:公営住宅等長寿命化計画策定指針及び長期修繕計画の作成指針(社団法人不動産協会)他 ※上記の修繕・改善項目は、機能性の向上や耐久性の向上が伴えば改善事業として補助対象となる項目 を含んでいます。

### (2) 修繕計画基本方針の内容

前項の、各団地における計画期間及び中長期的な団地別のストック活用方針に基づき、改善又は計画修繕とした団地に対して、修繕周期に基づき、下記の【住戸】【共用部分】【屋外・外構】ごとに、本市のストックに対する標準修繕内容を定めます。

ただし、過去の修繕・改善履歴により修繕済みや設置済みは除きます。また、同建設時期の住棟であっても、主体構造や部材仕様及び仕上仕様の違いによる劣化、および入居者の使用環境等により劣化の相異が生じているため、次期定期点検を踏まえ詳細な修繕計画の内容を再検討することとします。

# 【住戸】

- ・修繕周期を超過した、浴室のユニットバス改修を計画します。
- ・修繕周期を超過した、流し台・洗面台更新及び台所壁の改修を計画します。
- ・修繕周期を超過した、便器の改修及び手摺設置を計画します。
- ・修繕周期を超過した、給湯器改修及び換気扇改修を計画します。
- ・修繕周期を超過した、分電盤取替及び警報器等の改修を計画します。
- ・修繕周期を超過した、住戸内配管改修を計画します。
- ・修繕周期を超過した、建具改修を計画します。

※耐火構造における住戸内配管改修は、長寿命化型改善補助対象工事として検討します。

#### 【共用部分】

- ・修繕周期を超過した、外壁修繕(耐久性向上・吹付補修・軒裏補修・庇笠木補修・雨樋補 修・バルコニー補修・バルコニー防水)を計画します。
- ・修繕周期を超過した、屋根修繕(防水性向上・屋根塗替・屋根葺替)を計画します。
- ・修繕周期を超過した、階段室内の内壁・天井補修、郵便箱取替を計画します。
- ・修繕周期を超過した、消火栓箱取替、分電盤取替及び照明器具取替、共視聴アンテナ改修 を計画します。
- ・修繕周期を超過した、共用部分配管改修を計画します。

※耐火構造における外壁修繕は、居住性向上型又は長寿命化型改善補助対象工事として検討します。 ※耐火構造における屋根修繕は、居住性向上型又は長寿命化型改善補助対象工事として検討します。 ※耐火構造における共用部分配管改修は、長寿命化型改善補助対象工事として検討します。

### 【屋外・外構】

- ・修繕周期を超過した、児童遊園の改修、駐輪場屋根改修、物置改修を計画します。
- ・修繕周期を超過した、給水ポンプ・受水槽取替、屋外灯改修を計画します。
- ・浄化槽施設の老朽化に伴い、性能が低下した設備に対して改修を計画します。
- ・修繕周期を超過した、屋外配管改修を計画します。

※耐火構造における屋外配管改修は、長寿命化型改善補助対象工事として検討します。

# 団地別住棟別修繕方針

				也別住棟別修繕方		古及四米以去
		団地名→	16 (a)		<b>前田</b>	定住促進住宅
		住棟名→	修繕	1. 2. 3 号	4. 5. 6 号	1. 2 号
		建設年度→	周期	H21	H22	H4
		構造階数→ 		木 2	木 2	耐 5
経	過年数[現在	- 計画期間最終年次]	<b>→</b>	13-23	12-22	30–40
		防水性向上等	15	_	_	_
	浴室	ユニットバス改修	25	_	_	O
		手摺設置・改修	_	_	_	
	台所	流し台・洗面台更新	20	0	0	0
	洗面所	台所壁の不燃化・改修	15	0	0	0
	トイレ	便器の改修	25	_	_	0
		手摺設置・改修	_	<u> </u>	_	0
住		給湯器設置·改修	15	0	0	0
戸	給排水·	換気扇設置・改修	20	0	0	0
	電気等	分電盤類取替	15	0	0	0
	設備	電気容量のアップ	<u> </u>	—	_	—
		警報器等の設置・改修	20	0	0	0
		給水・給湯管改修	20	0	0	0
	配管	排水管改修	30	<del>-</del>	_	0
		ガス管改修	30	_	_	0
	建具等	建具改修	36	_	_	0
		耐久性向上等	18	0	0	0
	外壁等	吹付タイル等補修	18	_	_	<del>-</del>
		軒裏補修	18	0	0	0
		庇・笠木補修	18	0	0	0
		雨樋等補修	18	0	0	0
		バルコニー補修	18	0	0	0
		バルコニー防水	18	0	0	0
		防水性向上等	12	0	0	0
	屋根	屋根塗替	12	_	_	<del>_</del>
共田		屋根葺替	24	_	_	<del>-</del>
用部		内壁·天井補修	12	_	_	0
分	入口・	入口一通路の段差解消	_	_	_	<del>-</del>
73	階段	手摺の設置・改修	_	<del>-</del>	<u> </u>	<del></del>
		郵便箱取替	24	<del>-</del>	_	0
		消火栓箱取替	25	_	_	0
	電気等	分電盤類取替	30	_	_	Ο
	設備	照明器具取替	15	_	_	Ο
		共視聴アンテナ改修	15	_		O
		給水·給湯管改修	20	_		0
	配管	排水管改修	30	_	_	0
		ガス管改修	30	_	_	0
	#6	児童遊園の整備・改修	20		_	0
	共同· 仕業歩歌	駐輪場屋根改修	20		_	O
	付帯施設	物置等の整備・改修	20			0
屋め	<u>歩</u>	給水ポンプ取替	15		_	0
外	給排水· 電気等	受水槽取替	25		_	0
外	設備	浄化槽改修			_	_
構	H∕ NШ	屋外灯改修	15		_	0
		給水管改修	20		_	0
	配管	排水管改修	30		_	0
	****	ガス管改修 象とすべき項目	30		_	0

<sup>○</sup> 改善事業の対象とすべき項目 ○ 計画期間中に修繕周期を経過し修繕の対象とする項目・周期はないが修繕の対象とする項目 - 修繕の対象とならない又はしない項目

### 団地別住棟別修繕方針

			121	地別往傑別1	ラルロノフェ!			
		団地名→				仲町		1
		住棟名→	修繕	1.2号	3. 4. 6. 7 号	5 号	9号	8号
		建設年度→	周期	\$49	S50	S51	S52	S53
		構造階数→		耐 5	耐 5	耐 5	耐 5	耐 5
糸	E過年数[現	在 - 計画期間最終年次]	$\rightarrow$	48-58	47-57	46-56	45-55	44-54
		防水性向上等	15	_	_	_	_	_
	浴室	ユニットバス改修	25	0	0	0	0	0
		手摺設置・改修	<b>—</b>	<del></del>	_	_	<del>-</del>	_
	台所·	流し台・洗面台更新	20	0	0	0	0	0
	洗面所	台所壁の不燃化・改修	15	0	0	0	0	0
	1 71	便器の改修	25	0	0	0	0	0
	トイレ	手摺設置・改修	<b>—</b>	<del>-</del>	<del>-</del>	_	<del></del>	_
住		給湯器設置·改修	15	0	0	0	0	0
戸	給排水·	換気扇設置·改修	20	0	0	0	0	0
	電気等	分電盤類取替	15	0	0	0	0	0
	設備	電気容量のアップ	I —	H27	H30/R1/3	R1	R3	R3
		警報器等の設置・改修	20	0	0	0	0	0
		給水·給湯管改修	20	H29	H30/R1/2	R2	R2	R2
	配管	排水管改修	30	0	0	0	0	0
		ガス管改修	30	H29	H30/R1/2	R2	R2	R2
	建具等	建具改修	36	0	0	0	0	0
		耐久性向上等	18	H21	H19/20/25	H20	H26	H27
	外壁等	吹付タイル等補修	18	<del></del>	_	_	<del>-</del>	<u> </u>
		軒裏補修	18	H21	H19/20/25	H20	H26	H27
		庇・笠木補修	18	H21	H19/20/25	H20	H26	H27
		雨樋等補修	18	H21	H19/20/25	H20	H26	H27
		バルコニー補修	18	H21	H19/20/25	H20	H26	H27
		バルコニー防水	18	H21	H19/20/25	H20	H26	H27
		防水性向上等	12	H28/29	R2	R2	R2	R2
	屋根	屋根塗替	12	<del></del>	_	_	<del>-</del>	<del>-</del>
共			24	<del>_</del>	_	_	<del>-</del>	_
用		内壁・天井補修	12	0	0	0	0	0
部八	入口·	入口一通路の段差解消	T —	<del>-</del>	<u> </u>	_	<u>—</u>	_
分	階段	手摺の設置・改修	<b>—</b>	<del>_</del>	_	_	<del>-</del>	<u> </u>
		郵便箱取替	24	0	0	0	0	0
		消火栓箱取替	25	0	0	0	0	0
	電気等	分電盤類取替	30	0	0	0	0	0
	設備	照明器具取替	15	0	O	O	0	0
		共視聴アンテナ改修	15	0	0	0	0	0
		給水·給湯管改修	20	H29	H30/R1/2	R2	R2	R2
	配管	排水管改修	30	0	0	0	0	0
		ガス管改修	30	0	0	0	0	0
	#6	児童遊園の整備・改修	20		<u> </u>	0		
	共同・	駐輪場屋根改修	20			Ō		
	付帯施設	物置等の整備・改修	20			0		
屋加	≪△ t∃t →レ	給水ポンプ取替	15			0		
外 ·	給排水· 電気等	受水槽取替	25			0		
· 外	設備	浄化槽改修				_		
構	TV NUI	屋外灯改修	15			0		
11.2		給水管改修	20			0		
	配管	排水管改修	30			0		
		ガス管改修 象とすべき項目	30			0		

<sup>○</sup> 改善事業の対象とすべき項目 ○ 計画期間中に修繕周期を経過し修繕の対象とする項目・周期はないが修繕の対象とする項目 - 修繕の対象とならない又はしない項目

### 団地別住棟別修繕方針

				1地別往傑別	 					
		団地名→		東町	4.5		見町	4 5 5		
			I	1号	1号	3号	2号	4・5号		
		建設年度→	周期	S51	S57	\$58	S59	S61		
		構造階数→		耐 3	耐 4	耐 3	耐 4	耐 3		
経	過年数[現在	- 計画期間最終年次]	→ 15	46-56	40-50	39-49	38-48	36-46		
		防水性向上等		_	_	_	_	_		
	浴室	ユニットバス改修	25	0	0	0	0	0		
		手摺設置·改修	_	_	_	_	_	_		
	台所·	流し台・洗面台更新	20	0	0	0	0	0		
	洗面所	台所壁の不燃化・改修	15	0	0	0	0	0		
	トイレ	便器の改修	25	0	0	0	0	0		
	1 1 2	手摺設置·改修	_	_	_	_	_	_		
住		給湯器設置·改修	15	0	0	0	0	0		
戸	給排水·	換気扇設置·改修	20	0	0	0	0	0		
	電気等	分電盤類取替	15	0	0	0	0	0		
	設備	電気容量のアップ		_	_	_	_	_		
		警報器等の設置・改修	20	0	0	0	0	0		
		給水・給湯管改修	20	0	R4	0	0	0		
	配管	排水管改修	30	0	0	0	0	0		
		ガス管改修	30	0	0	0	0	0		
	建具等	建具改修	36	0	0	0	0	0		
		耐久性向上等	18	0	R4	0	0	0		
	外壁等	吹付タイル等補修	18	_	_	_	_	_		
		軒裏補修	18	0	R4	0	0	0		
		庇・笠木補修	18	0	R4	0	0	0		
		雨樋等補修	18	0	R4	0	0	0		
		バルコニー補修	18	0	R4	0	0	0		
		バルコニー防水	18	0	R4	0	0	0		
		防水性向上等	12	0	R4	0	0	0		
ш.	屋根	屋根塗替	12	_	_	_	<del>-</del>	_		
共 用		屋根葺替	24		_	_	_	_		
部		内壁・天井補修	12	0	0	0	0	0		
分	入口・	入口一通路の段差解消	_	_	_	_	_	_		
/,	階段	手摺の設置・改修	_	<del>-</del>	_	_	<del>-</del>	_		
		郵便箱取替	24	0	0	0	0	0		
		消火栓箱取替	25	0	0	0	0	0		
	電気等	分電盤類取替	30	0	0	0	0	0		
	設備	照明器具取替	15	0	0	0	0	0		
		共視聴アンテナ改修	15	0	0	0	0	0		
		給水·給湯管改修	20	0	R4	0	0	0		
	配管	排水管改修	30	0	0	0	0	0		
		ガス管改修	30	0	0	0	0	0		
	共同·	児童遊園の整備・改修	20	_		_	_			
	共同:   付帯施設	駐輪場屋根改修	20	0		(	O			
屋	אם שוניוויניו	物置等の整備・改修	20	0			)			
座 外	給排水·	給水ポンプ取替	15	0	0					
۶r •	電気等	受水槽取替	25	0	0					
外	設備	净化槽改修		_		-	_			
構		屋外灯改修	15	0			<u>)                                    </u>			
	<b>≖</b> 7 <i>5</i> 6-	給水管改修   ##-1/第7/16	20	<u> </u>			<u> </u>			
	配管	排水管改修	30	<u> </u>			<u> </u>			
□		ガス管改修 象とすべき項目	30	0		(	)			

<sup>◎</sup> 改善事業の対象とすべき項目 ○ 計画期間中に修繕周期を経過し修繕の対象とする項目・周期はないが修繕の対象とする項目 - 修繕の対象とならない又はしない項目

団地別住棟別修繕方針

			<u> </u>	也別住棟別 ———————————————————————————————————			ا مالـ	= ==	
		団地名→	1.6- 1.36		島町	1.0.0	1	<b>長野</b> ┃  4 □	
		住棟名→	修繕	1号	2.3号	1.2号	3号	4号	5号
		建設年度→ 構造階数→	周期	S63	H1	H6	H7	H8	H9
//2	7.10 - 4/ [-0.			耐 3	耐 3	耐 3	耐 3	耐 3	耐 3
剎	È過年致L現 <sup>,</sup>	在 - 計画期間最終年次]	→ 1.5	34-44	33-43	28-38	27-37	26-36	25-35
	<u> </u>	防水性向上等	15	_	_	_	_	_	_
	浴室	ユニットバス改修	25	0	0	0	0	0	0
		手摺設置・改修	-		_	_	_	_	_
	台所・	流し台・洗面台更新	20	0	0	0	0	0	0
	洗面所	台所壁の不燃化・改修	15	0	0	0	0	0	0
	トイレ	便器の改修	25 —	0	0	0	0	0	0
/>		手摺設置・改修			_	_	_	_	_
住		給湯器設置·改修	15	0	0	0	0	0	0
戸	給排水·	換気扇設置・改修	20	0	0	0	0	0	0
	電気等 設備	分電盤類取替電気を表のマップ	15 —	<u> </u>	0	0	0	0	0
	立又川州	電気容量のアップ	20						_
		警報器等の設置・改修 給水・給湯管改修	20	<u> </u>	0	0	0	O	0
	#1 <del>//</del>		30						
	配管	排水管改修 ガス管改修	30	© ©	© ©	0	© ©	© ©	0
	建具等	建具改修	36	<u> </u>	0	_	_	_	_
	连兵守		18				-		-
		耐久性向上等	18	R1	© _	0	0	0	0
	外壁等	吹付タイル等補修	18	 R1		_	_	_	_
		軒裏補修	18	R1	0	0	0	0	0
		底·笠木補修 雨樋等補修	18	R1	© ©	0	© ©	© ©	0
		N個寺柵隊   バルコニー補修	18	R1	0	0	0	©	0
		バルコニー防水	18	R1	0	0	0	0	0
		防水性向上等	12	©	0	0	0	0	H30
	屋根	屋根塗替	12	_	_	_	_	_	
共		屋根葺替	24	_	<u> </u>	0	0	0	0
用		内壁・天井補修	12	0	0	0	0	0	0
部	入口・	入口一通路の段差解消		_	_	_	_	_	_
分	階段	手摺の設置・改修	—	<u> </u>	<u> </u>	_	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
	. =	郵便箱取替	24	0	0	0	0	0	0
		消火栓箱取替	25	0	0	0	0	0	0
	電気等	分電盤類取替	30	0	0	0	0	0	
	設備	照明器具取替	15	0	0	0	0	0	0
		共視聴アンテナ改修	15	0	0	0	0	0	0
		給水・給湯管改修	20	0	0	0	0	0	0
	配管	排水管改修	30	0	0	0	0	0	0
		ガス管改修	30	0	0	0	0	0	0
	#0	児童遊園の整備・改修	20	(			(	)	•
	共同· 付帯施設	駐輪場屋根改修	20		)				
E E	川市地政	物置等の整備・改修	20	(	O		(	O	
屋外	給排水·	給水ポンプ取替	15	-	_		_	_	
71	電気等	受水槽取替	25		<u> </u>				
外	設備	净化槽改修	_		<u> </u>			<u> </u>	
構		屋外灯改修	15		<u> </u>			<u> </u>	
	<b>≖</b> 7 <i>6</i> 4-	給水管改修 ####################################	20		<u> </u>			<u> </u>	
	配管	排水管改修	30		<u> </u>			<u></u>	
	* 古米のや	ガス管改修 象とすべき項目	30	(	<u> </u>	0			

<sup>○</sup> 改善事業の対象とすべき項目 ○ 計画期間中に修繕周期を経過し修繕の対象とする項目・周期はないが修繕の対象とする項目 - 修繕の対象とならない又はしない項目

団地別住棟別修繕方針「災害公営住宅]

		回地別任棵 <i>)</i>	引修科	方針[災害公営		
		団地名→		万ヶ廹	小高	
		住棟名→			1. 2. 5. 6. 7 号	3. 4 号
		建設年度→	周期		H27	H27
		構造階数→		木 2	木 2	木 1
糸	Y過年数[現	在 - 計画期間最終年次]	$\rightarrow$	7–17	7–17	7–17
		防水性向上等	15	_	_	_
	浴室	ユニットバス改修	25	_	_	_
		手摺設置・改修	_	<del>_</del>	_	<del>_</del>
	台所·	流し台・洗面台更新	20	_	_	_
	洗面所	台所壁の不燃化・改修	15	0	0	0
	1 7 1	便器の改修	25	_	_	_
	トイレ	手摺設置・改修	_	<del></del>	<del>-</del>	<del></del>
住		給湯器設置·改修	15	0	0	0
戸	給排水·	換気扇設置・改修	20	_	_	_
	電気等	分電盤類取替	15	0	0	0
	設備	電気容量のアップ	<u> </u>	<del>-</del>	_	<u> </u>
		警報器等の設置・改修	20	<del></del>	<u> </u>	<u> </u>
		給水·給湯管改修	20	_	_	_
	配管	排水管改修	30	<del>-</del>	_	<u> </u>
		ガス管改修	30	<del></del>	<u> </u>	<del></del>
	建具等	建具改修	36	_		_
	外壁等	耐久性向上等	18	_	_	_
		吹付タイル等補修	18	_	_	_
		軒裏補修	18	_		_
		庇・笠木補修	18	_		_
			18	<u>—</u>		<u> </u>
		バルコニー補修	18	<u> </u>		<u> </u>
		バルコニー防水	18	_		_
		防水性向上等	12	0	0	0
	屋根	屋根塗替	12			_
共		<u>                                    </u>	24	_		_
用		内壁・天井補修	12	_	_	_
部	入口・	入口一通路の段差解消		<u> </u>		_
分	階段	手摺の設置・改修	_	<u> </u>		_
	FEIA	予値の設置 - 改修	24		_	
		消火栓箱取替	25	_	<del> </del>	
	電気等	分電盤類取替	30		_	<u> </u>
	設備	刀电無規収音   照明器具取替	15			
	HV \U	│ 共視聴アンテナ改修	15		_	
		給水・給湯管改修	20		+ _ +	
	配管	排水管改修	30			<u> </u>
	ᄪᅜᄄ	ガス管改修	30			<u> </u>
$\vdash$		児童遊園の整備・改修	20		_	_
	共同·	児里班園の発掘・以修   駐輪場屋根改修	20			
	付帯施設	│ ・ 物置等の整備・改修	20	<u> </u>		
屋		初直寺の金浦・以修	15		_	_
外	給排水·	州水ボンク収音   受水槽取替	25	<del>-</del>	_	_
·	電気等	多化槽改修	<u> </u>	<del>-</del>	_	_
外#	設備	屋外灯改修	15	0		)
構		給水管改修	20	<del>-</del>	_	_
	配管	排水管改修	30	_	_	_
L		ガス管改修	30			
生主業	の対象とすん				•	

<sup>○</sup> 改善事業の対象とすべき項目 ○ 計画期間中に修繕周期を経過し修繕の対象とする項目・周期はないが修繕の対象とする項目 - 修繕の対象とならない又はしない項目

# 団地別住棟別修繕方針[災害公営住宅]

			J <i>777</i> 12		[汉吉公宮任			
		団地名→	عدر الم	1 🗆	0 🗆	西町	1 -	[
		住棟名→			2号	3号	4号	5号
		建設年度→ 構造階数→	周期		H26	H26	H26	H26
1.	∇ \G /= ₩ 「 +□ ·			耐 3/メゾネット	耐 3/メゾネット		耐 3/メゾネット	
糸	<u> </u>	在 - 計画期間最終年次]	→ 4.5	8–18	8–18	8–18	8–18	8–18
		防水性向上等	15	_	<u> </u>	_	_	_
	浴室	ユニットバス改修	25	_	<del>-</del>	_	_	_
		手摺設置・改修	_	_	_	_	_	_
	台所・	流し台・洗面台更新	20	_	<del>-</del>	_	_	_
	洗面所	台所壁の不燃化・改修	15	0	0	0	0	0
	トイレ	便器の改修	25	_	<del>-</del>	_	_	<del>-</del>
		手摺設置・改修	_	_	_	_	_	_
住		給湯器設置・改修	15	0	0	0	0	0
戸	給排水·	換気扇設置・改修	20	_	_	_	_	_
	電気等	分電盤類取替	15	0	0	0	0	0
	設備	電気容量のアップ	_	<del>-</del>	<del>-</del>	_	_	_
		警報器等の設置・改修	20	_	_	_	_	_
		給水・給湯管改修	20	_	<del>-</del>	_	_	_
	配管	排水管改修	30	—	<u>—</u>	<u> </u>	_	_
		ガス管改修	30	_	_	_	_	_
	建具等	建具改修	36	_	_	_	_	_
		耐久性向上等	18	<del>-</del>	<del>-</del>	<del>-</del>	_	_
	外壁等	吹付タイル等補修	18	<del>-</del>	<del></del>	<del>-</del>	_	_
		軒裏補修	18	_	<del>-</del>	<del>-</del>	_	_
		庇・笠木補修	18	_	_	_	_	_
		雨樋等補修	18	<del></del>	<del>-</del>	_	_	_
		バルコニー補修	18	_	_	_	_	_
		バルコニー防水	18	_			_	_
		防水性向上等	12	0	0	0	0	0
	屋根	屋根塗替	12	_	_	_	_	_
共田		屋根葺替	24	_	<del>_</del>	<del>_</del>	_	_
用部		内壁・天井補修	12	0	0	0	0	0
分	入口・	入口一通路の段差解消	_	_	_	_	_	_
73	階段	手摺の設置・改修	_	_	_	_	_	_
		郵便箱取替	24		_		_	_
		消火栓箱取替	25	_	_	_	_	_
	電気等	分電盤類取替	30	_	_	_	_	_
	設備	照明器具取替	15	0	0	0	0	0
		共視聴アンテナ改修	15	0	0	0	0	0
		給水・給湯管改修	20		_			_
	配管	排水管改修	30	_	_	_	_	_
		ガス管改修	30	_	_		_	_
	#6	児童遊園の整備・改修	20			_		
	共同· 付帯施設	駐輪場屋根改修	20			_		
	171.中'加政	物置等の整備・改修	20					
屋外	給排水·	給水ポンプ取替	15			_		
۶۲	超排水· 電気等	受水槽取替	25			_		
外	設備	净化槽改修	<u> </u>			_		
構	H~ NUI	屋外灯改修	15			0		
	,	給水管改修	20					
	配管	排水管改修	30			_		
	ル美声米の一	│ガス管改修 対象とすべき項目	30			_		

<sup>◎</sup> 改善事業の対象とすべき項目○ 計画期間中に修繕周期を経過し修繕の対象とする項目・周期はないが修繕の対象とする項目一 修繕の対象とならない又はしない項目

団地別住棟別修繕方針「災害公営住宅]

団地別住棟別修繕方針[災害公営住宅]								
		団地名→			原第二			
		住棟名→	修繕	1・2号	3 · 4 号			
		建設年度→	周期	H27	H27			
		構造階数→		耐 2	耐 2			
経	過年数[現在	- 計画期間最終年次]	$\rightarrow$	7–17	7–17			
		防水性向上等	15	_	_			
	浴室	ユニットバス改修	25	_	<del>-</del>			
		手摺設置・改修	<b>—</b>	<del></del>	<del></del>			
	台所·	流し台・洗面台更新	20	_	_			
	洗面所	台所壁の不燃化・改修	15	0	0			
		便器の改修	25	_	_			
	トイレ	手摺設置・改修	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			
住		給湯器設置・改修	15	0	0			
一声	給排水·	換気扇設置・改修	20	_	_			
ĺ	電気等	分電盤類取替	15	0	0			
	設備	電気容量のアップ		_	_			
		警報器等の設置・改修	20	_	_			
		給水·給湯管改修	20	_	_			
	配管	排水管改修	30	_	_			
	70 1	ガス管改修	30	_	_			
	建具等	建具改修	36	_	_			
	7.274	耐久性向上等	18	_	_			
	外壁等	吹付タイル等補修	18	_				
		軒裏補修	18	_	_			
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18	_	_			
		雨樋等補修	18	_	_			
		バルコニー補修	18	_	_			
		バルコニー防水	18	_	_			
	屋根	防水性向上等	12	0	0			
		屋根塗替	12	_	_			
共			24	_	_			
用		内壁・天井補修	12	0	0			
部	入口・	入口一通路の段差解消		_	_			
分	階段	手摺の設置・改修	—	_	_			
		郵便箱取替	24	_	_			
		消火栓箱取替	25	_	_			
	電気等	分電盤類取替	30	_	_			
	設備	   照明器具取替	15	0	0			
		共視聴アンテナ改修	15	0	0			
		給水・給湯管改修	20	_	_			
	配管	排水管改修	30	<del>-</del>	<del>-</del>			
	70 1	ガス管改修	30	<del>-</del>	<del>-</del>			
		児童遊園の整備・改修	20		_			
	共同・	<u>計量過過多速偏                                   </u>	20		<del>-</del>			
_	付帯施設	物置等の整備・改修	20		<del>_</del>			
屋	<b>%</b> ∧ +-11-	給水ポンプ取替	15		_			
外.	給排水· 電気等	受水槽取替	25		_			
· 外	□ 電気等 □ 設備	浄化槽改修	_		_			
構	IX VIII	屋外灯改修	15		0			
11.7		給水管改修	20		_			
	配管	排水管改修	30					
<b>帯</b> 小 -	  象とすべき	ガス管改修	30		_			
≠(ノ) ジ	コをとすべき	坦日						

### 団地別住棟別修繕方針[災害公営住宅]

			11111		计L灭音公图 计西	大町 大町	т 亩	+-	 订南
		団地名→	修繕		2号	1. 2. 3. 4 号	J 果 5.6号	1号	2号
		住棟名→ 建設年度→	修繕 周期	H26	H26	H26	5. 0 号 H26	H27	H27
		構造階数→	归粉	耐 5	耐 5	木1	耐 5	耐 5	耐 3
幺			$\rightarrow$	8–18	8–18	8-18	8–18	7–17	7–17
花	E迥平奴[巩/	î .	<i>→</i>	0-10	0-10	0-10	0-10	7-17	7-17
	<b>※</b>	防水性向上等 ユニットバス改修	25	<u>—</u>	<u> </u>	_	<u>—</u>	_	
	浴室	ユーツトハ人以修   手摺設置・改修		<u>–</u>	<u> </u>		<u>–</u>		<u>—</u>
	ム記	流し台・洗面台更新	20		_	_		_	_
	台所· 洗面所	台所壁の不燃化・改修	15	0	0	0	0	0	0
	лшл	古所室の不然化・改修       便器の改修	25		_	_		_	_
	トイレ	医部の改修   手摺設置・改修							
住		給湯器設置・改修	15	0	0	0	0	0	0
戸	«△+++¬レ	換気扇設置・改修	20		_				
, .	給排水· 電気等	分電盤類取替	15	0	0	0	0	0	0
	設備	可电盤規収音   電気容量のアップ	-						
	H	電気存量のアクラー	20		_			<u> </u>	<u> </u>
		給水・給湯管改修	20		_	<u> </u>	_	_	_
	配管	排水管改修	30	_	_	_	_	_	_
		ガス管改修	30	_	<u> </u>	_	_	_	_
	建具等	建具改修	36	_	_	_	_	_	_
	~~ (1	耐久性向上等	18		_	_	_	_	_
	外壁等	吹付タイル等補修	18	_	_	_	_	_	_
		軒裏補修	18	_	<u> </u>	_	_	_	<u> </u>
		・ ・ 笠木補修	18	_	_	_	_	_	<del>  _</del>
			18	_	_	_	_	_	<u> </u>
		バルコニー補修	18	—	<u> </u>	<u> </u>	—	_	<u> </u>
		バルコニー防水	18	—	_	<u> </u>	—	<u> </u>	<u> </u>
	屋根	防水性向上等	12	0	0	0	0	0	0
			12	_	_	_	_	_	_
共			24	_	_	_	_	_	<u> </u>
用如		内壁・天井補修	12	0	0	_	0	0	0
部分	入口・	入口一通路の段差解消	_	<del></del>	_	<del>-</del>	<del></del>	<u> </u>	<del>-</del>
73	階段	手摺の設置・改修	<u> </u>	_	_	_	_	_	_
		郵便箱取替	24	_	_	_	_	_	_
		消火栓箱取替	25	_	_	_	_	_	_
	電気等	分電盤類取替	30	_	_	_	_	_	_
	設備	照明器具取替	15	0	0	_	0	0	0
		共視聴アンテナ改修	15	0	0	_	0	0	0
		給水・給湯管改修	20		_			_	
	配管	排水管改修	30	_	_	_	_	_	_
		ガス管改修	30	_	_	_		_	_
	共同·	児童遊園の整備・改修	20		_	_	_	_	_
	共同· 付帯施設	駐輪場屋根改修	20	_	_	_	_	-	_
屋	און ניו ניו מויניו	物置等の整備・改修	20		_	_	_	-	_
外	給排水·	給水ポンプ取替	15	_	_	_	_	-	_
	電気等	受水槽取替	25	_	_	_	_	_	_
外	設備	净化槽改修	15	_	_	_	<u> </u>	-	_
構		屋外灯改修	15	(	)		)	(	)
	和答	給水管改修	20 30		<del>-</del>			_	
	配管	排水管改修 ガス管改修	30	_	_		_	_	_
) 改:	美車業の対4	ガヘ盲欧修 象とすべき項目	00						

<sup>◎</sup> 改善事業の対象とすべき項目○ 計画期間中に修繕周期を経過し修繕の対象とする項目・周期はないが修繕の対象とする項目- 修繕の対象とならない又はしない項目

団地別住棟別修繕方針「災害公営住宅]

		回地別往傑別	修繕力	計[災害公営位		
		団地名→		, _	栄町	
		住棟名→	I	1号	2号	3号
		建設年度→	周期	H27	H27	H27
-		構造階数→		耐 3	耐 3	耐 3
糸	E過年数[現	在 - 計画期間最終年次]	<i>→</i>	7–17	7–17	7–17
		防水性向上等	15	_	_	_
	浴室	ユニットバス改修	25	<del>-</del>		_
		手摺設置・改修	_	_	_	_
	台所	流し台・洗面台更新	20	_		_
	洗面所	台所壁の不燃化・改修	15	0	0	0
	トイレ	便器の改修	25	_	_	_
	1 1 2	手摺設置・改修		_	_	_
住		給湯器設置·改修	15	0	0	0
戸	給排水·	換気扇設置・改修	20	_	_	_
	電気等	分電盤類取替	15	0	0	0
	設備	電気容量のアップ		_		_
		警報器等の設置・改修	20	_		_
		給水・給湯管改修	20	<u> </u>	_	_
	配管	排水管改修	30	_		<u> </u>
		ガス管改修	30	_		_
	建具等	建具改修	36	_	_	_
		耐久性向上等	18	_	]	_
	外壁等	吹付タイル等補修	18			
		軒裏補修	18	_		_
		庇・笠木補修	18			<del>-</del>
		雨樋等補修	18	_	_	<del>-</del>
		バルコニー補修	18	_	_	<del>-</del>
		バルコニー防水	18			<u> </u>
	屋根	防水性向上等	12	0	0	0
س ا		屋根塗替	12	_	_	_
共田		屋根葺替	24			<u> </u>
用部		内壁・天井補修	12	0	0	0
分	入口·	入口一通路の段差解消	_	_	_	_
,,,	階段	手摺の設置・改修	-	_	_	_
		郵便箱取替	24			
		消火栓箱取替	25	_	_	_
	電気等	分電盤類取替	30	_	_	_
	設備	照明器具取替	15	0	0	0
		共視聴アンテナ改修	15	0	0	0
		給水・給湯管改修	20	_	_	
	配管	排水管改修	30	_	_	_
		ガス管改修	30			
	共同·	児童遊園の整備・改修	20			
	共同· 付帯施設	駐輪場屋根改修	20		_	
屋	い市派政	物置等の整備・改修	20		_	
外	給排水·	給水ポンプ取替	15		_	
	電気等	受水槽取替	25		_	
外	設備	净化槽改修	—			
構		屋外灯改修	15		0	
	#7 <i>#</i>	給水管改修 ##-1/第7-1/6	20		_	
	配管	排水管改修	30		<u> </u>	
<u>L</u>	対象とすべ	ガス管改修 き項日	ა∪			

<sup>○</sup> 改善事業の対象とすべき項目 ○ 計画期間中に修繕周期を経過し修繕の対象とする項目・周期はないが修繕の対象とする項目 - 修繕の対象とならない又はしない項目

# 6-3 改善事業の実施方針

### 1) 改善事業の種別類型

標準的な修繕周期を踏まえて実施する定期的な点検に基づき、適切な時期に改善を行うことで、 居住性・安全性等の向上が図られ長期的に活用することができるよう、公営住宅等ストック総合改善事業の内容として、以下の改善メニューが用意されています。

また、本市ストックの整備手法の選定で改善と判定された団地について、以下の方針に基づき改善事業(個別改善事業)を実施します。

# ①居住性向上型

方針	内容
引き続き活用を図るストックについて、 住戸・住棟設備の機能向上を行い、居住 性を確保します。	給湯設備の設置、浴室のユニットバス化、排水 処理施設の整備(便所の水洗化等)など

# ②福祉対応型

方針	内容
引き続き活用を図るストックについて、 高齢者・子育て世帯等が安全・安心して 居住できるように、住戸、共用部のバリ アフリー化を進めます。	住戸内部・共用部の段差の解消、手摺設置、浴 室・トイレ等の高齢者対応など

# ③安全性確保型

方針	内容
防犯性や落下・転倒防止など生活事故防	耐震改修、避難経路の確保、玄関扉の安全性確
止に配慮した改善を行います。	保、防犯に配慮した建物部品の設置など

### 4長寿命化型

方針	内容
計画修繕周期等に合わせ、長期的な活用を 図る団地・住棟において、耐久性の向上や 躯体への影響の軽減、維持管理の容易性の 観点から予防保全的な改善を行います。	外壁や屋根・屋上防水の耐久性の向上、給排水 管の耐久性の向上など

### 2) 改善事業の方針

公営住宅等ストック総合改善事業の個別改善の種類及び施行要件にそって、本市のストックに対して改善事業が必要な項目を、下表の例示から選択します。

#### ①住戸改善

耐火構造の住棟で、修繕時期が到来した住戸に対して下記の改善工事を予定します。

・配管の耐久性に資する工事(長寿命化)

### ②共用部分改善

耐火構造の住棟については、下記の改善工事を予定します。

・屋上、外壁の耐久性向上(長寿命化)

※外壁の耐久性向上に資する工事の中には、軒裏補修、庇笠木補修、バルコニー補修、バルコニー防水等の工事を、耐久性向上に資する工事として外壁工事と一体的に行う 計画とします。

耐火構造の住棟で、修繕時期が到来した共用部分に対して下記の改善工事を予定します。

・配管の耐久性に資する工事(長寿命化)

### ③屋外・外構改善

住戸及び共用部分の配管の耐久性に資する工事を行う団地では、下記の改善工事を予定します。

・配管の耐久性、耐食性向上に資する工事(長寿命化)

#### 公営住宅等ストック総合改善事業の対象項目例示 (策定指針)

	公宮住七寺へトック総古以告事業の対象項目例が(東定相町)							
	住戸改善	共用部分改善	屋外・外構改善					
居住性向上	・間取りの改修 ・給湯設備の設置 ・電気容量のアップ ・外壁・最上階の天井等の断熱 ・開口部のアルミサッシ化 ・浴室のユニットバス化 ・浴室の換気扇設置	・給水方式の変更 ・外壁の断熱化対応 ・共視聴アンテナ設備設置 ・地上デジタル放送対応 (当該建物に起因する電波障害対策 の既設共聴アンテナ等改修含む)	・雨水貯留施設の設置 ・地上デジタル放送対応 (当該建物に起因する電波障害対策の既 設共聴アンテナ等改修含む) ・集会所の整備・増改築 ・児童遊園の整備 ・排水処理施設の整備					
福祉対応	<ul><li>・住戸内部の段差解消</li><li>・浴室、便所等への手摺の設置</li><li>・浴槽、便器の高齢者対応</li><li>・高齢者対応建具</li><li>・流し台、洗面台更新</li></ul>	・廊下、階段の手摺設置 ・中層エレベーターの設置・機能向上 ・段差の解消 ・視覚障害者誘導用ブロック等の設置	・屋外階段の手摺の設置 ・屋外通路等の幅員確保 ・スロープの設置 ・電線の地中化					
安全性確保	・台所壁の不燃化 ・避難経路の確保 ・住宅用防災警報器等の設置(*1) ・アスベストの除去等 ・ピッキングが困難な構造の玄関扉 の錠、補助錠の設置、破壊が困難 なガラスへの取替、防犯上有効な 箇所への面格子等の防犯建物部品 の設置(*3)	・耐震診断、耐震改修(*2) ・外壁落下防止改修 ・バルコニーの手摺のアルミ化 ・防火区画の設置 ・避難設備の設置 ・アスベストの除去等 ・エレベーターかご内の防犯カメラ設置(*3) ・地震時管制運転装置等の設置	・屋外消火栓設置 ・避難経路となる屋外通路等の整備 ・屋外通路等の照明設備の照度確保(*3) ・ガス管の耐震性・耐食性向上 ・防犯上有効な塀、柵、垣、植栽の設置(*3)					
長寿命化	<ul><li>・浴室の防水性向上に資する工事</li><li>・内壁の断熱性向上・耐久性向上に 資する工事</li><li>・配管の耐久性向上に資する工事</li></ul>	・躯体・屋上・外壁・配管の耐久性向上 ・避難施設の耐久性向上	・配管の耐久性·耐食性向上に資する工 事					

<sup>※1</sup> 公営住宅への住宅用防災警報器等の設置は「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備の設置について(通知) (平成17年9月16日国住備第50号)」を参照

<sup>\*\*2</sup> 公営住宅の耐震改修は「公営住宅等の耐震化の推進について(平成18 年4 月28日国住備第31 号)」を参照

<sup>\*3</sup> 公営住宅の防犯性向上は「共同住宅に係る防犯上の留意事項及び防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針について(平成 13 年 3 月23 日国住備発第110 号)」を参照

# 3) 住棟別改善方針

団地別住棟別の改善方針は、以下のとおりです。

# 団地別住棟別改善方針

		7. 美中央	団地			仲町		
		改善内容	棟	1.2号	3. 4. 6. 7号	5号	9号	8号
		間取り改修						
		給湯設備設置						
	<b>尼</b> 分州	電気容量のアップ		済	済	済	済	済
	居住性向上	外壁・最上階の天井等の断熱						
		浴室のユニットバス化						
		浴室の換気扇設置						
		床段差解消						
		浴室・便所等手摺設置						
15-	福祉対応	浴槽・便器の高齢者対応						
住戸		高齢者対応の建具改修						
)		流し台・洗面台更新						
		台所壁の不燃化						
		避難経路の確保(梯子設置)						
	安全性確保	防災警報器等の設置						
		アスベストの除去等						
		面格子等の防犯建物部品の設置						
		浴室の防水性向上に資する工事						
	長寿命化	内壁の断熱性・耐久性向上に資するエ	□事					
		配管の耐久性向上に資する工事		給水:済	給水:済	給水:済	給水:済	給水:済
		給水方式の変更						
	居住性向上	外壁・屋根改修(断熱化対応)						
		共視聴アンテナ設備設置						
		地上デジタル放送対応						
	福祉対応	廊下・階段の手摺設置						
		中層エレベーターの設置						
		玄関入口段差の解消						
共		視覚障害者誘導用ブロック等の設置						
用用		耐震診断・耐震改修						
部		外壁落下防止改修						
分		バルコニーの手摺のアルミ化						
1.	安全性確保	防火区画の設置						
	スエは能が	避難設備の設置						
		アスベストの除去等						
		地震時管制運転装置等の設置						
		屋上・外壁の耐久性向上		済	 済	済		
	長寿命化	配管の耐久性向上	4	治水:済	 給水:済	給水:済	給水:済	給水:済
		避難施設の耐久性向上	,		小口ノフィ・ハコ	小口/リベ・バコ	小口とりて・ハコ	小口とりく・ハコ
		雨水貯留施設の設置						
		地上デジタル放送対応						
	居住性向上	集会所の整備・増改築						
	冶压压时工	児童遊園の整備						
		排水処理施設の整備						
		屋外階段の手摺の設置						
屋外		屋外通路等の幅員確保						
	福祉対応	段差の解消(スロープの設置等)						
外		電線の地中化	+					
構		電線の地中化						
177		産が有べ性設置 避難経路となる屋外通路等の整備						
	安全性碎化	屋外通路等の照明設備の照度確保	+					
	安全性確保							
		ガス管の耐震性・耐食性向上 防犯上有効な塀・柵・垣・植栽の設置	곡					
	目主合ル					≒		
	長寿命化	配管の耐久性・耐食性向上に資するエ			が望ましい改	<u>済</u>		

●:実施が望ましい改善

# 団地別住棟別改善方針

			1生傑別の	1 .			3 m=	
		改善内容	団地	東町	1 🛭	国見っと		1 5 0
		即而 ( ) <b>/</b> / / / / / / / / / / / / / / / / / /	棟	1号	1号	3 号	2号	4 · 5 号
		間取り改修 給湯設備設置						
	居住性向上	電気容量のアップ 外壁・最上階の天井等の断熱						1
		浴室の換気扇設置   浴室の換気扇設置						
		床段差解消						
	福祉対応	浴槽・便器の高齢者対応						
住	他似外心	高齢者対応の建具改修						
戸		流し台・洗面台更新						
		台所壁の不燃化 避難経路の確保(梯子設置)						
	<b>小人从</b> 按归							
	安全性確保	防災警報器等の設置						
		アスベストの除去等						
		面格子等の防犯建物部品の設置						
	巨丰会儿	浴室の防水性向上に資する工事   中島の紫熱性   社会性の   に答す	7 丁亩					
	長寿命化	内壁の断熱性・耐久性向上に資する	も上争		4∆ ¬L . ;★		•	•
		配管の耐久性向上に資する工事		•	給水:済	•		
		給水方式の変更						
	居住性向上	外壁・屋根改修(断熱化対応)						
		共視聴アンテナ設備設置						
		地上デジタル放送対応						
		廊下・階段の手摺設置						
	福祉対応	中層エレベーターの設置						
l		玄関入口段差の解消						
共		視覚障害者誘導用ブロック等の設	直					
用如	安全性確保	耐震診断・耐震改修						
部八		外壁落下防止改修						
分		バルコニーの手摺のアルミ化						
		防火区画の設置						
		避難設備の設置						
		アスベストの除去等						
		地震時管制運転装置等の設置			<u></u>			_
	E + ^ //	屋上・外壁の耐久性向上		•	済	•		•
	長寿命化	配管の耐久性向上		•	給水:済	•	•	•
		避難施設の耐久性向上						
		雨水貯留施設の設置						
	- 0 la 7 l	地上デジタル放送対応						
	居住性向上	集会所の整備・増改築						
		児童遊園の整備						
屋		排水処理施設の整備						
		屋外階段の手摺の設置						
外	福祉対応	屋外通路等の幅員確保						
	旧印入沙心	段差の解消(スロープの設置等)						
外		電線の地中化						
構		屋外消火栓設置						
		避難経路となる屋外通路等の整備						
	安全性確保	屋外通路等の照明設備の照度確保						
		ガス管の耐震性・耐食性向上						
		防犯上有効な塀・柵・垣・植栽の		_			_	
	長寿命化	配管の耐久性・耐食性向上に資す・	る工事	•				
				● · 宇体·	が望ましい改善	<b></b>		

●:実施が望ましい改善

# 団地別住棟別改善方針

			11生傑列 [		3 M-r		ا الـ	<b>≡</b> ⊞₹	
		改善内容	団地 棟	三島 1号		1・2号	 3 号	長野 ┃ ◢ ☲	E =
			惈	一一一	2.3号	1.7号	び方	4号	5号
		給湯設備設置							
		電気容量のアップ							
	居住性向上	外壁・最上階の天井等の断熱							
		浴室のユニットバス化							
		浴室の換気扇設置							
		床段差解消							
		浴室·便所等手摺設置							
	福祉対応	浴槽・便器の高齢者対応							
住	THILLYING	高齢者対応の建具改修							
戸		流し台・洗面台更新							
		台所壁の不燃化							
		避難経路の確保(梯子設置)							
	安全性確保	防災警報器等の設置							
	<b>女王江唯</b> 体	アスベストの除去等							
		面格子等の防犯建物部品の設置							
		浴室の防水性向上に資する工事							
	長寿命化	内壁の断熱性・耐久性向上に資す	ス 丁 車						
	及分明化	配管の耐久性向上に資する工事	○ 工事		•	•	•	•	•
		給水方式の変更							
		外壁・屋根改修(断熱化対応)							
	居住性向上	共視聴アンテナ設備設置							
		地上デジタル放送対応							
		廊下・階段の手摺設置							
		中層エレベーターの設置							
	福祉対応	玄関入口段差の解消							
共		視覚障害者誘導用ブロック等の設定	 품						
用用		耐震診断・耐震改修	<u>=</u>						
部		外壁落下防止改修							
分		バルコニーの手摺のアルミ化							
/ / /	安全性確保	防火区画の設置							
	女宝性傩保	避難設備の設置							
		アスベストの除去等							
		地震時管制運転装置等の設置							
		屋上・外壁の耐久性向上		外壁済●	•		•		
	長寿命化	配管の耐久性向上		11 = 1/1	•		•	•	
	以为制品	避難施設の耐久性向上							
		雨水貯留施設の設置						l	l
		地上デジタル放送対応							
	居住性向上	集会所の整備・増改築							
	/H   H   H   H   H	児童遊園の整備							
		排水処理施設の整備							
屋		屋外階段の手摺の設置							
外		屋外通路等の幅員確保							
.	福祉対応	段差の解消(スロープの設置等)							
外		電線の地中化							
構		屋外消火栓設置							
		避難経路となる屋外通路等の整備							
	安全性確保	屋外通路等の照明設備の照度確保							
	女宝性催保	ガス管の耐震性・耐食性向上							
		防犯上有効な塀・柵・垣・植栽の	 設置						
	長寿命化	配管の耐久性・耐食性向上に資す							
	,	, <u> </u>	-	• •	宇体が切ま	 しい改善			

●:実施が望ましい改善

災害公営住宅については、建設後間もないことから改善事業を行う必要がなく、団地別の改善方針は、以下のとおりです。

# 団地別住改善方針[災害公営住宅]

		改善内容	万ヶ廹	小高上町	西町	西川原第二
		間取り改修				
		給湯設備設置		改善事業の	の予定なし	
		電気容量のアップ		7(1)	1 7 7 2 3 2	
	居住性向上	外壁・最上階の天井等の断熱				
		浴室のユニットバス化				
		浴室の換気扇設置				
		床段差解消				
		浴室・便所等手摺設置				
	福祉対応	浴槽・便器の高齢者対応				
住一		高齢者対応の建具改修				
戸		流し台・洗面台更新				
		台所壁の不燃化				
		避難経路の確保(梯子設置)				
	安全性確保	防災警報器等の設置				
		アスベストの除去等				
		面格子等の防犯建物部品の設置				
		浴室の防水性向上に資する工事				
	長寿命化	内壁の断熱性・耐久性向上に資する工事				
		配管の耐久性向上に資する工事				
		給水方式の変更				
	<b>尼</b>	外壁・屋根改修(断熱化対応)				
	居住性向上	共視聴アンテナ設備設置				
		地上デジタル放送対応				
		廊下・階段の手摺設置				
	福祉対応	中層エレベーターの設置				
	では、	玄関入口段差の解消				
共		視覚障害者誘導用ブロック等の設置				
用		耐震診断・耐震改修				
部		外壁落下防止改修				
分		バルコニーの手摺のアルミ化				
	安全性確保	防火区画の設置				
		避難設備の設置				
		アスベストの除去等				
		地震時管制運転装置等の設置				
	E + ^ "	屋上・外壁の耐久性向上				
	長寿命化	配管の耐久性向上				
		避難施設の耐久性向上				
		雨水貯留施設の設置				
		地上デジタル放送対応				
	居住性向上	集会所の整備・増改築				
		児童遊園の整備				
		排水処理施設の整備				
屋		屋外階段の手摺の設置				
外.	1 備仳灯心	屋外通路等の幅員確保				
· 外		段差の解消(スロープの設置等) 電線の地中化		-		
構		電線の地中化   屋外消火栓設置				
1177		歴外消火性設置 避難経路となる屋外通路等の整備				
	安全性確保	対理性的となる屋外通路等の登開				
	女土   工唯   休	ガス管の耐震性・耐食性向上				
		防犯上有効な塀・柵・垣・植栽の設置				
	 長寿命化	配管の耐久性・耐食性向上に資する工事				
<u> </u>	以对即心	10日   10   10   10   10   10   10   10	1			<u> </u>

# 団地別住改善方針[災害公営住宅]

放電内容 大町東 大町南   大町市   大町   大町	ᄽᅲ
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	栄町
居住性向上 電気容量のアップ 外壁・最上陰の天井等の断熱 浴室の臭気原設置 床段差解消 冷茎・便所等手階設置 溶性を繋が高いの建具改修 流し台・洗面台更新 台所壁の不燃化 避難経路の確保(梯子設置) 防災警報器等の設置 アスペストの除法等 面格子等の防犯建物部品の設置 アスペストの除法等 面格子等の防犯建物部品の設置 アスペストの除法等 面格子等の防犯建物部品の設置 ※室の断水性向上に資する工事 といった。 といった。といった。といった。といった。といった。といった。といった。といった。	$\neg$ $\vdash$
居住性向上	
浴室のユニットバス化   浴室の換気扇設置   深空の換気扇設置   深空の換気扇設置   深空・便所等手摺設置   深値・便器の高齢者対応   高齢者対応の違具改修   流し台・洗面台更新   台所壁の不燃化   避難経路の確保 (梯子設置)   防災警報器等の設置   アスペストの除去等   面格子等の防池建物部品の設置   浴室の防水性向上に資する工事   内陸の断熱性・耐久性向上に資する工事   内陸の断熱性・耐久性向上に資する工事   内陸の断熱性・耐久性向上に資する工事   中屋地上デジタル放送対応   東視聴アンテナ設備設置   地上デジタル放送対応   東北東野・ド略段の手摺設置   中層エレペーターの設置   玄関入口段差の解消   現覚障害者誘導用ブロック等の設置   東部大の政策   東部、政策   東部、和東、和東、和東、和東、和東、和東	
注	
# 接及差解消 治室・便所等手摺設置 治槽・便器の高齢者対応 高齢者対応の連具改修 流し台・洗面台更新 台所壁の不燃化 避難経路の確保(梯子設置) 防災警報器等の設置 アスペストの除去等 面格子等の防犯建物部品の設置 治室の防水性向上に資する工事 見寿命化 をと、と、を、を、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	
福祉対応   一部	
## (世界の	
高齢者対応の建具改修 流し台・洗面台更新 台所壁の不燃化 避難経路の確保(梯子設置) 助災警報器等の設置 アスペストの除去等 面格子等の防犯建物部品の設置 浴室の防水性向上に資する工事 内壁の断熱性・耐久性向上に資する工事 配管の耐久性向上に資する工事 配管の耐久性向上に資する工事 を発生、屋根改修(断熱化対応) 共視聴アンテナ設備設置 地上デジタル放送対応 廊下・階段の手摺設置 中層エレペーターの設置 玄関入口段差の解消 視覚障害者誘導用ブロック等の設置 対機関準書者誘導用ブロック等の設置 が大ルコニーの手摺のアルミ化 防火区画の設置 アスペストの除去等 地震時管制運転装置等の設置 屋上・外壁の耐久性向上 避難施設の耐久性向上 整整施設の耐久性向上 避難施設の耐久性向上 商水貯留施設の設置 地上デジタル放送対応 原子性向上 選難施設の耐久性向上 商水貯留施設の設置 地上デジタル放送対応 集会所の整備 規定を受けて、対域の耐久性向上 を発達を受けて、対域の耐久性向上 を発達を受けて、対域の耐久性向上 を発達を受けて、対域の耐久性向上 を発達を受けて、対域の耐久性向上 を発達を受けて、対域の耐久性向上 を発達を受けて、対域の耐久性向上 を発達を受けて、対域の関係 関連を関係を受けて、対域の関係 関連を関係を受けて、対域の関係 関連を関係を受けて、対域の耐久性向上 を発達を受けて、対域の耐久性向上 を発達の形々性向上 を発達を受けて、対域の形が、対域を関度を受けて、対域の耐久性向上 を発達を受けて、対域の耐久性向上 を発達を受けて、対域の耐久性向上 を発達を受けて、対域の対域を関度を使り、対域の関係 を受けて、対域の関係 を受けて、対域の関係 を発きのを関係を使り、対域を関度を使りを使り、対域の関係 を発きのを関係を使り、対域を関度を使りを使り、対域を対域を関度を使りを使り、対域を関度を使りを使り、対域を関度を使りを使り、対域を関度を使りを使り、対域を	
会所壁の不燃化 避難経路の確保(梯子設置) 防災警報器等の設置 アスペストの除去等 面格子等の防犯建物部品の設置 浴室の防水性向上に資する工事 内壁の断熱性・耐久性向上に資する工事 配管の耐久性向上に資する工事 配管の耐久性向上に資する工事 を	
要全性確保    変全性確保	
安全性確保         防災警報器等の設置 アスベストの除去等 面格子等の防犯建物部品の設置 浴室の防水性向上に資する工事 内壁の断熱性・耐久性向上に資する工事 合・	
アスベストの除去等 面格子等の防犯建物部品の設置           浴室の防水性向上に資する工事           内壁の断熱性・耐久性向上に資する工事 配管の耐久性向上に資する工事           給水方式の変更 分壁・屋根改修(断熱化対応) 共視聴アンテナ設備設置           地上デジタル放送対応 廊下・階段の手摺設置           中層エレベーターの設置 玄関入口段差の解消 視覚障害者誘導用ブロック等の設置           材養診断・耐震改修 パルコニーの手摺のアルミ化 防火区画の設置           変全性確保         防火区画の設置           変難設備の設置 アスベストの除去等 地震時管制運転装置等の設置           屋上・外壁の耐久性向上 避難施設の耐久性向上	
<ul> <li>面格子等の防犯建物部品の設置</li> <li>浴室の防水性向上に資する工事</li> <li>内壁の断熱性・耐久性向上に資する工事</li> <li>配管の耐久性向上に資する工事</li> <li>給水方式の変更</li> <li>外壁・屋根改修(断熱化対応)</li> <li>共規聴アンテナ設備設置</li> <li>地上デジタル放送対応</li> <li>廊下・階段の手摺設置</li> <li>中層エレベーターの設置</li> <li>玄関入口段差の解消</li> <li>視覚障害者誘導用ブロック等の設置</li> <li>新震診断・耐震改修</li> <li>バルコニーの手摺のアルミ化</li> <li>防火区画の設置</li> <li>避難設備の設置</li> <li>アスベストの除去等</li> <li>地震時管制運転装置等の設置</li> <li>屋上・外壁の耐久性向上</li> <li>避難を耐耐久性向上</li> <li>配管の耐久性向上</li> <li>配管の耐久性向上</li> <li>避難施設の耐久性向上</li> <li>避難施設の耐久性向上</li> <li>原で耐入性向上</li> <li>産上・外壁の耐久性向上</li> <li>原で耐入性向上</li> <li>原で耐入性向上</li> <li>原で耐入性向上</li> <li>原で耐入性向上</li> <li>原で耐入性向上</li> <li>原水貯留施設の設置</li> <li>地上デジタル放送対応</li> <li>集会所の整備・増改築</li> <li>児童遊園の整備</li> <li>排水処理施設の整備</li> <li>屋外階段の手摺の設置</li> <li>屋外階段の手摺の設置</li> <li>屋外路段の手摺の設置</li> <li>屋外路路等の幅員確保</li> </ul>	
接事命化	
長寿命化       内壁の断熱性・耐久性向上に資する工事         配管の耐久性向上に資する工事       給水方式の変更         外壁・屋根改修(断熱化対応)       共視聴アンテナ設備設置         地上デジタル放送対応       廊下・階段の手摺設置         中層エレベーターの設置       立関入口段差の解消         規覚障害者誘導用ブロック等の設置       一層ごレベーターの設置         玄関入口段差の解消       規覚障害者誘導用ブロック等の設置         耐震診断・耐震改修       外壁落下防止改修         パルコニーの手摺のアルミ化       防火区画の設置         避難設備の設置       アスベストの除去等         地震時管制運転装置等の設置       屋上・外壁の耐久性向上         職所的解析       地上デジタル放送対応         集会所の整備・増改築       現金所の整備・増改築         児童遊園の整備       排水処理施設の整備         屋外階段の手摺の設置       屋外階段の手摺の設置         屋外通路等の幅員確保	
配管の耐久性向上に資する工事	
居住性向上	
居住性向上         外壁・屋根改修(断熱化対応) 共視聴アンテナ設備設置 地上デジタル放送対応 廊下・階段の手摺設置 中層エレベーターの設置 玄関入口段差の解消 視覚障害者誘導用プロック等の設置 耐震診断・耐震改修 外壁落下防止改修 パルコニーの手摺のアルミ化 防火区画の設置 避難設備の設置 アスベストの除去等 地震時管制運転装置等の設置 屋上・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 配管の耐久性向上 配管の耐久性向上 取業難設のの設置 地上デジタル放送対応 集会所の整備・増改築 児童遊園の整備 排水処理施設の整備 厚外階段の手摺の設置 屋外階段の手摺の設置 屋外階段の手摺の設置 屋外路段の手摺の設置 屋外路段の手摺の設置 屋外路等の幅員確保	
括住性向上   共視聴アンテナ設備設置   地上デジタル放送対応   廊下・階段の手摺設置   中層エレベーターの設置   玄関入口段差の解消   視覚障害者誘導用ブロック等の設置   耐震診断・耐震改修   外壁落下防止改修   バルコニーの手摺のアルミ化   防火区画の設置   避難設備の設置   アスベストの除去等   地震時管制運転装置等の設置   屋上・外壁の耐久性向上   配管の耐久性向上   避難施設の耐久性向上   避難施設の耐久性向上   避難施設の耐久性向上   一	
地上デジタル放送対応   廊下・階段の手摺設置   中層エレベーターの設置   玄関入口段差の解消   視覚障害者誘導用ブロック等の設置   耐震診断・耐震改修   外壁落下防止改修   バルコニーの手摺のアルミ化   防火区画の設置   避難設備の設置   アスベストの除去等   地震時管制運転装置等の設置   屋上・外壁の耐久性向上   配管の耐久性向上   配管の耐久性向上   避難施設の耐久性向上   避難施設の耐久性向上   避難施設の耐久性向上	
### 「本語では、	
共用     中層エレベーターの設置       玄関入口段差の解消     規覚障害者誘導用プロック等の設置       耐震診断・耐震改修     外壁落下防止改修       パルコニーの手摺のアルミ化     防火区画の設置       避難設備の設置     アスペストの除去等       地震時管制運転装置等の設置     屋上・外壁の耐久性向上       配管の耐久性向上     避難施設の耐久性向上       商水貯留施設の設置     地上デジタル放送対応       集会所の整備・増改築児童遊園の整備排水処理施設の整備排水処理施設の整備     原外階段の手摺の設置       屋外階段の手摺の設置     屋外階段の手摺の設置       屋外路等の幅員確保     屋外路等の幅員確保	
本	
共用部分     視覚障害者誘導用ブロック等の設置       が農診断・耐震改修     外壁落下防止改修       がルコニーの手摺のアルミ化     防火区画の設置       避難設備の設置     アスペストの除去等       地震時管制運転装置等の設置     屋上・外壁の耐久性向上       屋上・外壁の耐久性向上     避難施設の耐久性向上       避難施設の耐久性向上     適難施設の設置       地上デジタル放送対応     集会所の整備・増改築       児童遊園の整備     排水処理施設の整備       排水処理施設の整備     屋外階段の手摺の設置       屋外通路等の幅員確保     屋外通路等の幅員確保	
一	
<ul> <li>部分</li> <li>         か壁落下防止改修         バルコニーの手摺のアルミ化         防火区画の設置         避難設備の設置         アスベストの除去等         地震時管制運転装置等の設置         屋上・外壁の耐久性向上         配管の耐久性向上         避難施設の耐久性向上         超難施設の耐久性向上         雨水貯留施設の設置         地上デジタル放送対応         集会所の整備・増改築         児童遊園の整備         排水処理施設の整備         屋外階段の手摺の設置         屋外路等の幅員確保         </li> </ul>	
分       ボルコニーの手摺のアルミ化         安全性確保       ボルコニーの手摺のアルミ化         長難設備の設置       屋上・外壁の耐久性向上         長寿命化       歴售の耐久性向上         居住性向上       雨水貯留施設の設置         世上デジタル放送対応       集会所の整備・増改築         児童遊園の整備       排水処理施設の整備         排水処理施設の整備       屋外階段の手摺の設置         屋外路段の手摺の設置       屋外通路等の幅員確保	
安全性確保     防火区画の設置       避難設備の設置     アスベストの除去等       地震時管制運転装置等の設置     屋上・外壁の耐久性向上       配管の耐久性向上     避難施設の耐久性向上       避難施設の耐久性向上     雨水貯留施設の設置       地上デジタル放送対応     地上デジタル放送対応       居住性向上     集会所の整備・増改築       児童遊園の整備     排水処理施設の整備       排水処理施設の整備     屋外階段の手摺の設置       屋外通路等の幅員確保     屋外通路等の幅員確保	
避難設備の設置       アスベストの除去等       地震時管制運転装置等の設置       屋上・外壁の耐久性向上       配管の耐久性向上       避難施設の耐久性向上       雨水貯留施設の設置       地上デジタル放送対応       集会所の整備・増改築       児童遊園の整備       排水処理施設の整備       排水処理施設の整備       屋外階段の手摺の設置       屋外通路等の幅員確保	
アスベストの除去等         地震時管制運転装置等の設置         屋上・外壁の耐久性向上         配管の耐久性向上         避難施設の耐久性向上         雨水貯留施設の設置         地上デジタル放送対応         集会所の整備・増改築         児童遊園の整備         排水処理施設の整備         厚外階段の手摺の設置         屋外通路等の幅員確保	
屋上・外壁の耐久性向上         配管の耐久性向上         避難施設の耐久性向上         雨水貯留施設の設置         地上デジタル放送対応         集会所の整備・増改築         児童遊園の整備         排水処理施設の整備         屋外階段の手摺の設置         屋外通路等の幅員確保	
長寿命化     配管の耐久性向上       避難施設の耐久性向上     雨水貯留施設の設置       地上デジタル放送対応     地上デジタル放送対応       集会所の整備・増改築     児童遊園の整備       排水処理施設の整備     虚外階段の手摺の設置       季外通路等の幅員確保     屋外通路等の幅員確保	
長寿命化     配管の耐久性向上       避難施設の耐久性向上     雨水貯留施設の設置       地上デジタル放送対応     地上デジタル放送対応       集会所の整備・増改築     児童遊園の整備       排水処理施設の整備     虚外階段の手摺の設置       季外通路等の幅員確保     屋外通路等の幅員確保	
避難施設の耐久性向上       雨水貯留施設の設置       地上デジタル放送対応       集会所の整備・増改築       児童遊園の整備       排水処理施設の整備       排水処理施設の整備       屋外階段の手摺の設置       屋外通路等の幅員確保	
居住性向上     雨水貯留施設の設置       地上デジタル放送対応     集会所の整備・増改築       児童遊園の整備     排水処理施設の整備       排水処理施設の整備     屋外階段の手摺の設置       屋外通路等の幅員確保     屋外通路等の幅員確保	
居住性向上     集会所の整備・増改築       児童遊園の整備     排水処理施設の整備       屋外階段の手摺の設置     屋外通路等の幅員確保	
居住性向上     集会所の整備・増改築 児童遊園の整備 排水処理施設の整備	
排水処理施設の整備       屋     屋外階段の手摺の設置       外     屋外通路等の幅員確保	
排水処理施設の整備       屋     屋外階段の手摺の設置       外     屋外通路等の幅員確保	
外に対対的を関する。	
外を対象を表現している。	
그 그 가 것 [	
電線の地中化 電線の地中化	
構屋外消火栓設置	
避難経路となる屋外通路等の整備	
安全性確保 屋外通路等の照明設備の照度確保	
ガス管の耐震性・耐食性向上	
防犯上有効な塀・柵・垣・植栽の設置	
長寿命化 配管の耐久性・耐食性向上に資する工事	

### 4) 団地別住棟別改善計画

### (1) 仲町

・前計画にて予定していた、屋根及び配管の耐久性向上と外壁の修繕は、全棟において完了 したため、今後は計画修繕に努め適切な維持管理を行います。

### (2) 東町

- ・1 号棟に対し、屋根の耐久性向上(長寿命化型)及びの外壁の耐久性向上(長寿命化型)と 住戸、共用部分、屋外・外構の配管の耐久性向上に資する工事(長寿命化型)を、令和5年 度に予定します。
- ※なお、住戸、共用部分、屋外の配管の耐久性向上に資する工事(長寿命化型)は、劣化状況の詳細調査に基づき実施時期を再判断します。

### (3) 国見町

- ・前計画にて予定していた、1号棟の屋根及配管の耐久性向上と外壁の修繕は完了したため、 今後は計画修繕に努め適切な維持管理を行います。
- ・2~5 号棟の全棟に対し、屋根の耐久性向上(長寿命化型)及びの外壁の耐久性向上(長寿命化型)と住戸、共用部分、屋外・外構の配管の耐久性向上に資する工事(長寿命化型) を、令和5~8 年度に予定します。
- ※なお、住戸、共用部分、屋外の配管の耐久性向上に資する工事(長寿命化型)は、劣化状況の詳細調査に基づき実施時期を再判断します。

### (4) 三島町

- ・1 号棟に対し、屋根の耐久性向上(長寿命化型)と住戸、共用部分、屋外・外構の配管の耐 久性向上に資する工事(長寿命化型)を、令和9年度に予定します。
- ・2~3 号棟に対し、屋根の耐久性向上(長寿命化型)及びの外壁の耐久性向上(長寿命化型) と住戸、共用部分、屋外・外構の配管の耐久性向上に資する工事(長寿命化型)を、令和9 ~10 年度に予定します。
- ※なお、住戸、共用部分、屋外の配管の耐久性向上に資する工事(長寿命化型)は、劣化状況の詳細調査に基づき実施時期を再判断します。

#### (5) 北長野

- ・1~5号棟の全棟に対し、屋根の耐久性向上(長寿命化型)及びの外壁の耐久性向上(長寿命化型)と住戸、共用部分、屋外・外構の配管の耐久性向上に資する工事(長寿命化型)を、令和11~14年度に予定します。
- ※なお、住戸、共用部分、屋外の配管の耐久性向上に資する工事(長寿命化型)は、劣化状況の詳細調査に基づき実施時期を再判断します。

### (6) 災害公営住宅

・災害公営住宅は、全ての団地において改善事業を行う予定の団地はありません。

# 5) 団地別住棟別改善計画実施予定一覧

住棟別改善計画

				住	戸		<b>1</b>		共用	部分				屋外	· 外構	
		建	居住性向上	福祉対応	安全性確保	長寿命化	居住性向上	福祉対応	安全性確保		長寿命化		居住性向上	福祉対応	安全性確保	長寿命化
団地名·	住棟	建設年度	改善項目なし	改善項目なし	改善項目なし	配管の耐久性向上	改善項目なし	改善項目なし	改善項目なし	屋根の耐久性向上	外壁の耐久性向上	配管の耐久性向上	排水処理施設の整備	改善項目なし	改善項目なし	配管の耐久性向上
仲町	1	S49														
	2	S49														
	3	S50														
	4	S50														
	6	S50														
	7	S50														
	5	S51														
	9	S52														
	8	S53														
東町	1	S51				•				•	•	•				•
国見町	1	S57														
	3	S58				•				•	•	•				
	2	S59				•				•	•	•				•
	4	S61				•				•	•	•				
	5	S61				•				•	•	•				
三島町	1	S63				•				•		•				
	2	H1				•				•	•	•				•
	3	H1				•				•	•	•				
北長野	1	H6				•				•	•	•				
	2	Н6				•				•	•	•				
	3	H7				•				•	•	•				•
	4	Н8				•				•	•	•				
	5	Н9				•				•	•	•				
災害公営	住宅	H25-27	ı	-	_	ı	-	-	ı	_	_	_	_	_	_	ı

●改善の対象とする項目

# 年次別改善事業計画(前期)

				1	丰次別改善事業計画			
	建設	構造	住棟			改善事業の内容		
団地名	年度	階数	番号	R5	R6	R7	R8	R9
東町	S51	耐 3	1	屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)				
国見町	S57	耐 4	1					
	\$58	耐 3	3	屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)				
	S59	耐 4	2		屋根·外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)			
	S61	耐 3	4			屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)		
	S61	耐 3	5				屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)	
三島町	\$63	耐3	1					屋根の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)
	H1	耐3	2					屋根·外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)
	H1	耐3	3					
北長野	Н6	耐 3	1					
	Н6	耐 3	2					
	H7	耐 3	3					
	Н8	耐 3	4					
	Н9	耐 3	5					

# 年次別改善事業計画(後期)

				争耒計凹(俊期)		
ᄪᆘᄸ	住棟			改善事業の内容		
団地名	住棟 番号	R10	R11	R12	R13	R14
東町	1					
国見町	1					
	3					
	2					
	4					
	5					
三島町	1					
	2					
	3	屋根·外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)				
北長野	1		屋根·外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)			
	2			屋根·外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)		
	3				屋根·外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)	
	4					屋根·外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)
	5					屋根・外壁の耐久性向上 配管の耐久性向上 (長寿命化)

<sup>※</sup>国見町・三島町・北長野の住戸、共用部分、屋外・外構の配管の耐久性向上は、劣化状況の詳細調査に基づき 実施時期を再検討します。

### 6-4 建替事業の実施方針

整備手法として建替を選定する場合には、次の点について留意・検討することとします。

- ① 原則として、建替事業によらなければ安全性が確保されないなど、改善事業による対応が不可能 な場合や、耐用年限を経過し躯体(構造体)が著しく劣化しているなど、改善事業よりも建替事 業を実施する方が、ライフサイクルコストの縮減ができる場合に建替事業を選定します。
- ② 安全性の確保に課題等のある団地・住棟の建替事業や改善事業については優先的に実施します。
- ③ 他の団地との集約・再編等について検討を行います。
- ④ 市営住宅団地の長期的な活用や統廃合の見通しに立ち、本計画期間内において解決すべき課題について検討します。また、建替事業スケジュールについては、社会事情や財政状況、従前居住者との意向調整等によって前後する可能性があります。

整備手法の選定で建替と判定された団地については、以下の方針で建替事業を実施します。

#### 1) 建替事業の実施方針

### (1) 民間活力の導入

市の財政負担軽減及び地域経済・地域産業活性化の観点から、PPP/PFI 手法の実施を検討し、民間のノウハウ及びマンパワーを積極的に活用することも検討します。また、民間賃貸住宅市場の空き家を地域の入居者需要や生活利便性を踏まえ、市営住宅の集約・再編に伴う建替えの際には、仮転居先として中古借上型市営住宅として活用することを検討します。

#### (2) 円滑な住み替えのための仮住居等の確保

市営住宅の統廃合を進めるにあたっては、従前入居者の仮住居や移転先住宅が必要となります。 適切な募集停止時期の設定や近接団地との統廃合による移転先・仮住居の確保とあわせ、該当地 域エリア内外の市営住宅とも連携を図ります。

# (3) 居住者等との合意形成や住環境への配慮

建替事業においては、集約・統合での事業となることから、可能な限り計画の初期段階から説明会を開催するなど、居住者や周辺住民の意見・要望の聞き取りや事業の周知を行い、当該事業関係者との合意形成に努め、事業の円滑な推進を図ります。

また、用途廃止の実施においても、入居者の理解と協力が得られるよう、意見・要望のくみ取り や、事業の周知を行い、他団地への住替えなどを考慮していきます。

### (4) 建替余剰地や用途廃止用地の有効活用の検討

建替えとともに、利便性の高い市街地等への集約化を図っていくため、建替事業の実施により、 余剰地が発生する場合が想定されます。統合・用途廃止した敷地については、周辺地域のまちづく りに寄与する他用途の施設の整備だけでなく、民間等への売却についても検討するなど、余剰地や 用途廃止用地の有効活用を図ることを検討します。

#### 2) 計画期間内に実施する建替事業

本計画の計画期間内において、実施する建替事業はありません。

### 6-5 移転・用途廃止の実施方針

### 1) 移転・用途廃止の必要性

本市では、東日本大震災により、市内各所で甚大な被害を受けましたが、その後、災害公営住宅の整備に取り組み、平成27年度には、11団地、350戸(他に県営復興公営住宅:927戸)の災害公営住宅の整備が完了しました。

一方、既存の市営住宅については、25 団地、1,041 戸が整備されており、このうち令和 4 年度において耐用年限を経過した市営住宅住棟が既存全体の約60%となっています。

これらの市営住宅等(既存市営住宅+市営災害公営住宅)には、多くの入居者が居住しておりますが、入居者の多くが高齢者となっていることや、少子化による人口減少などにより、今後のストック数が必要戸数を大きく上回ることが予想されます。

さらには、今後の市営住宅等の管理に対する財政措置も厳しくなることが予想されることから、 入居者の住環境改善を目的とした災害公営住宅への移転推進と、耐用年限の経過した市営住宅等 の用途廃止に取り組み、適正なストック数の確保を図る必要があります。

### 2) 基本方針

### (1) 入居者の住環境改善

耐用年限を経過し、改善の困難な住宅に居住する入居者を災害公営住宅への移転を推進し、 住環境の改善を図ります。

### (2) 耐用年限経過住宅の除却

耐用年限を経過した住宅並びに、今後、耐用年限を迎える住宅の計画的かつ速やかな用途廃止 と除却を推進します。

また、除却においては公営住宅等整備事業対象要綱に基づき、補助事業を活用した用途廃止住棟の除却を進めます。

# (3) 適正なストック数の確保

今後、市営住宅等のストック数が必要戸数を上回ることが予想されるため、上記(1)及び(2)の取り組みにより、本市の状況に相応なストック数の確保を推進します。

ライフサイクルコストの縮減を目指し、効率的なストックの維持管理を行うとともに、耐久性の向上に寄与する修繕・改善を実施するなど、予防保全的な維持管理を実施することにより、住宅ストックの長寿命化を図ります。

また、必要な修繕・改善の複合的な実施とあわせて、建物の仕様変更(修繕周期のより長い部材 等への変更)による耐久性の向上や修繕周期の延長などにより、ライフサイクルコストの縮減を図 ることを基本方針とします。

### 7-1 改善事業に係るライフサイクルコストの縮減効果の算出

計画期間中に長寿命化型改善事業を実施する住棟については、改善事業を実施する場合と実施しない場合のそれぞれについて評価期間中に要するコストを算出し「ライフサイクルコスト(LCC)の縮減効果」を算出します。

ライフサイクルコスト(LCC)の縮減効果の算出の基本的な考え方は次のとおりです。

- (i) 1棟当たりのLCC縮減効果=LCC(計画前)-LCC(計画後) 〔単位:円/棟·年〕
- (ii) LCC(計画前)=(建設費+修繕費+除却費)/評価期間(改善非実施) 〔単位:円/戸·年〕
  - · (建設費+修繕費+除却費)は、長寿命化計画に基づく改善事業を実施しない場合に想定される管理期間に要するコスト
  - ・建設費:推定再建築費。(当該住棟の建設時点に投資した建設工事費×公営住宅法施行規則第 23条の率)ただし、建設時点に投資した建設工事費を把握できない場合は、建設当 時の標準建設費で代用します。
  - ・修繕費:建設後、評価期間末までに実施した修繕工事費。典型的な修繕計画モデルから得られる修繕費乗率を建設費(推定再建築費)に乗じて算定される累積修繕費で代用します。
  - ・評価期間(改善非実施) : 改善事業を実施しない場合に想定される管理期間
  - ・除却費:評価期間末に実施する除却工事費
- (iii) LCC(計画後)=(建設費+改善費+修繕費+除却費)/評価期間(改善実施) 〔単位:円/戸·年〕
  - ・(建設費+改善費+修繕費+除却費)は、改善事業を実施する場合に想定される管理期間に 要する額
  - ・建設費: (ii) の記載と同じ
  - ・改善費:長寿命化計画に基づく改善事業費及び長寿命化計画の計画期間以後に想定される改善事業費の総額から修繕費相当額を控除した額
  - ・修繕費:建設後、評価期間末までに実施した修繕工事費。(ii)の記載と同じ
  - ・除却費:評価期間末に実施する除却工事費
  - ・評価期間(改善実施) : 改善事業を実施する場合に想定される管理期間(目標管理期間)
- ※現時点以後、将来に発生するコスト(将来の改善費、修繕費、除却費)については、社会的割 引率(4%)を適用して現在価値化します。
- ※国が定める「ライフサイクルコスト算定プログラム」により算定。

# 7-2 ライフサイクルコスト縮減効果の算出結果

ライフサイクルコストの縮減効果を算出した結果、以下のように全ての住棟で長寿命化型改善の 実施によりライフサイクルコストの縮減効果があることが確認されました。

計画前モデル

				計画前モデル		
	住棟	評価期間	修繕費 (現在価値化)	建設費 (推定再建築費)	除去費 (現在価値化)	LCC
団地名	番号	1	2	3	4	(2+3+4)÷(1)
		年	円/戸	円/戸	円/戸	円/戸・年
東町	1	50	6, 452, 780	8, 569, 000	854, 804	317, 532
国見町	3	50	7, 981, 662	9, 910, 700	649, 581	370, 839
	2	50	7, 922, 928	9, 910, 700	624, 597	369, 164
	4	50	7, 920, 392	10, 053, 300	577, 475	371, 023
	5	50	7, 920, 392	10, 053, 300	577, 475	371, 023
三島町	1	50	7, 040, 633	9, 197, 700	533, 908	335, 445
	2	50	6, 547, 059	8, 688, 400	513, 373	314, 977
	3	50	6, 547, 059	8, 688, 400	513, 373	314, 977
北長野	1	50	7, 251, 272	11, 772, 000	421, 955	388, 905
	2	50	7, 251, 272	11, 772, 000	421, 955	388, 905
	3	50	7, 575, 874	12, 543, 000	405, 726	410, 492
	4	50	7, 390, 298	12, 476, 400	390, 121	405, 136
	5	50	7, 358, 594	12, 665, 100	375, 117	407, 976

計画後モデル

				一回版し			
					計画後モデル		
団地名	住棟番号	評価期間	修繕費 (現在価値化)	長寿命化型 改善工事費 (現在価値化)	建設費 (推定再建築費)	除去費 (現在価値化)	LCC
		6	7	8	9	10	(⑦+8+9+⑩)÷⑥
		年	円/戸	円/戸	円/戸	円/戸	円/戸・年
東町	1	70	6, 163, 401	808, 269	8, 569, 000	390, 121	227, 583
国見町	3	70	7, 517, 712	808, 269	9, 910, 700	296, 460	264, 759
	2	70	7, 476, 822	777, 182	9, 910, 700	285, 058	263, 568
	4	70	7, 451, 718	747, 290	10, 053, 300	263, 552	264, 512
	5	70	7, 502, 007	718, 548	10, 053, 300	263, 552	264, 820
三島町	1	70	6, 982, 877	526, 527	9, 197, 700	243, 669	242, 154
	2	70	6, 146, 793	690, 912	8, 688, 400	234, 297	225, 149
	3	70	6, 186, 976	664, 338	8, 688, 400	234, 297	225, 343
北長野	1	70	6, 811, 943	638, 787	11, 772, 000	192, 575	277, 361
	2	70	6, 854, 986	614, 218	11, 772, 000	192, 575	277, 625
	3	70	7, 169, 873	590, 594	12, 543, 000	185, 168	292, 695
	4	70	7, 001, 985	567, 879	12, 476, 400	178, 046	288, 919
	5	70	6, 938, 401	567, 879	12, 665, 100	171, 198	290, 608

# ライフサイクルコスト縮減効果

	ノイフサイケルコヘド相談効素							
			年平均縮減額	LCC縮減効果				
団地名	住棟 番号	戸数	((\$)-(1))	① (②×戸数)				
			円/戸・年	円/棟・年				
東町	1	12	89, 949	1, 079, 387				
国見町	3	18	106, 080	1, 909, 434				
	2	32	105, 596	3, 379, 087				
	4	12	106, 511	1, 278, 133				
	5	12	106, 203	1, 274, 439				
三島町	1	6	93, 291	559, 746				
	2	12	89, 828	1, 077, 936				
	3	12	89, 634	1, 075, 603				
北長野	1	24	111, 543	2, 677, 033				
	2	18	111, 279	2, 003, 025				
	3	18	117, 797	2, 120, 350				
	4	18	116, 218	2, 091, 918				
	5	12	117, 368	1, 408, 415				
_			合 計	21, 934, 506				

# 7-3 予防保全的な維持管理等の実施による効果

長寿命化計画に基づき、予防保全的な修繕や耐久性の向上等に資する改善の計画的な実施を行った場合の効果は、以下のとおりです。

### (1) コスト縮減

従来の対症療法型の維持管理から、定期的な点検を実施して市営住宅ストックの状況を把握した上で、適切な時期に予防保全的な修繕及び耐久性の向上等を図る改善を実施することで、市営住宅の長寿命化が図られコスト縮減につながります。

### (2) 安全性の確保

定期点検により現状を把握しながら適切な修繕及び改善を実施することで、市営住宅の安全性が確保されます。

### (3) 効率的な維持管理

本市の市営住宅について建設年度、立地等を踏まえ、重要度に応じた維持管理を実施することで、限られた予算の中での効率的な維持管理を実施することができます。

# 南相馬市公営住宅等長寿命化計画

令和5年2月

編集・発行: 南相馬市 建設部 建築住宅課 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 TEL 0244-22-2111 (代表) URL https://www.city.minamisoma.lg.jp

# パブリックコメント手続きの実施について

# 1 実施概要

# (1) 公表する資料

南相馬市公営住宅等長寿命化計画(素案)

# (2) 意見の提出方法

- ①意見提出の書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記してください。
- ②提出は、窓口へ持参するか郵送またはFAX、電子メールなどで提出してください。

# (3) 意見等の提出期限・公表期間

令和5年2月15日(水)から3月6日(月)まで

# (4)公表場所(閉庁日、休館日を除く)

建設部建築住宅課、市民生活部市民課、小高区と鹿島区の各市民総合サービス課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

# (5) 提出・問合せ先

〒975-8686 原町区本町 2-27

南相馬市建設部建築住宅課

電話: 245253 FAX: 246151

メールアドレス: kenchikujutaku@city.minamisoma.lg.jp

# 2 今後のスケジュールについて

No.	日程	項目
1	令和5年1月27日(金)	鹿島区地域協議会
2	令和5年1月30日(月)	小高区地域協議会・原町区地域協議会
3	2月15日(水)~ 3月6日(月)	パブリックコメント手続き
4	3月 下旬	企画調整会議 (パブリックコメント手続後)
5	3月 下旬	庁議 (パブリックコメント手続後)
6	3月 下旬	計画公表